

葉山町まちづくり条例

技術基準

∞∞ みどり豊かな潤いある都市環境の形成 ∞∞

本技術基準は、葉山町まちづくり条例施行規則第 28 条の
規定に基づいて定めるものです。

平成 15 年 4 月

葉山町都市経済部都市計画課

目 次

1. 緑地に関する基準（規則第26条関係）	・・・	1	ページ
2. 公園に関する基準（規則第26条関係）	・・・	2	ページ
3. 道路に関する基準（規則第27条関係）	・・・	5	ページ
4. 排水施設に関する基準（規則第27条関係）	・・・	66	ページ
5. 公共下水道に関する基準（規則第27条関係）	・・・	67	ページ
6. 消防施設等に関する基準（規則第27条関係）	・・・	70	ページ
7. 防災設備等の設置に関する基準（規則第27条関係）	・・・	95	ページ
8. 協議事項概要	・・・	97	ページ

1. 緑地に関する基準

事業者は、町長と協議のうえ、開発事業区域内に存する樹林等の良好な自然環境のうち、特に必要と認められるものについては、次に定める基準に従って整備を行ったうえ、これを緑地として確保しなければならない。

1 緑地の設置基準

(1) 緑地は、樹林地その他の自然地により確保すること。

ただし、やむを得ない場合は、その一部を人工の植栽地とすることができる。

(2) 緑地を帯状に設置する場合は、幅員は5メートル以上とすること。

2 緑地の整備基準

(1) 緑地の周囲には、公道に接続する管理用道路を設置すること。

(2) 危険を防止するため必要な箇所には、擁壁、さく等を設置すること。

(3) 緑地内に排水施設を設置すること。

3 帰属する緑地の基準

町に帰属する緑地については、前1項及び2項の基準の他に、次の基準による。

(1) 緑地は、一団のまとまりのある形で確保すること。

(2) 緑地の面積は、300平方メートル以上とする。

(3) 緑地の境界には、さく等を設けること。

(4) 人工の植栽地を緑地とする場合においては、敷地の傾斜度は、おおむね30度未満とすること。

2. 公園に関する基準

1 公園の設置基準

(1) 公園の配置

- ア 公園の配置は、誘致圏、地形、日照等の環境条件を勘案して行うと共に、事業区域内に限らず、周辺地域も含め住民が安全かつ利用しやすい場所とすること。
- イ 公園は、やむを得ない特段の事由がある場合を除き、その周囲が少なくとも 25 パーセント以上道路に接するよう配置すること。
- ウ 公園は、特別高圧線以上の送電線下には配置しないこと。

2 公園の施設基準

(1) 舗装

園路及び広場の舗装は、原則として仕上げ厚 5 センチメートル以上の石灰岩ダスト舗装とする。

(2) 修景施設

- ア 植栽樹木には、有刺木、有毒木、悪臭木等は植栽しないこと。
- イ 中・高木には、支柱を設けること。
- ウ 植栽樹木には、樹名板を設置すること。
- エ 植栽地には、良質土の場合を除き、厚さ 30 センチメートル以上の土壌改良を行う。
- オ 植栽する樹木については、別途協議すること。

(3) 休憩及び遊戯施設

- ア 遊具及びベンチは、別表第 1 を参考とすること。
- イ 設置する遊具のうち、過半をインクルーシブ遊具（障害の有無を問わず誰でも一緒に遊べるような遊具）とすること。
- ウ 公園の規模が 1,000 平方メートル以上の場合は、協議しなければならない。

(4) 便益施設

- ア 原則として 1 箇所以上の水飲場を設置する。
- イ 公園の規模が 4,000 平方メートル以上の場合は、障害者等の利用に供する便所 1 箇所以上、男子大・小便器各 1 基以上、女子大便器 1 基以上を備えた水洗の便所を設置する。

(5) 管理施設

- ア 公園の出入口は、原則 2 箇所以上設置する。
- イ 出入口のうち 1 箇所は、公園管理車両が通行可能な幅 3 メートル以上を確保する。

ウ 出入口には、原則として門柱及び車止め(2列)を設置する。

エ 出入口、アプローチ等には、コンクリート舗装、タイル舗装、レンガ舗装等で施工する。

オ 出入口には、園名標識を設置する。この場合において、園名については、町長の指示するところによる。

カ 公園には、原則として危険防止のため外周に高さ1.5メートル以上のフェンス等の外柵を設置する。

(6) 給排水施設

ア 水道の使用量に応じて口径20ミリメートル以上の水道管を引き込み、深さ約15センチメートルの位置に埋設表示テープを布設する。

イ 公園の排水施設は、「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル(日本下水道協会神奈川県支部)」に準拠しなければならない。

(7) 照明施設

ア 照明器具は自動点滅器付きLED灯とし、器具の構造は協議しなければならない。

イ 照明器具の数は別表第1とし、公園の規模が1,000平方メートル以上の場合、協議しなければならない。

ウ 配線は地中配管で、その土被りは60センチメートルを原則とし、深さ30センチメートルの位置に地下埋設表示テープを布設する。

別表第1

1 公園面積 150 平方メートル以上 500 平方メートル未満

工 種	内 容
遊戯施設	すべり台 スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場（排水施設必要） 健康遊具 上記の中から2点以上
休憩施設	ベンチ2基以上
照明器具	1基又は2基

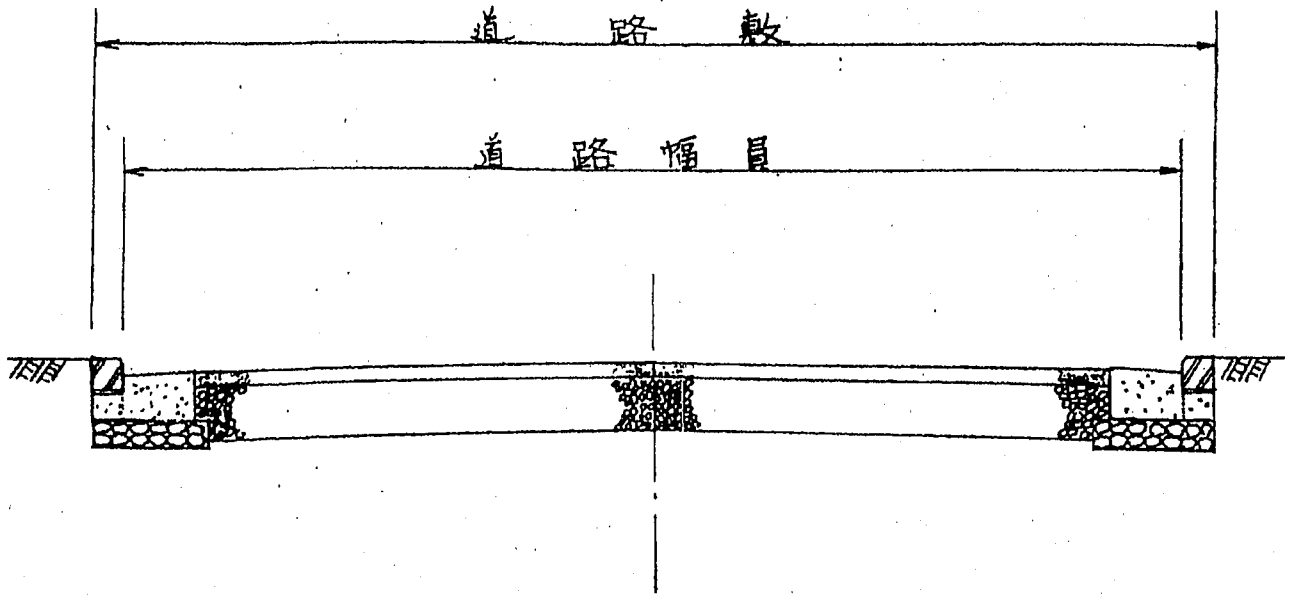
2 公園面積 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満

工 種	内 容
遊戯施設	ブランコ（2連） 鉄棒（3連以上） すべり台 （以上の遊具を備えたコンビネーション遊具の使用も可） スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場（排水施設必要） 健康遊具 上記の中から3点以上
休憩施設	ベンチ4基以上
その他施設	広場
照明器具	2基又は3基

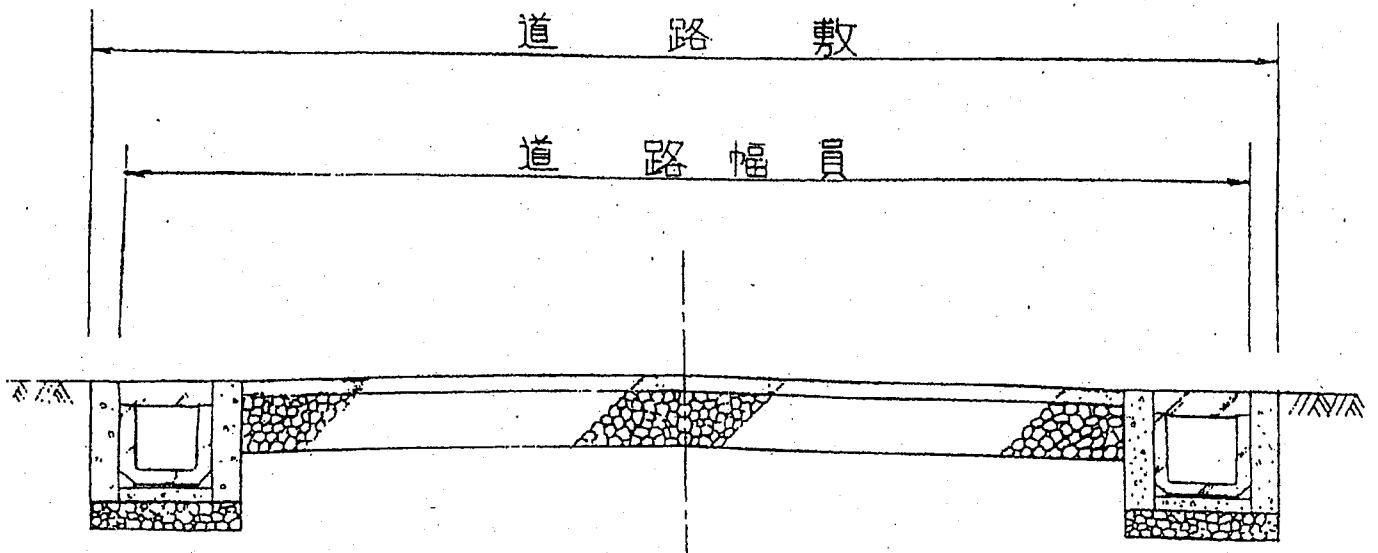
3. 道路に関する基準

本技術基準は標準型であり、計画地の地形、形態等の状況により調整することがあります。

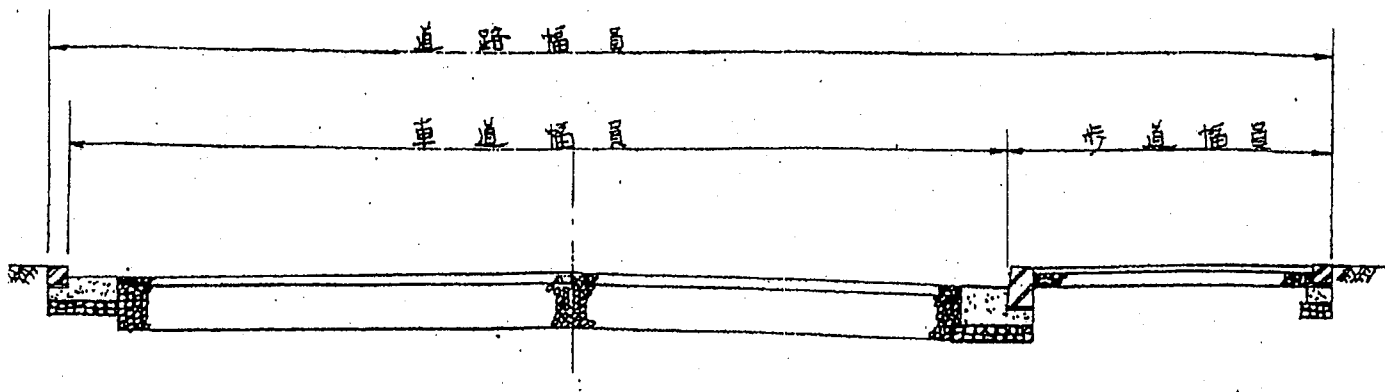
標準断面図



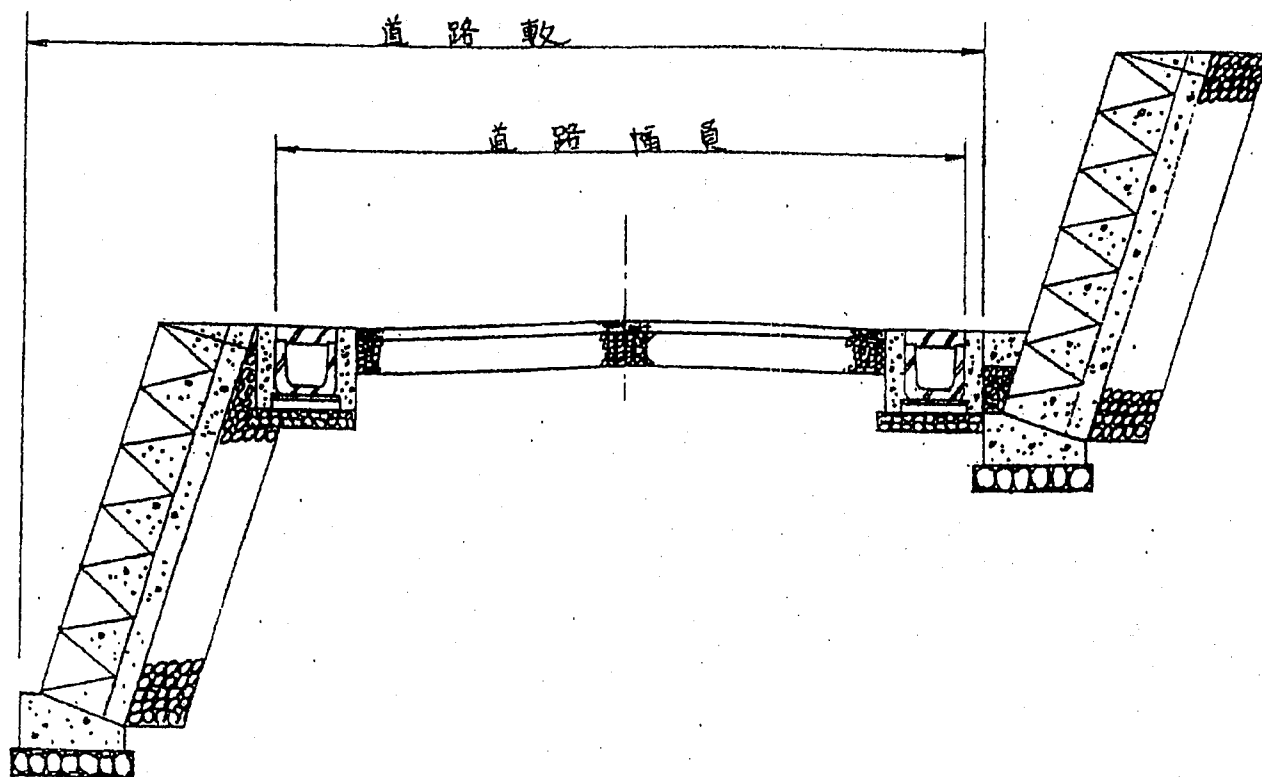
標準断面図



標準断面図

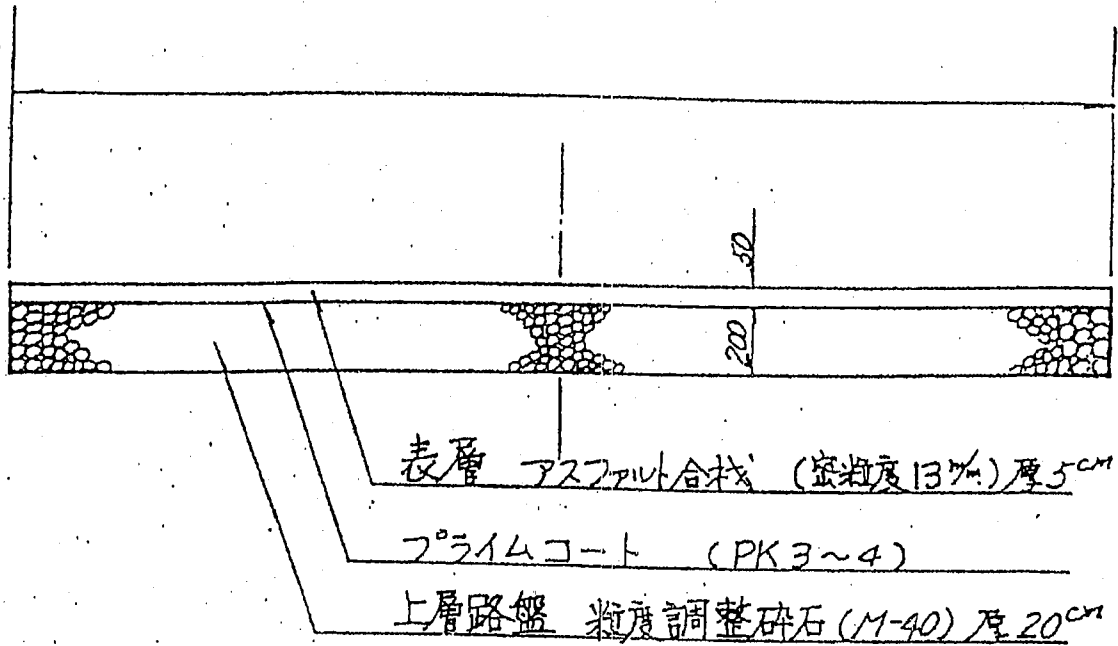


標準断面図



(幅員4メートル未満)

標準断面図

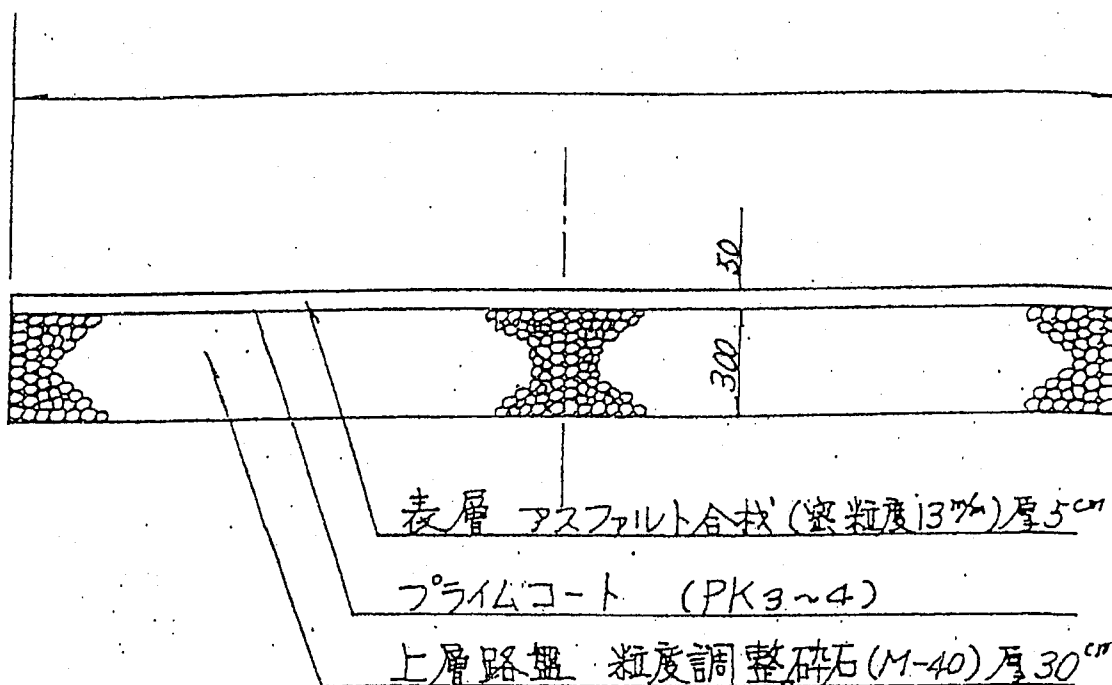


舗装工 100m²当り材料表

名称	形状・寸法	数量	単位	摘要
アスファルト合材	密粒度13% 厚5cm	12.33	t	
プライムコート	PK3~4	120.0	l	
粒度調整碎石	M-40 厚20cm	27.60	m ³	

(幅員4メートル以上)

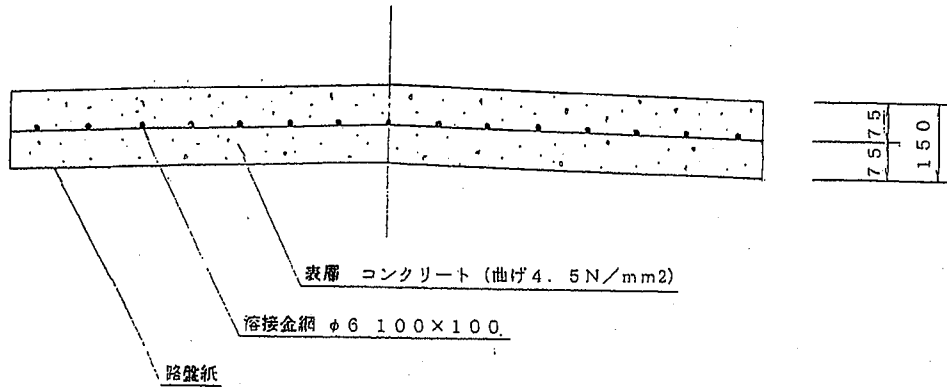
標準断面 図



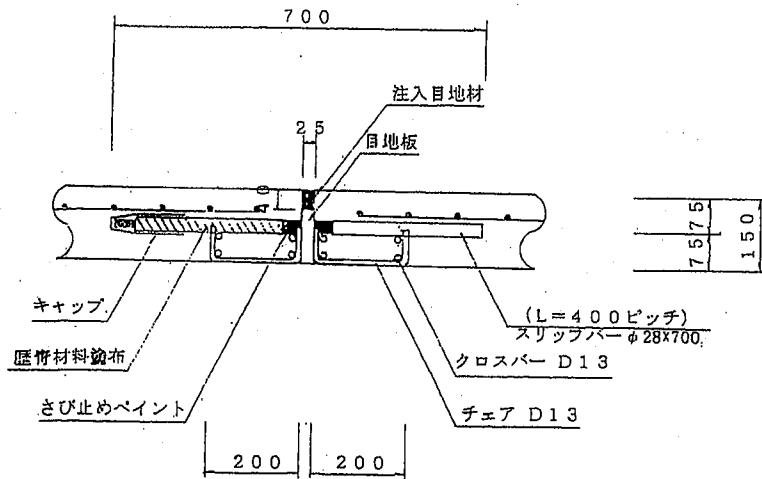
舗装工 100m²当り材料表

名称	形状・寸法	数量	単位	摘要
アスファルト合材	密粒度13% 厚5cm	12.33	t	
プライムコート	PK 3~4	120.0	ℓ	
粒度調整碎石	M-40 厚30cm	41.40	m ³	

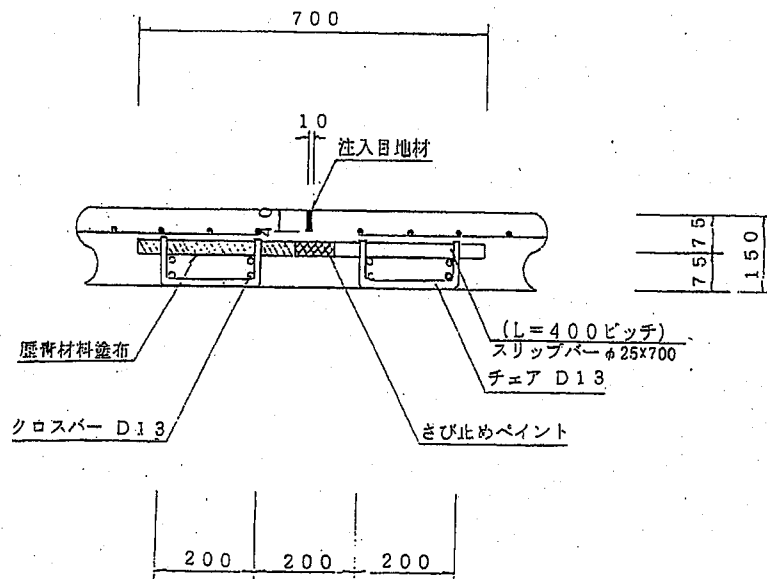
コンクリート舗装工 (厚15cm) S = 1 / 10



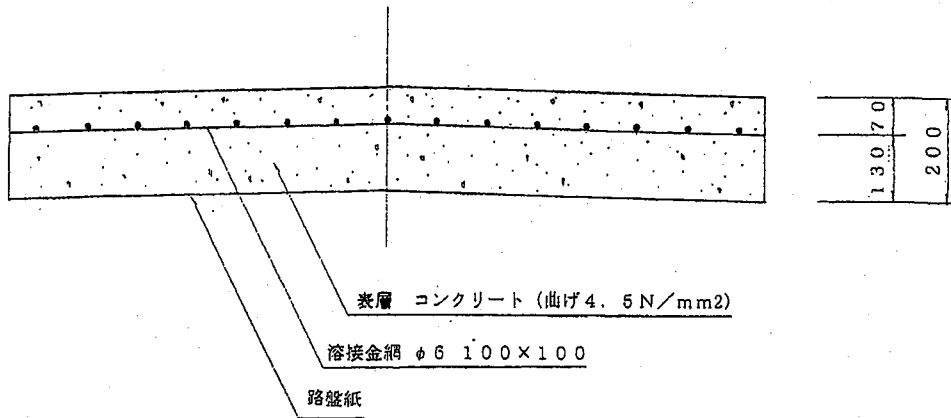
膨張目地 S = 1 / 10



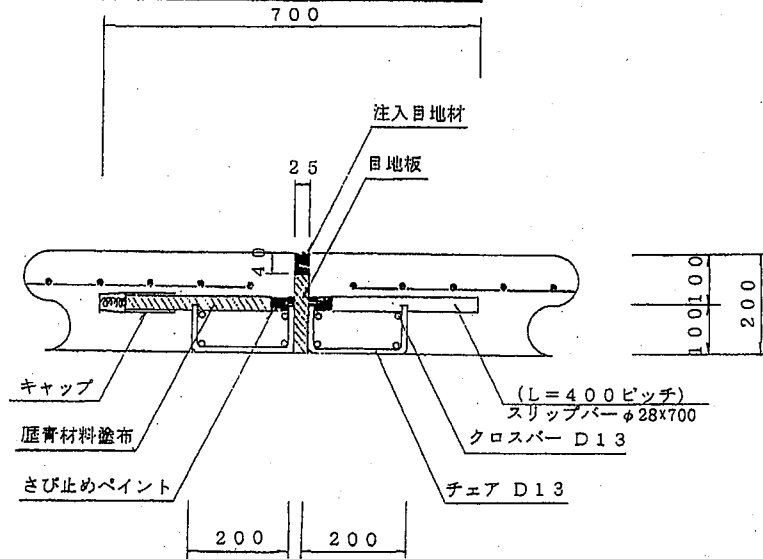
収縮目地 S = 1 / 10



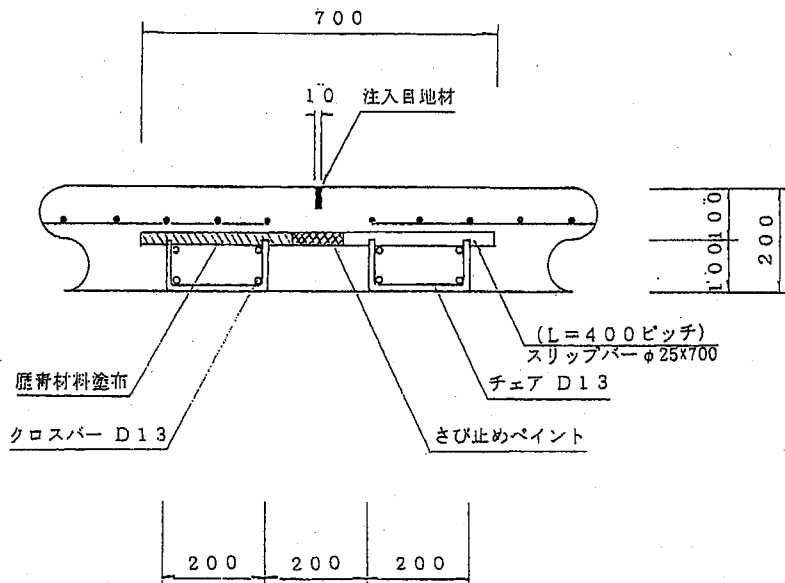
コンクリート舗装工 (厚20cm) S = 1 / 10



膨張目地 S = 1 / 10



収縮目地 S = 1 / 10



○道路法第 24 条に規定する道路管理者の承認に係る審査基準

令和 4 年 4 月 1 日
葉山町都市経済部道路河川課

1 歩道における車両出入口の設置工事承認基準

既設歩道に車両出入口を設置するときは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条に規定する道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事として処理する。

(1) 車両出入口の仕様については、原則として以下のとおりとする。

ア 歩道には、原則として 1.0 メートル以上の平坦部分（横断勾配 2 パーセント以下とする部分。以下「平坦部」という。）を設けるものとする。

イ 歩道幅員が狭い場合には、車両出入り部を全面に切り下げて縦断勾配によりすり付けるものとする。この場合の縦断方向のすり付け勾配は、5 パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

ウ 歩道面と車道面との段差は 5 センチメートルを標準とする。

エ 上記アからウによりがたい場合は、歩行者の安全性が確保できる構造とする。

オ 既存の歩道形態による個別の車両出入口の仕様の詳細については、別添「車両出入口の設置構造基準」によるものとする。

(2) 車両出入口は、交通に支障のない場合に限り、1 敷地（注 1）について 1 箇所設置することができる。ただし、出入口を分離する必要がある施設（注 2）等特別な事情がある場合は、2 箇所まで車両出入口を設置することができる。

(3) 普通自動車の通行の用に供する車両出入口の幅は、4.2 メートル以内とする。ただし、車両の回転半径からこれにより難いと認められる場合にあっては当該車両の軌跡（注 4）により算出した必要最小限の幅にまで増加することができるものとし、前号ただし書に規定する 2 箇所の車両出入口を 1 箇所とする場合にあっては、その幅を 6.0 メートルまでにすることができるものとする。

(4) 大型自動車（注 3）の通行の用に供するものの車両出入口の幅は、6.0 メートル以内とする。ただし、車両の回転半径からこれにより難いと認められる場合は当該車両の軌跡（注 4）により算出した必要最小限の幅にまで増加することができる。

(5) 第 2 号から前号までの規定にかかわらず、複数車両の駐車のために供するため、2 台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が著しく困難であるときは、別添「車両出入口の設置構造基準」別図 4 の基準により、必要最小限の区間について全面切り下げによる出入口を 1 敷地につき 1 箇所設置することができる。

- (6) 第2号から第5号までの規定にかかわらず、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）等、他の法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。
- (7) 第2号から第5号に定める基準により難いときは、道路管理者と協議して決定するものとする。
- (8) 歩行者及び車両の交通の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該車両出入口その他必要と認める箇所に交通安全施設を設けるものとする。
- (9) 街路樹を撤去する必要がある場合は、移植をさせるものとする。ただし、道路管理者が移植の必要がないと認める場合はこの限りではない。
- (10) 歩道内に既設の道路排水施設等が設置されている場合は、補強措置を講じさせるものとする。
- (11) 別添「車両出入口の設置構造基準」別図2の場合において、車両出入口を1敷地について2箇所設置するとき又は既存の車両出入口以外にさらに車両出入口を1箇所新設するときで、標準ブロック区間が10.0メートル以下となるときは、舗装路面だけを下げたフラット形式とするものとする。ただし、現地の状況から、これにより難い場合は、この限りでない。
- (12) 既存の車両出入口を廃し、新たにそれと一部重複する箇所又は異なる箇所に車両出入口を新設する場合は、既存の車両出入口は原状に復旧させるものとする。

また、既存の車両出入口の幅が第2号から第4号の基準を超えるものであっても、新たに設置する車両出入口については第2号から第4号に定める基準に合致しなくてはならない。

2 車両乗入れ等に伴うL型側溝、縁石及びL型街渠の切下げ工事承認基準

既設L型側溝、縁石又はL型街渠を切下げて、車両出入口を設置するときは、道路法第24条に規定する道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事として処理する。

車道面との段差、切下げ範囲又は一敷地当たりの切下げ箇所数については、「1歩道における車両出入口の設置工事承認基準」に準拠する。

3 横断防止柵及びガードレール等の移設・撤去工事承認基準

横断防止柵及びガードレール等を移設・撤去するときは、道路法第24条に規定する道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事として処理する。

- (1) 横断防止柵及びガードレール等が設置されている場所において、地形、形状等の変更や、社会生活上撤去することが必要になった場合に限るものとする。

なお、移設・撤去できるのは、安全対策等の目的を考慮し必要最小限の範囲に限るものとし、ガードレール及び横断防止柵の単位当たりの長さは考慮しないものとする。
- (2) 移設・撤去した場所においては、必要に応じ安全対策を講じること。

4 転落防止柵・擁壁の撤去工事承認基準

道路に接する土地を盛土若しくは切土を行う者又は盛土若しくは切土を行った者が、既設の転落防止柵・又は擁壁を撤去するときは、道路法第 24 条に規定する道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事として取り扱う。

盛土又は切土により、道路と道路に接する土地の高低差が同一となる場合においては撤去できることとし、高低差が縮小する場合においては道路管理者が交通の安全が確保されると認める場合撤去できるものとする。

5 工事の仕様については、上記 1 から 4 によるほか、「葉山町道路占用規則(昭和 60 年規則第 36 号)」、「葉山町まちづくり条例技術基準(平成 15 年 4 月)」、「インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成 29 年 3 月)」、「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック(平成 21 年 11 月・神奈川県発行)」によるものとし、その他の仕様については、道路管理者の指示によるものとする。

6 その他の道路法第 24 条に基づく工事については、道路管理者がその工事を行う場合の基準によることとする。

附 則

1 この基準は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行の前に道路法第 24 条の規定に基づく承認申請を受理しているものについては従前の例による。

〈注 1〉 建築基準法施行令第 1 条第 1 号の定義による一の建築物または用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。なお、道路によって二分されている場合は、それぞれ別の敷地として取扱う。

〈注 2〉 出入口を分離する必要を生じる施設としては、複数車両の駐車のために、2 台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいい、業種形態は問わない。

〈注 3〉 道路交通法施行規則第 2 条に定めるもの。また、最大積載量が 2,000 キログラムを超える貨物の運搬の用に供する車両及び道路交通法施行規則第 2 条に定める大型特殊自動車も本項の車両出入口の幅については、これに準じるものとする。

〈注 4〉 当該道路平面図(縮尺 1/500 程度)に軌跡図(回転半径も図上に記入)を記載し、あわせて車両の諸元(車名形式、最大積載量、車両総重量(車両重量+定員×55 キロ+最大積載量)、全長、全幅、最大軸重、最小回転半径、軸距、ボデーリヤオーバーハング、前輪距、後輪距)も記入すること。

別添

車両出入口の設置構造基準

1 基本的考え方

- (1) 歩道には、原則として1.0メートル以上の平坦部分（横断勾配2パーセント以下とする部分以下「平坦部」という）を設けるものとする。
- (2) 歩道幅員が狭い場合には、車両出入り部を全面に切下げて縦断勾配によりすり付けるものとする。この場合の縦断方向のすり付け勾配は、5パーセント以下とする。
ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 歩道面と車道面との段差は5センチメートルを標準とする。なお、自転車歩行者道にあっては、自転車乗り入れに適した段差とする。
- (4) 上記(1)～(3)によりがたい場合は、歩道の安全性が確保できるよう構造の検討を行うこと。

2 フロー

(1) マウントアップ形式の場合

原則として、歩道内において、すり付けを行う構造とする。

この場合、1.0メートル以上の平坦部分を設けるものとし、縁石ブロックには切り下げ用平ブロックを用いて横断方向のすり付け勾配が15パーセント以下となるようにする。

(別図1参照)

なお、歩道の高さと幅員によっては、平坦部の確保のために縁石ブロックに特殊切り下げブロックを使用することも考えられるが、この場合、横断方向のすり付け勾配は10パーセント以下となるようにする。

また、十分な歩道幅員がなく、上記の構造で歩道内のすり付けを行えない場合には、原則として民地側を下げた全面切り下げとし、縁石ブロックには切り下げ用平ブロックを用いて縦断方向のすり付け勾配を5パーセント以下（やむを得ない場合は8パーセント以下）とする。

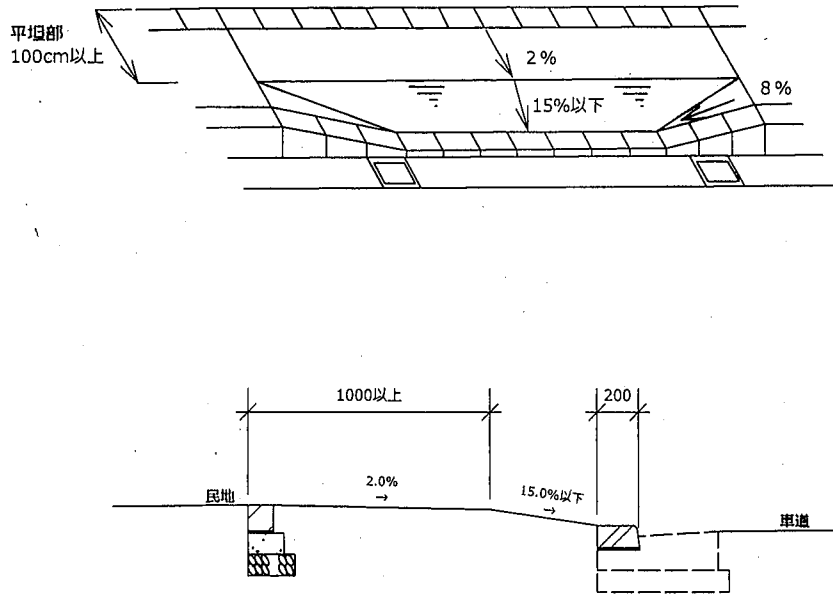
(別図2参照)

(2) セミフラット形式の場合

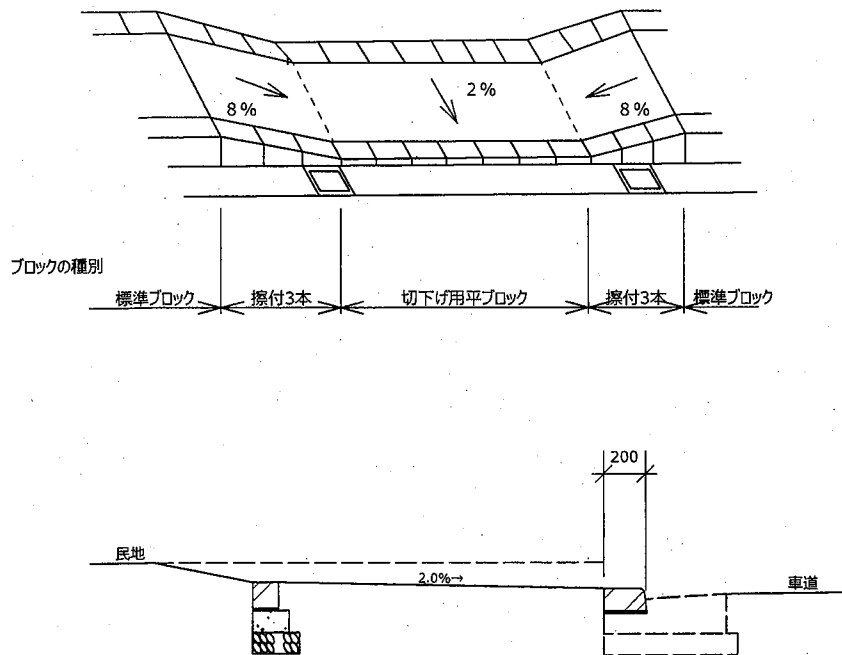
縁石ブロックに切り下げ用平ブロックを用いて一様な横断勾配とする。

(別図3参照)

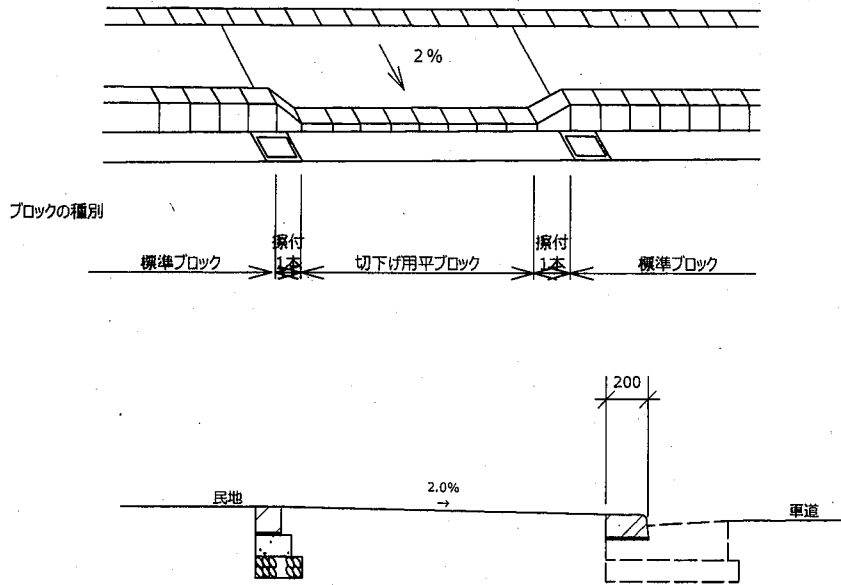
別図1 マウントアップ歩道 切下げ用平ブロック使用の場合



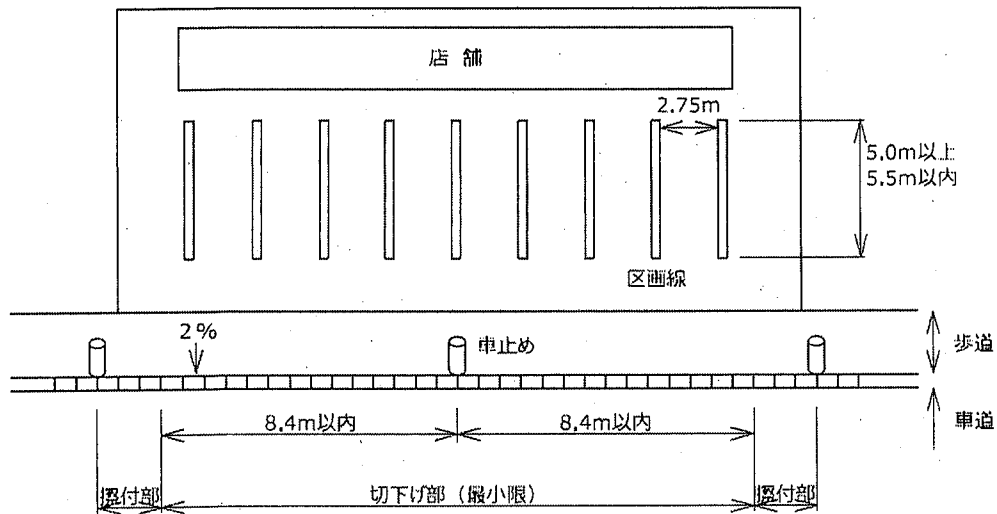
別図2 マウントアップ歩道 十分な幅員がなく、全面切り下げ（縦断勾配8%）の場合



別図3 セミフラット形式の歩道の場合



別図4 敷地の形状から車両が敷地内において転回することが著しく困難であるため、
全面切り下げを行う場合



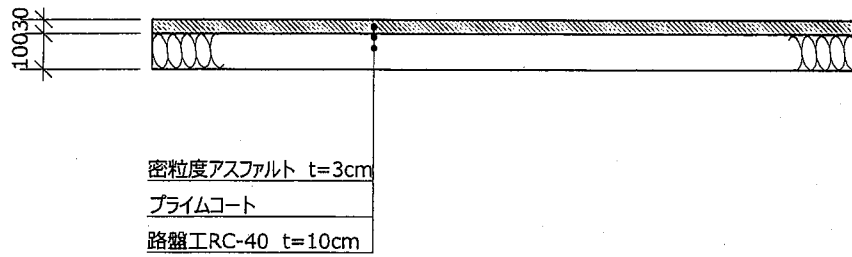
※ 民地側に2.0mの有効幅員を確保できる場合には、切り下げ区間の両端にも車止め設置が必要

※ 切り下げ区間が8.4m以内の場合、両端以外の車止めは設置不要

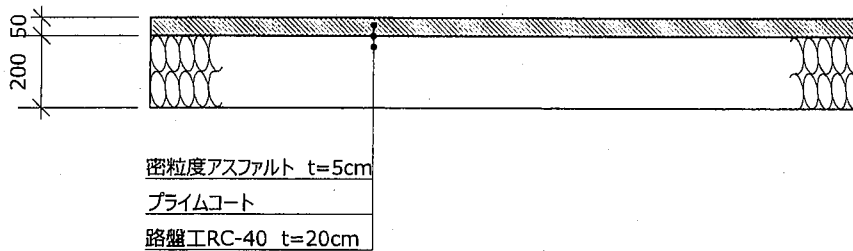
- ① 両端に車止めを設置すること。なお、車止めは、民地側に2.0メートルの有効幅員を確保できるように設置するものとし、車止めを設置すると2.0メートルの有効幅員を確保できない歩道については、横断歩道若しくは歩道橋の取り付け部、または角地で折進車両による巻き込みのおそれがある場合を除き、設置を要しない。
- ② 切り下げ区間が8.4メートルを超える場合は、上記①による車止め設置の有無にかかわらず、切り下げ区間内に車止めを設置し、車両通行部の幅が各8.4メートル以内となるようにすること。

別図5 歩道舗装構成

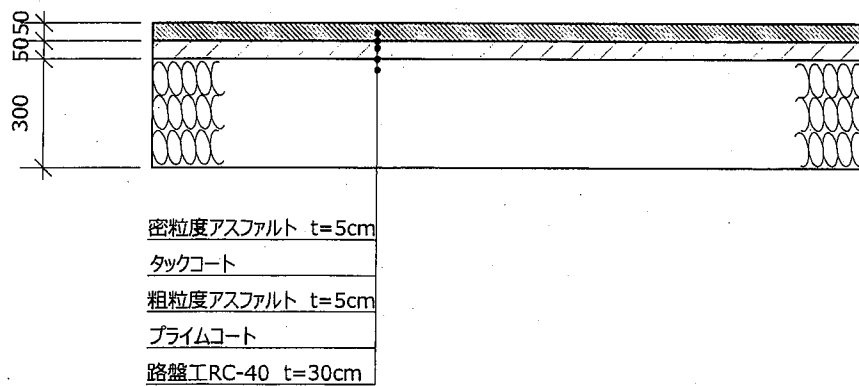
(1) 標準部における舗装構成



(2) 普通乗用車出入口の切下げ部における舗装構成

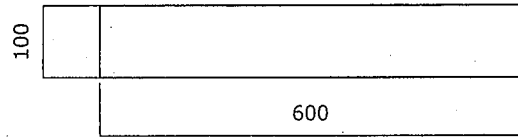
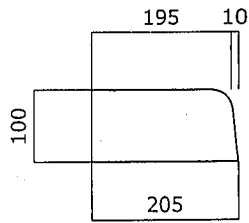


(3) 大型自動車出入口の切下げ部における舗装構成

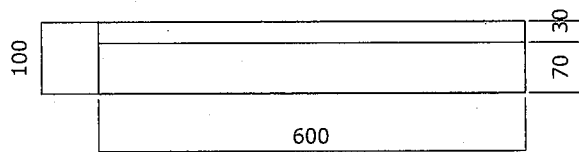
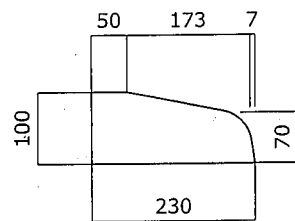
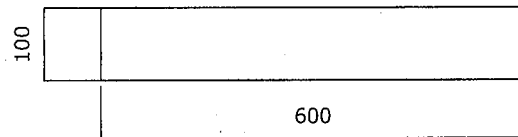
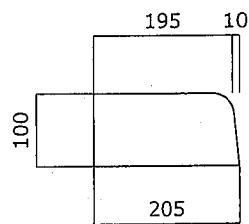


参考

切り下げ用平ブロック



切り下げ用平ブロック (両面用)



特殊切り下げブロック

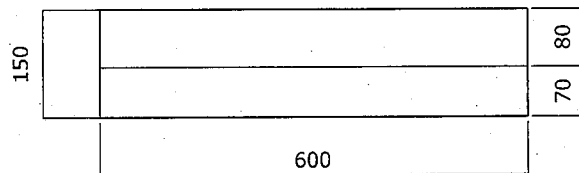
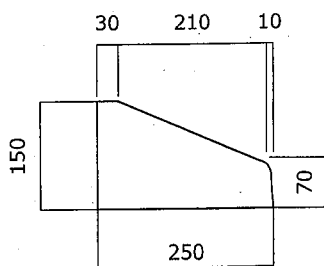


図1 交差点部の整備例（セミフラット式・透水性舗装の場合）

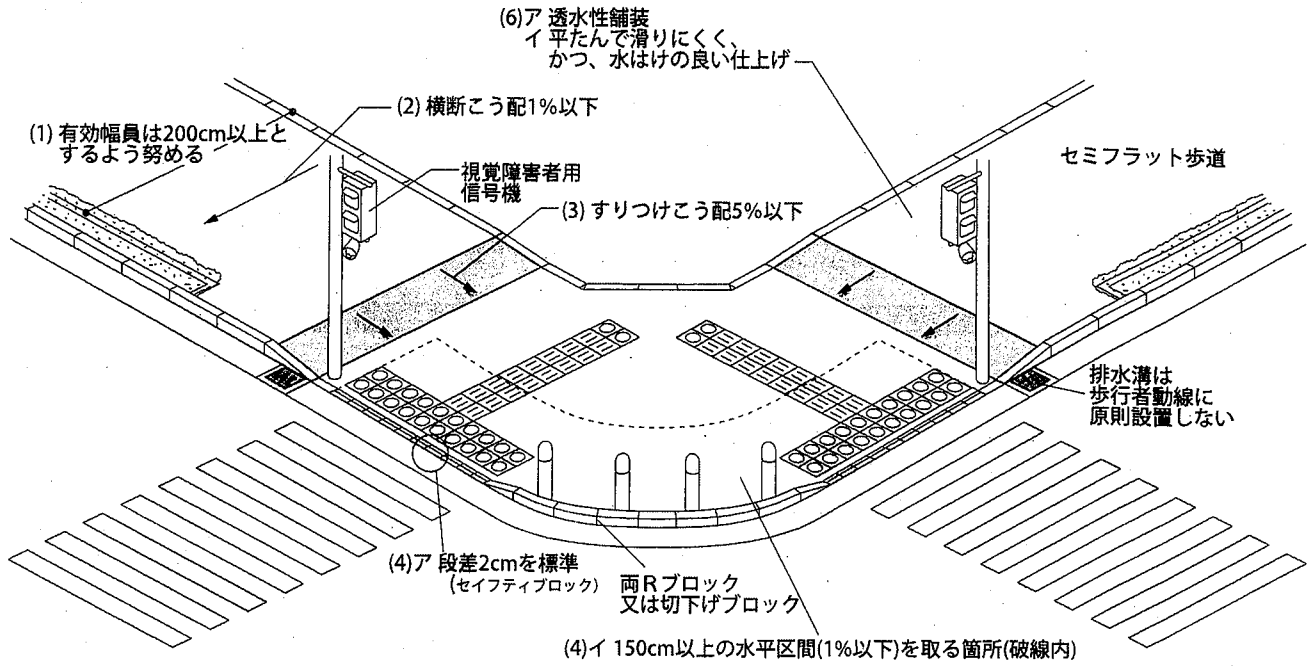
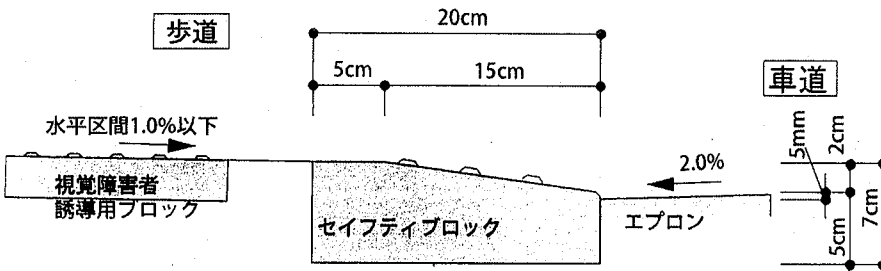


図2 セイフティブロック（段差改善ブロック）の参考図（透水性舗装の場合）



- ・歩道等が交差点又は横断歩道において車道に接する部分に設置。
- ・セイフティブロック設置箇所には視覚障害者誘導用ブロックを併設する。
- ・車道とのすり付けは5mmの段差をつける。
- ・セイフティブロックを設置の場合のエプロンこう配は2.0%。

図3 歩道の幅員の考え方

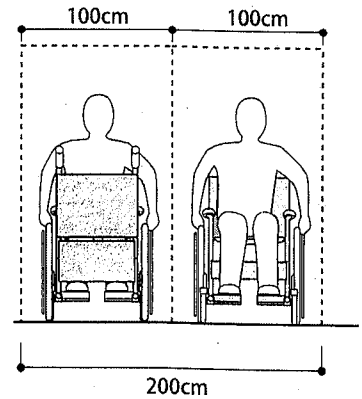


図4 歩道等の形式（車道に対する高さ5cmのセミフラット形式を原則とする）

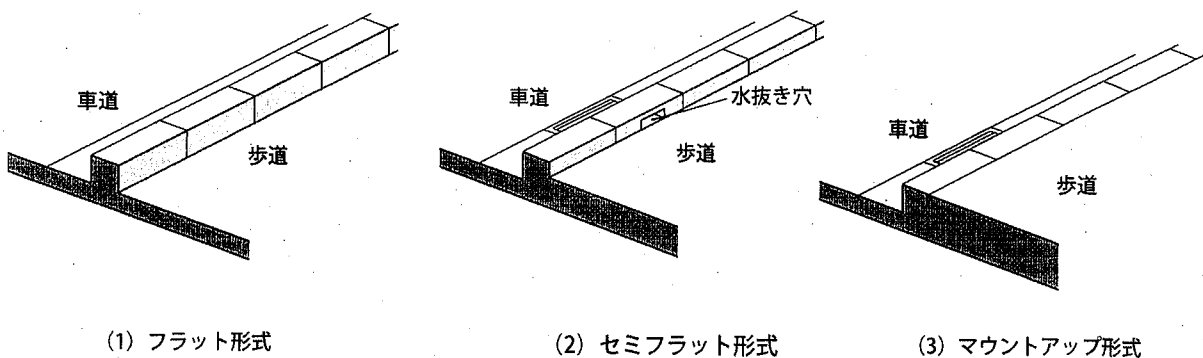


図5 横断歩道に接続する歩道等の部分の整備例（透水性舗装の場合）

図5-1 セミフラット形式の場合

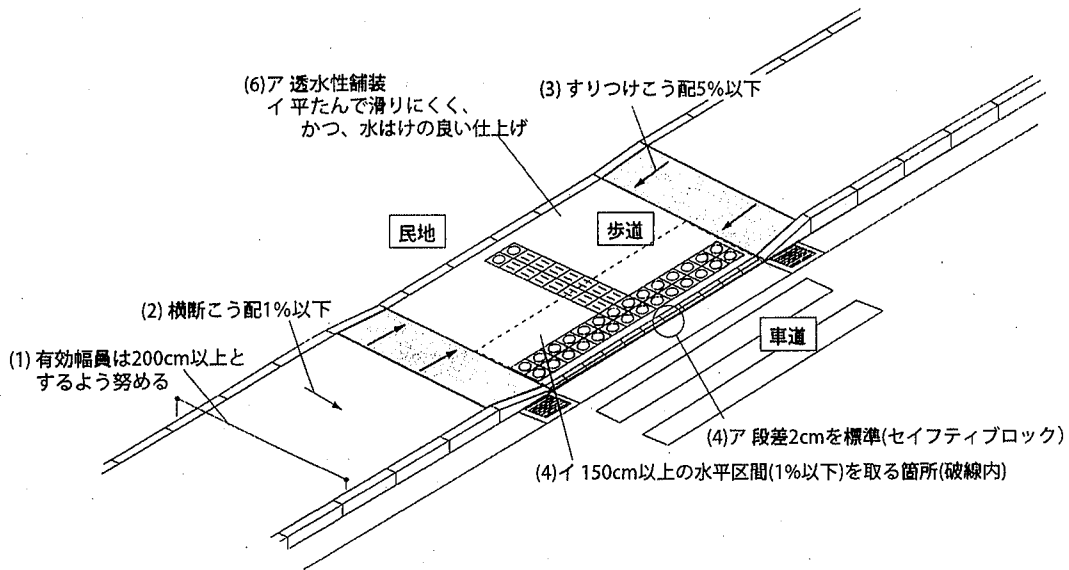


図5-2 マウントアップ形式の場合

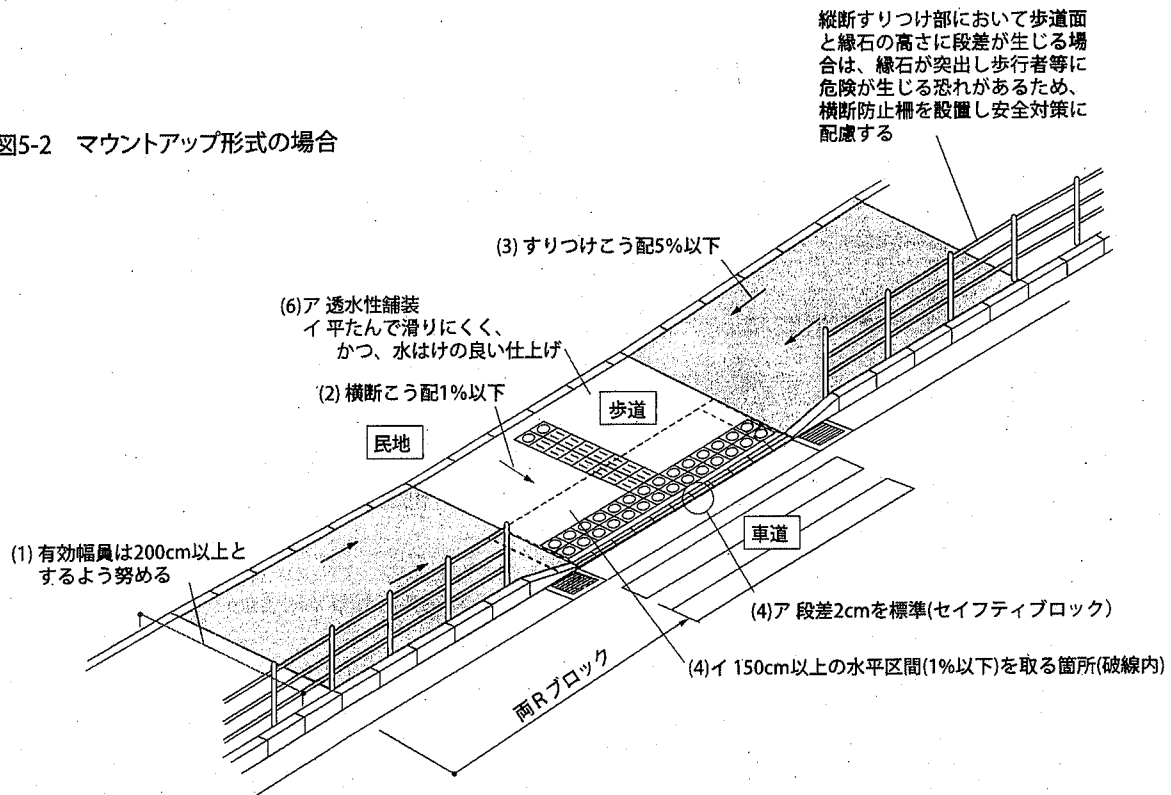


図5-3 マウントアップ形式の場合(枝道等との交差部分も含む)

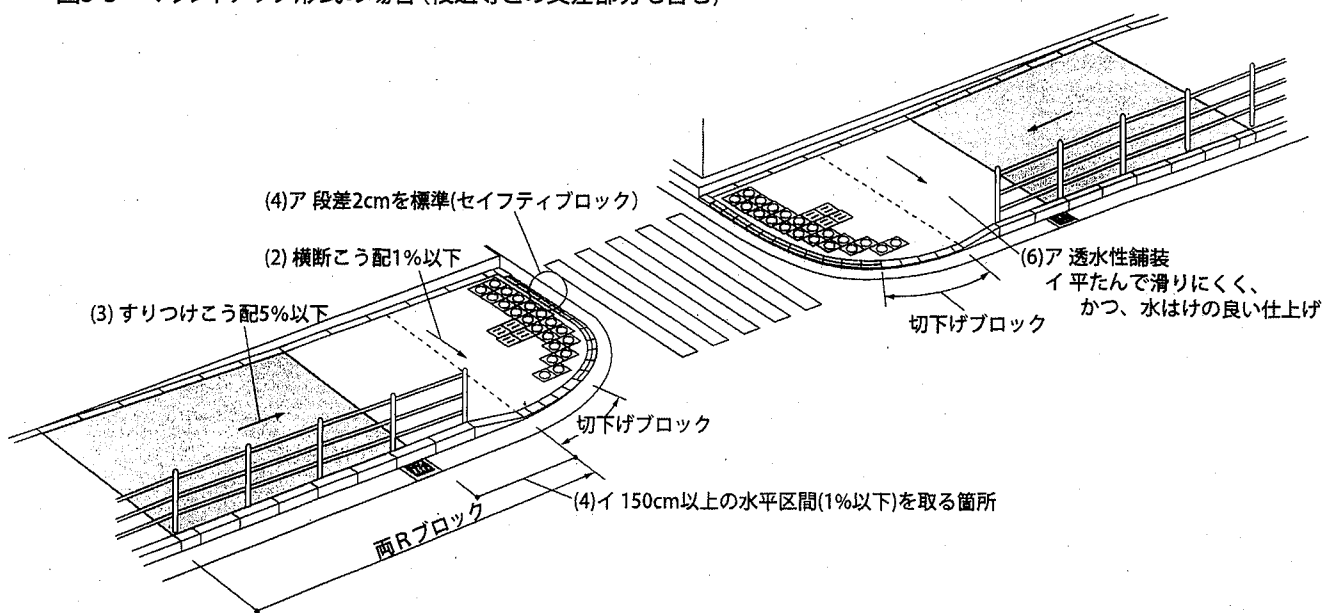


図6 車両乗り入れ部のすりつけ整備例

図6-1 歩道等内ですりつける場合

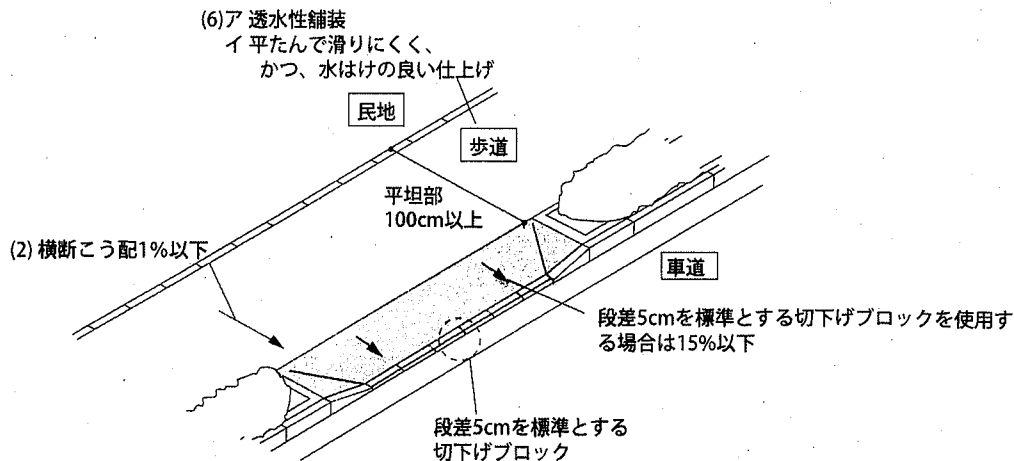


図6-2 全面切下げの場合

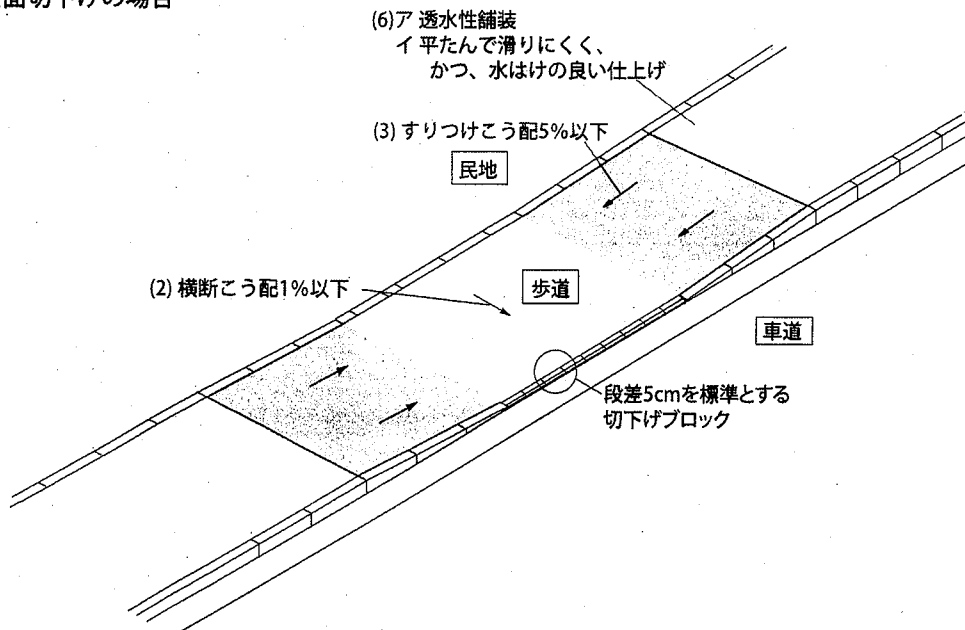
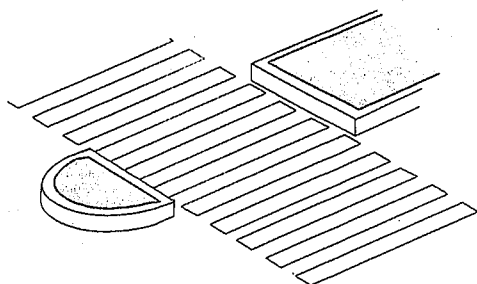


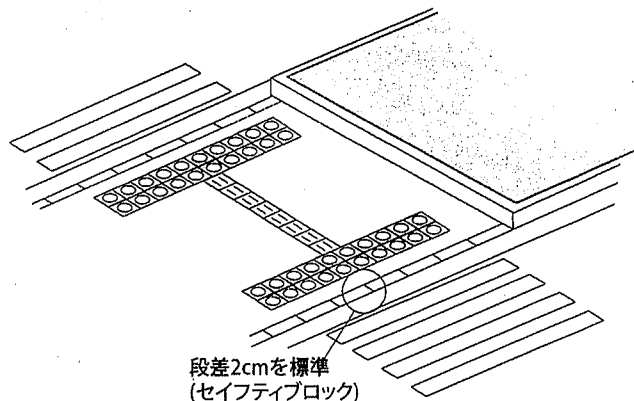
図7 中央分離帯がある場合の整備例

図7-1 狭い中央分離帯の場合



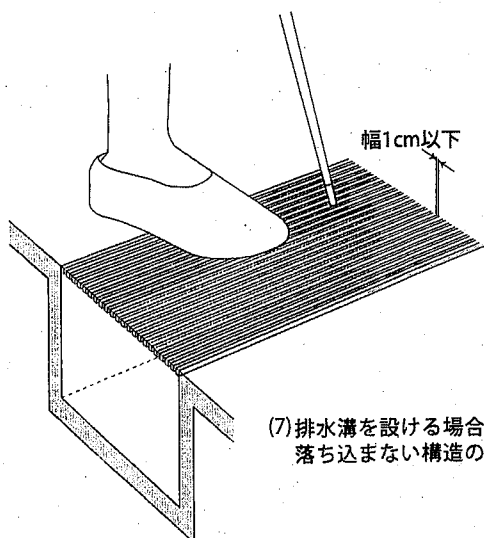
(5) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること

図7-2 広い中央分離帯の場合



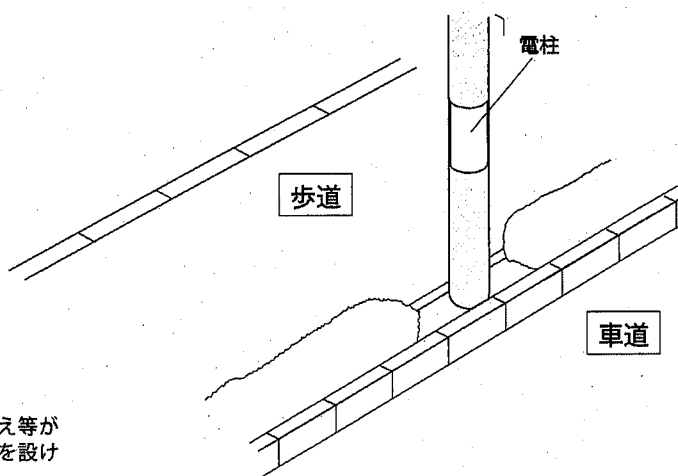
段差2cmを標準
(セーフティブロック)
歩行者等の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合、その段差は2cmを標準とする

図8 排水溝の溝ぶたの例



(7) 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設け

図9 やむを得ず歩道内に設置される場合の電柱の位置例



3 道路

3-3

視覚障害者
誘導用ブロック

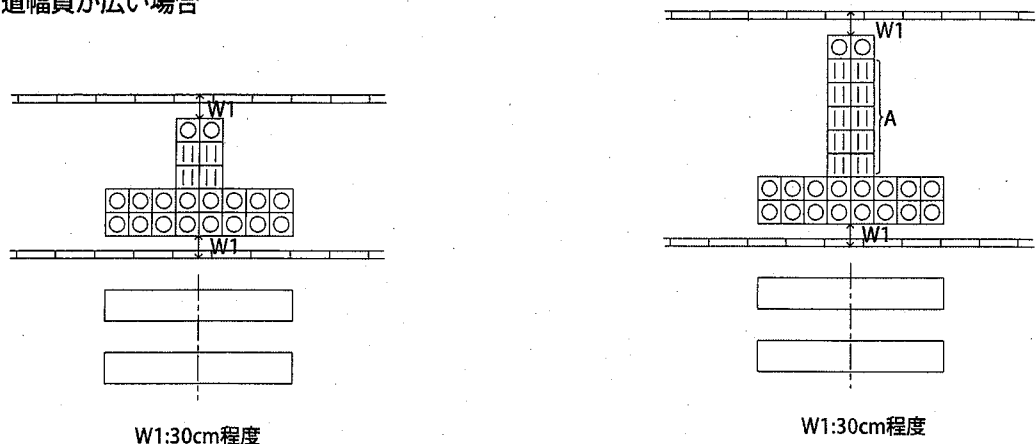
● 基本的な考え方

バリアフリーのまちづくりのためには、歩道等において視覚障害者を誘導する視覚障害者誘導ブロックの整備が必要である。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 注意喚起場所への敷設	歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等注意を喚起する必要がある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		図1～ 図7
(2) 案内必要場所への敷設	公共交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設へと通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要な場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

図1 視覚障害者誘導用ブロック(横断歩道口)の敷設例
(出典：視覚障害者誘導用ブロック設置指針 建設省通達1985年)

図1-1 歩道幅員が広い場合



[さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲が広くなることとなる]

図1-2 継続的直線歩行を案内している場合

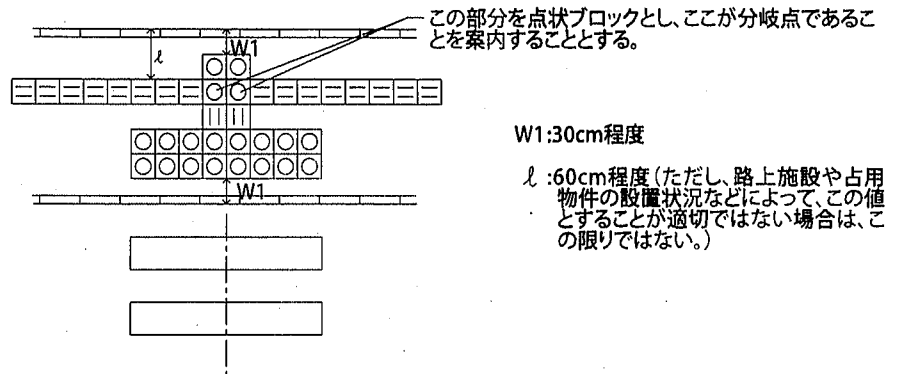
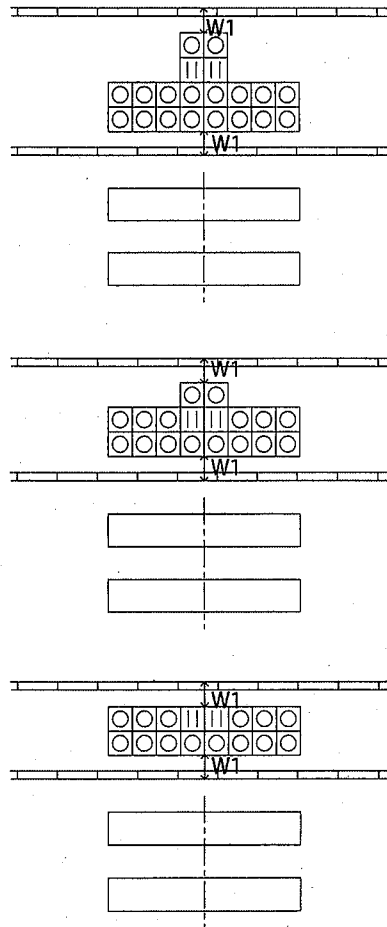


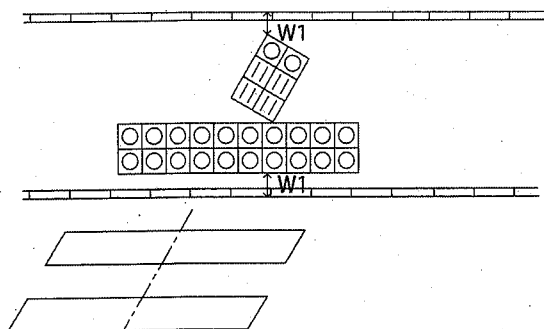
図1-3 歩道幅員が狭い場合



W1:30cm程度

注) 線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することが望ましい。

図1-4 やむを得ず横断歩道が斜めの場合の敷設例



W1:30cm程度

注) 視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロック及び緑石の配列と、横断歩道が垂直に交わるという認識により、横断歩道を横断するという意見があり、横断歩道が斜めの場合の対策を検討する必要がある。

注) 横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起の方向とを同一方向にすることが望ましい。

図2 歩道巻込部の敷設例

図2-1 歩道幅員が広い場合

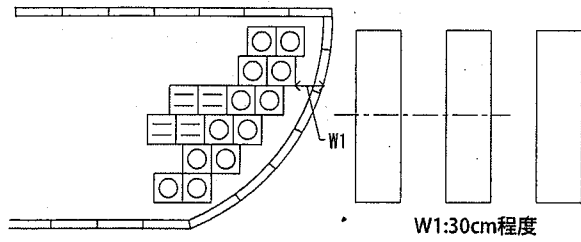
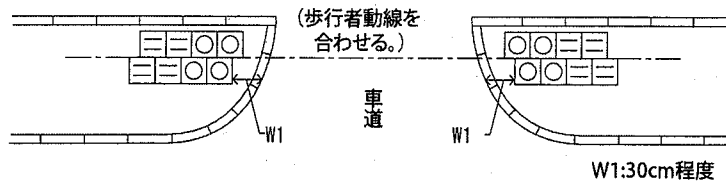


図2-2 歩道幅員が狭い場合



注) 横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

図2-3 2方向に横断が生じる場合 (歩道幅員が広い場合)

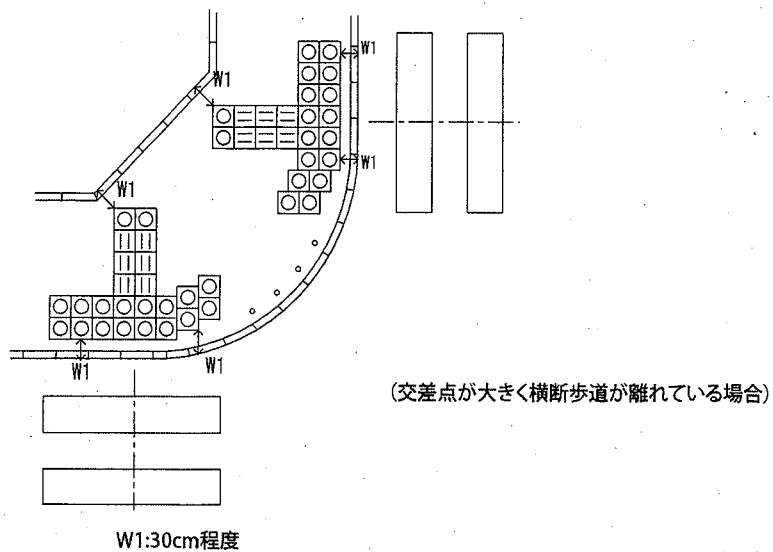


図2-4 2方向に横断が生じる場合（歩道幅員が狭い場合）

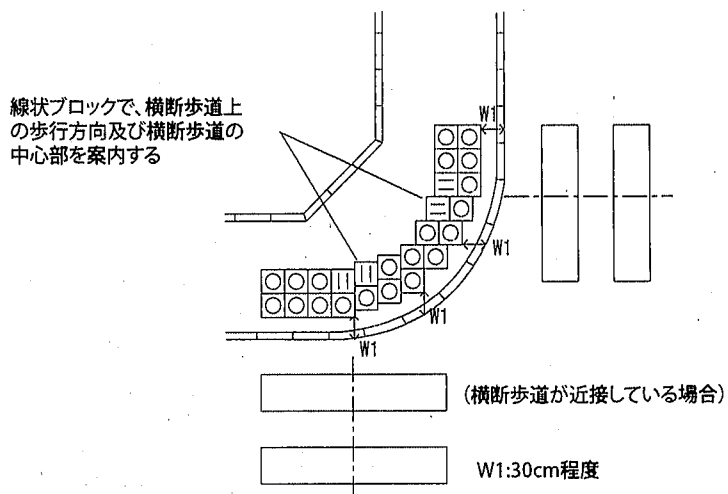


図3 立体横断施設の昇降口（階段部）の敷設例

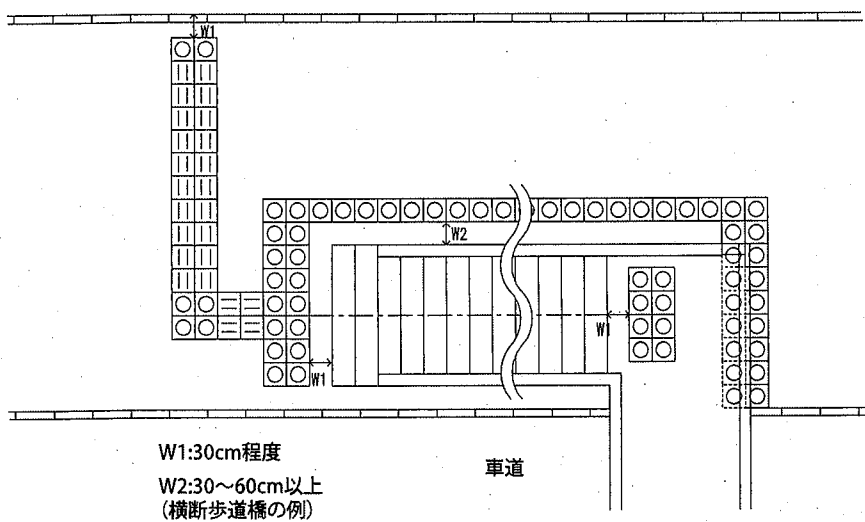


図4 地下横断歩道の昇降部の敷設例

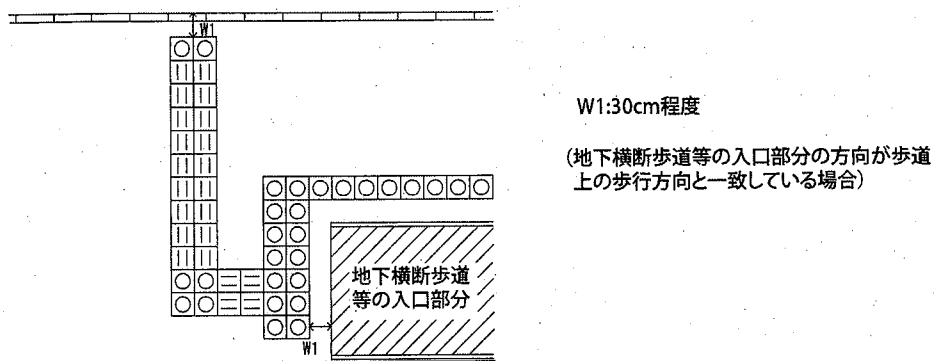


図5 バス停部の敷設例

図5-1 歩道幅員が広い場合

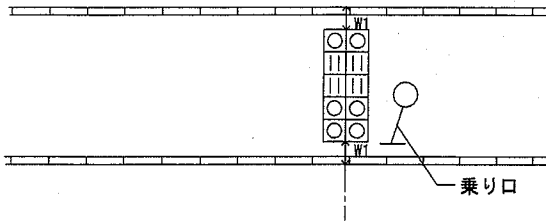
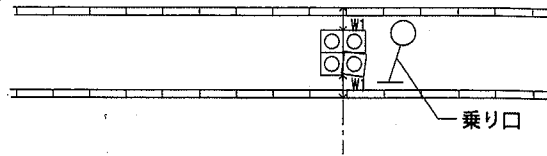
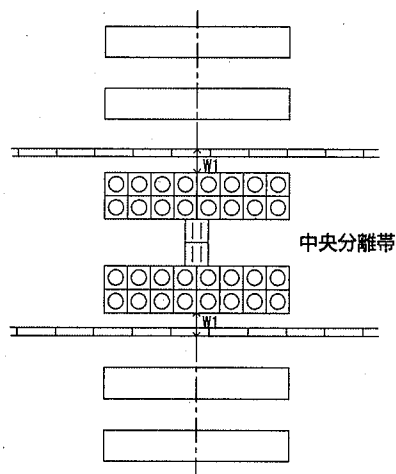


図5-2 歩道幅員が狭い場合



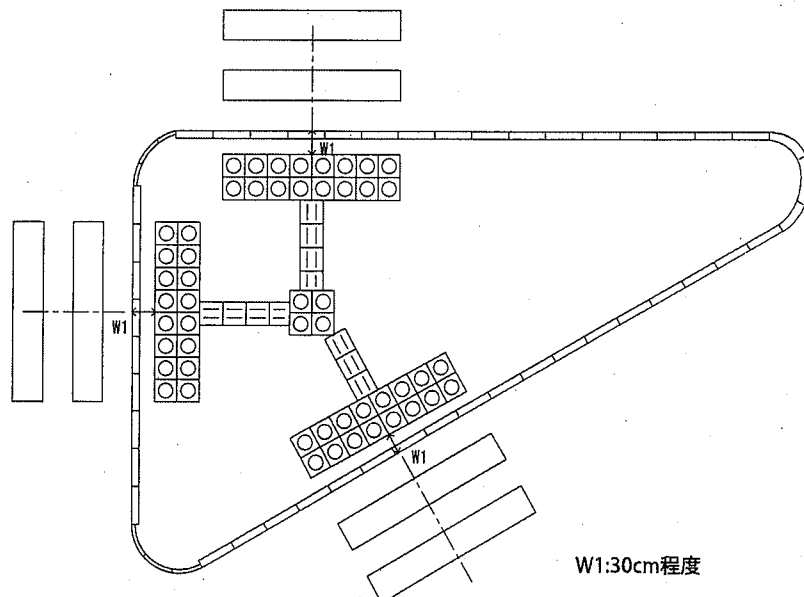
W1:30cm程度

図6 中央分離帯の敷設例(広い中央分離帯の場合)



W1:30cm程度

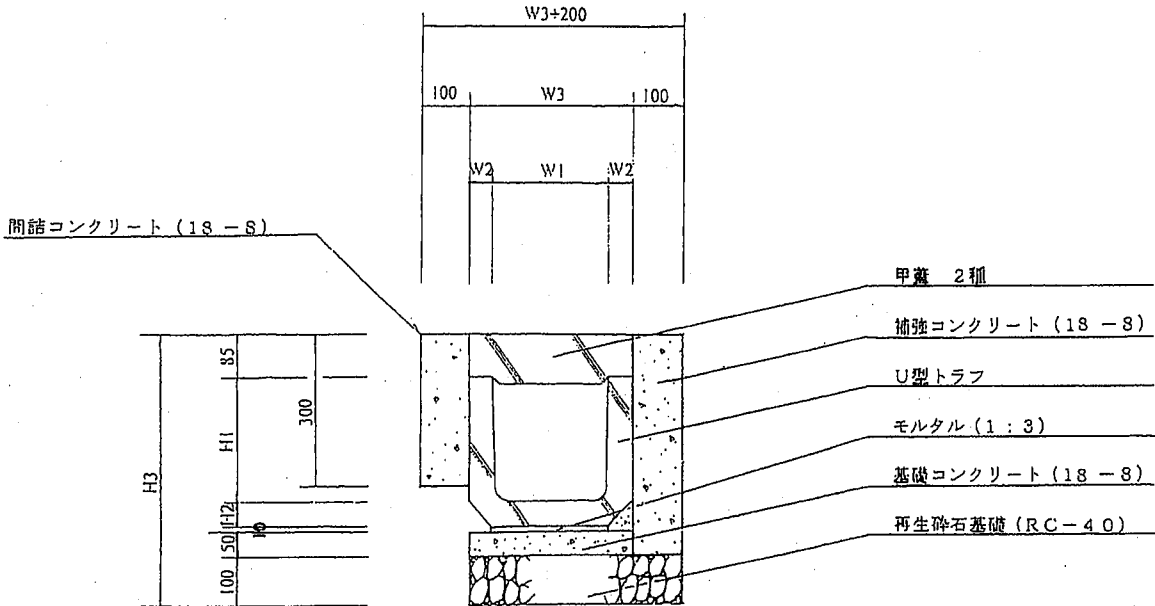
図7 交通島の敷設例



W1:30cm程度

U型側溝布設工 S=1/10

240用・300用



U型側溝布設工 (240用、300用) 寸法表

	240用	300用
W1	240	300
W2	45	50
W3	330	400
H1	240	300
H2	50	60
H3	535	605

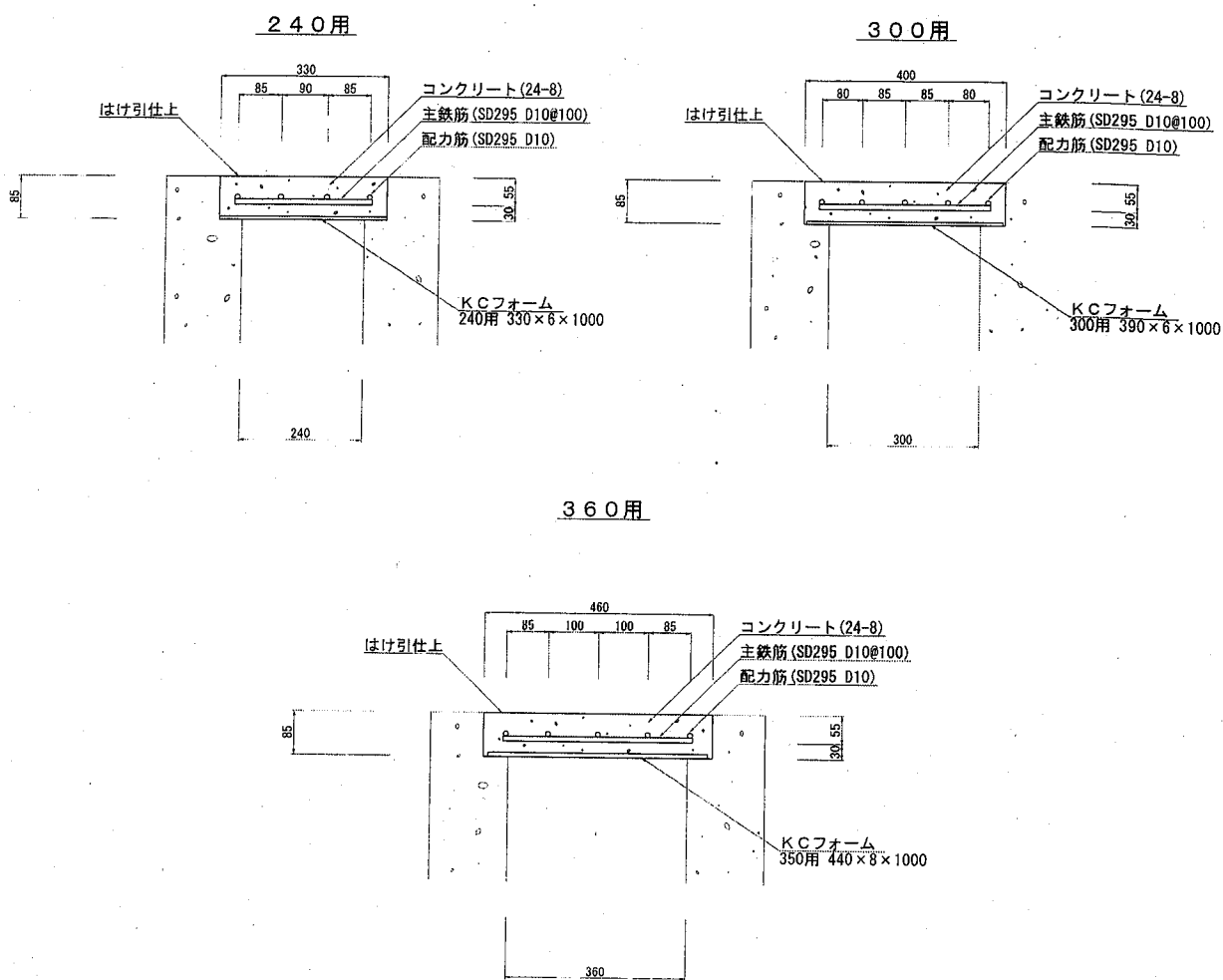
U型側溝布設工 (240用) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	甲葺工	甲葺	240用2種	16.6	枚	
		U型トラフ	240用	16.5	本	
	U型側溝 布設工	コンクリート	18-8	0.17	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.33	m ³	
		モルタル	1:3	0.024	m ³	
		型枠		1.0	m ²	
	補強コンクリート工	コンクリート	18-8	0.44	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.1	m ³	
	間詰コンクリート工	型枠		5.2	m ²	
		コンクリート	18-8	0.3	m ³	
10m当たり	型枠		0.85	m ²		

U型側溝布設工 (300用) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	甲葺工	甲葺	300用2種	16.6	枚	
		U型トラフ	300用	16.5	本	
	U型側溝 布設工	コンクリート	18-8	0.2	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.4	m ³	
		モルタル	1:3	0.03	m ³	
		型枠		1.0	m ²	
	補強コンクリート工	コンクリート	18-8	0.51	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.1	m ³	
	間詰コンクリート工	型枠		5.9	m ²	
		コンクリート	18-8	0.3	m ³	
10m当たり	型枠		0.85	m ²		

現場打甲蓋工構造図 S=1/10

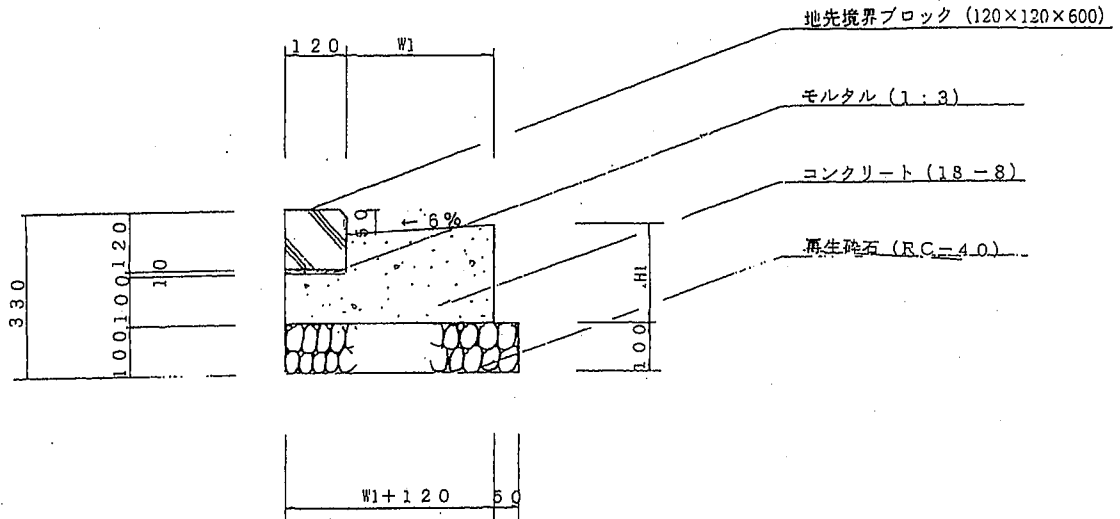


材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量			単位	摘要
				240	300	360		
排水工	現場打甲蓋工	コンクリート	24-8	0.26	0.31	0.36	m ³	
		鉄筋	SD295 D10	36.736	46.200	48.440	Kg	
		KCフォーム	240用 330×6×1000	10.0			枚	
		KCフォーム	300用 390×6×1000		10.0		枚	
	10m当り	KCフォーム	350用 440×8×1000			10.0	枚	

L型側溝工 S=1/10

エプロン巾 15 cm・25 cm・30 cm



L型側溝工 (エプロン巾 20 cm、25 cm、30 cm) 寸法表

	W1=20cm	W1=25cm	W1=30cm
III	192	195	198

L型側溝工 (エプロン巾 20 cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	L型側溝工	地先境界ブロック	120×120×600	16.5	本	
		コンクリート	18-8	0.49	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.37	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		2.92	m ²	

L型側溝工 (エプロン巾 25 cm) 材料表

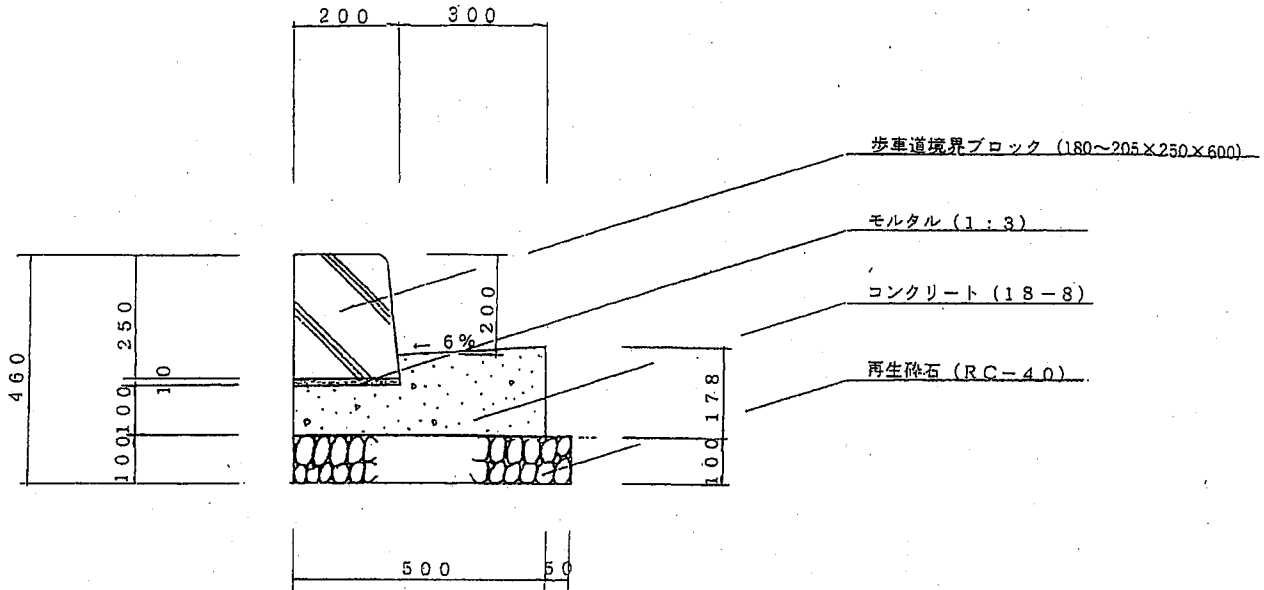
名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	L型側溝工	地先境界ブロック	120×120×600	16.5	本	
		コンクリート	18-8	0.59	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.42	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		2.95	m ²	

L型側溝工 (エプロン巾 30 cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	L型側溝工	地先境界ブロック	120×120×600	16.5	本	
		コンクリート	18-8	0.69	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.47	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		2.98	m ²	

L型側溝工 S=1/1.0

歩車道境界ブロック・エプロン巾30cm

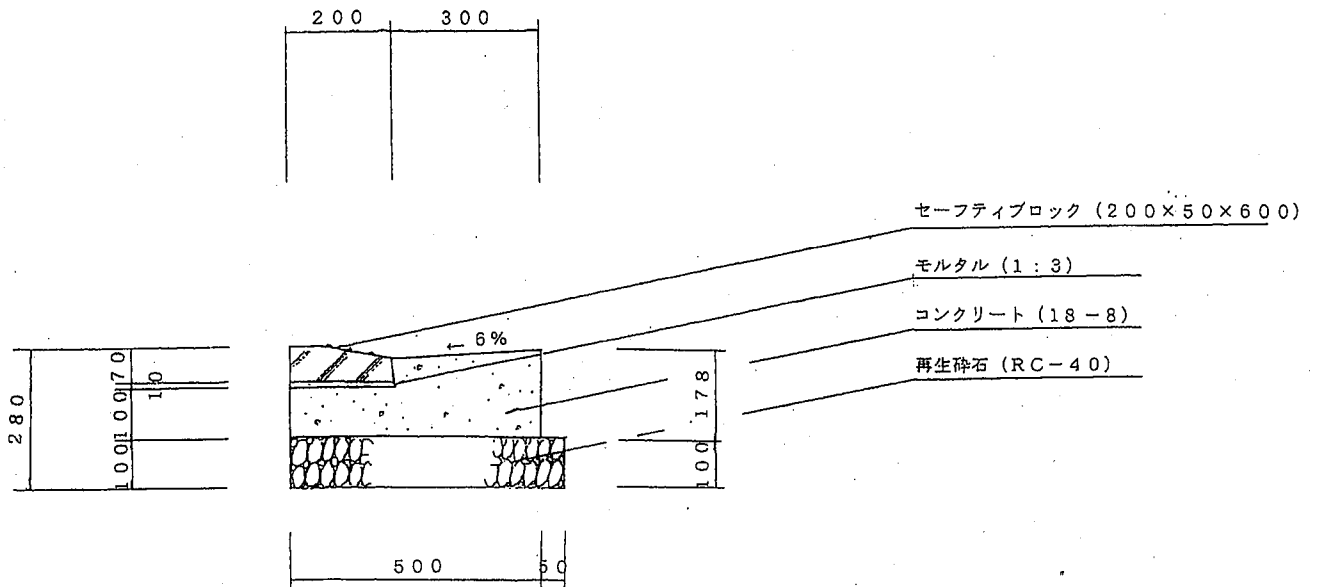


L型側溝工 (歩車道境界ブロック・エプロン巾30cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	L型側溝工	歩車道ブロック	200×250×600	16.5	本	
		コンクリート	18-8	0.71	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.55	m ³	
		モルタル	1:3	0.021	m ³	
		型枠		2.9	m ²	

L型側溝工 S=1/10

セーフティブロック・エプロン巾30cm

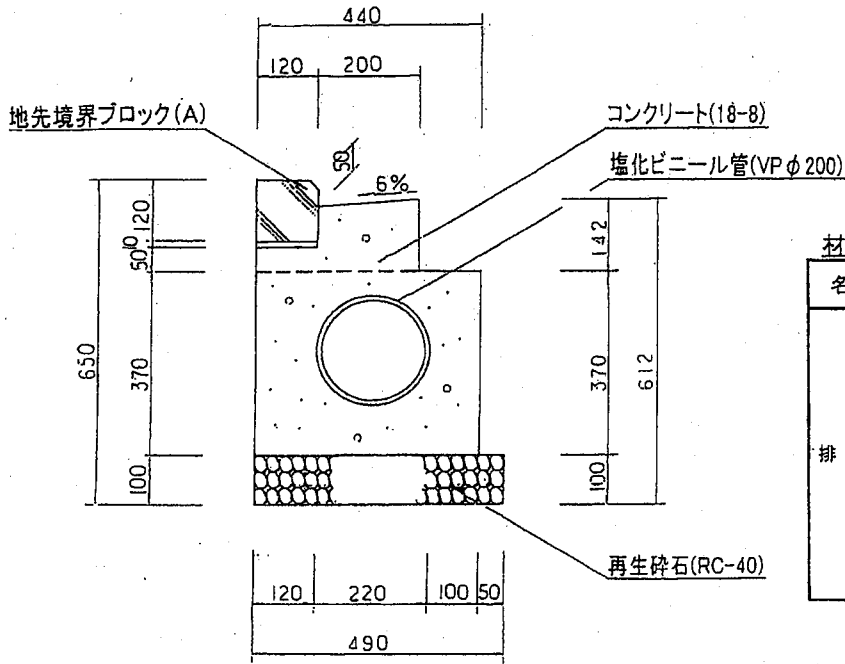


L型側溝工 (エプロン巾30cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	備考
排水工 1.0m当たり	L型側溝工	セーフティブロック	200×50×600	16.5	本	
		コンクリート	18-8	0.68	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.55	m ³	
		モルタル	1:3	0.021	m ³	
		型枠		2.8	m ²	

LO型側溝工構造図 S=1/10

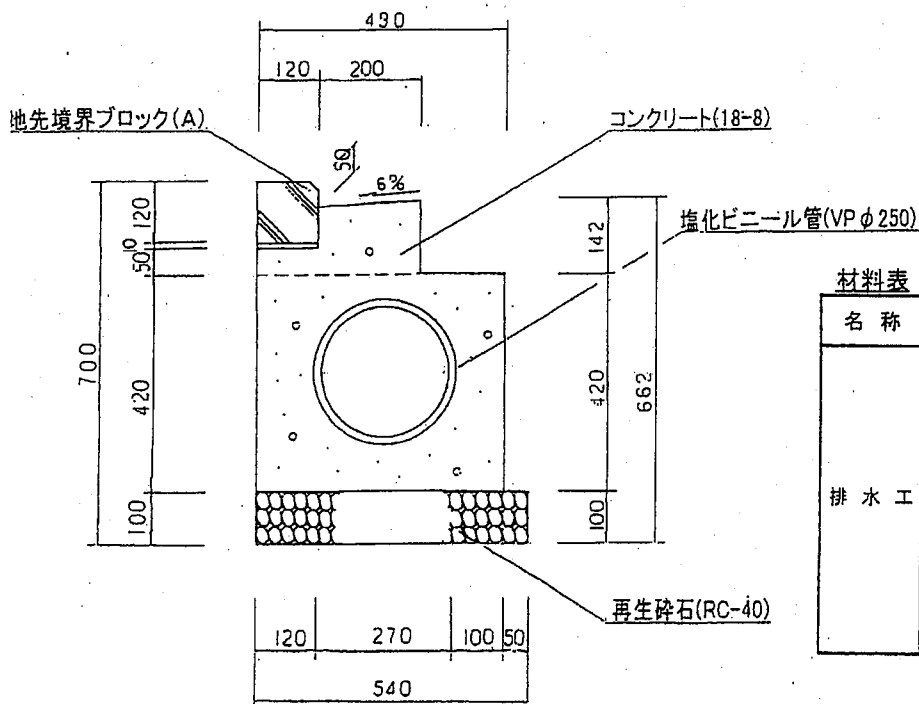
VPφ200・エプロン幅200



材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ200	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.6	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.49	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		9.3	m ²	
				10.0m当り		

VPφ250・エプロン幅200

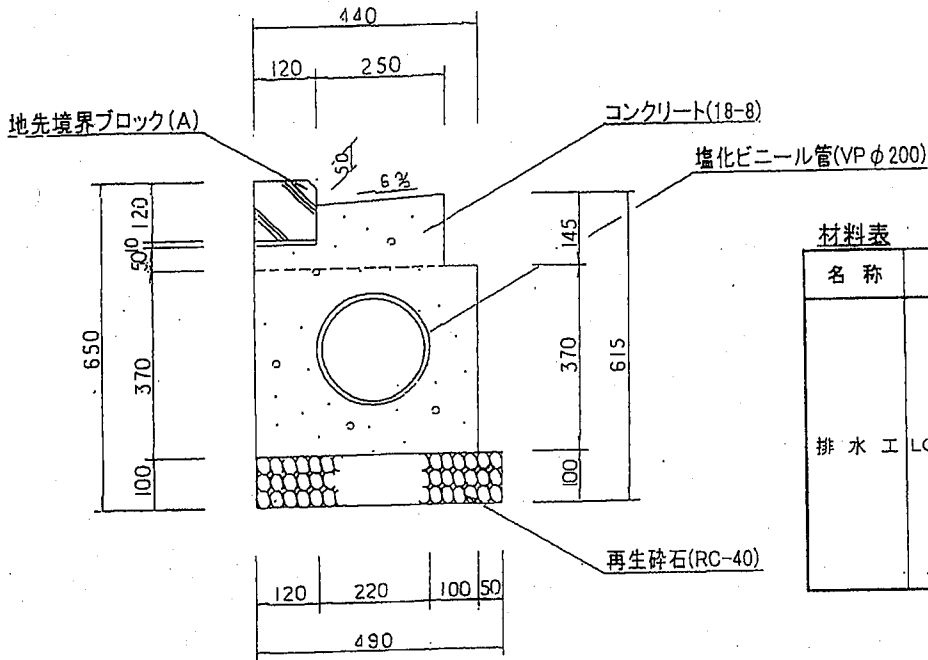


材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ250	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.8	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.54	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		10.3	m ²	
				10.0m当り		

LO型側溝工構造図 S=1/10

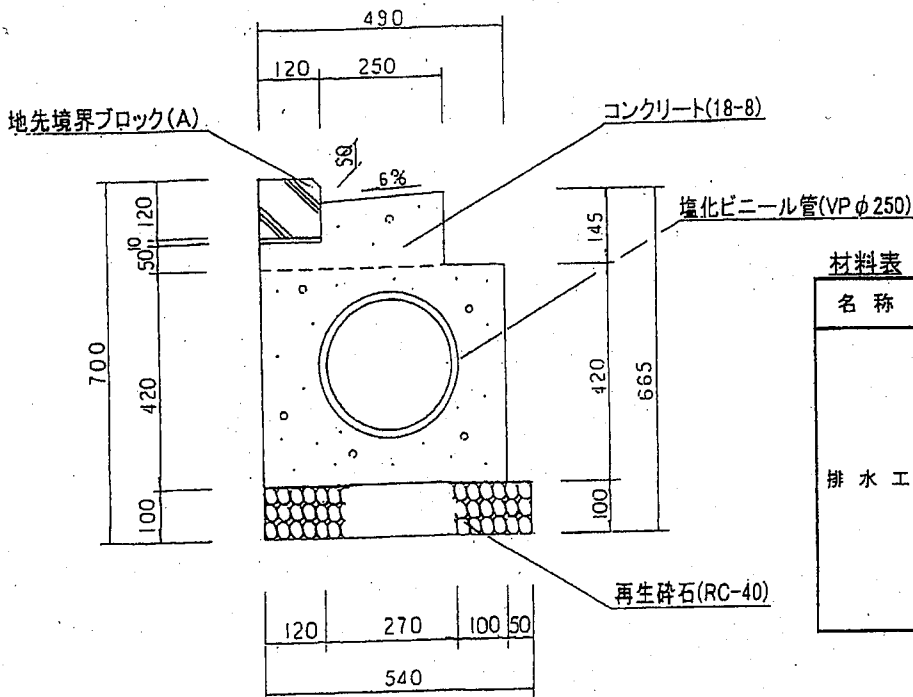
VPφ200・エプロン幅250



材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ200	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.6	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.49	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		9.4	m ²	
10.0m当り						

VPφ250・エプロン幅250

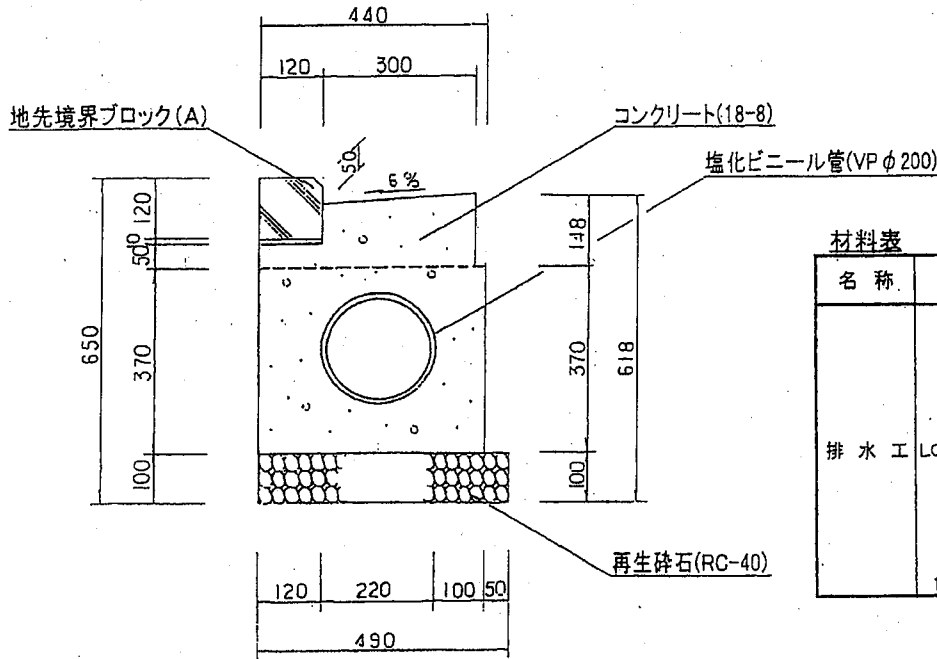


材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ250	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.9	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.54	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		10.4	m ²	
10.0m当り						

LO型側溝工構造図 S=1/10

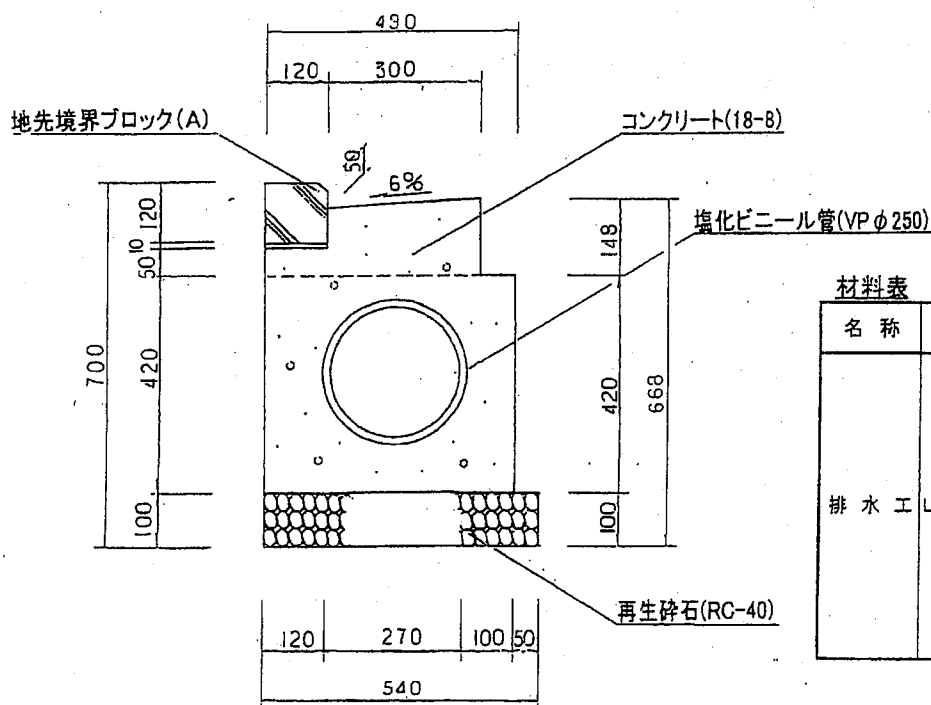
VPφ200・エプロン幅300



材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ200	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.7	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.49	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		9.4	m ²	
10.0m当り						

VPφ250・エプロン幅300



材料表

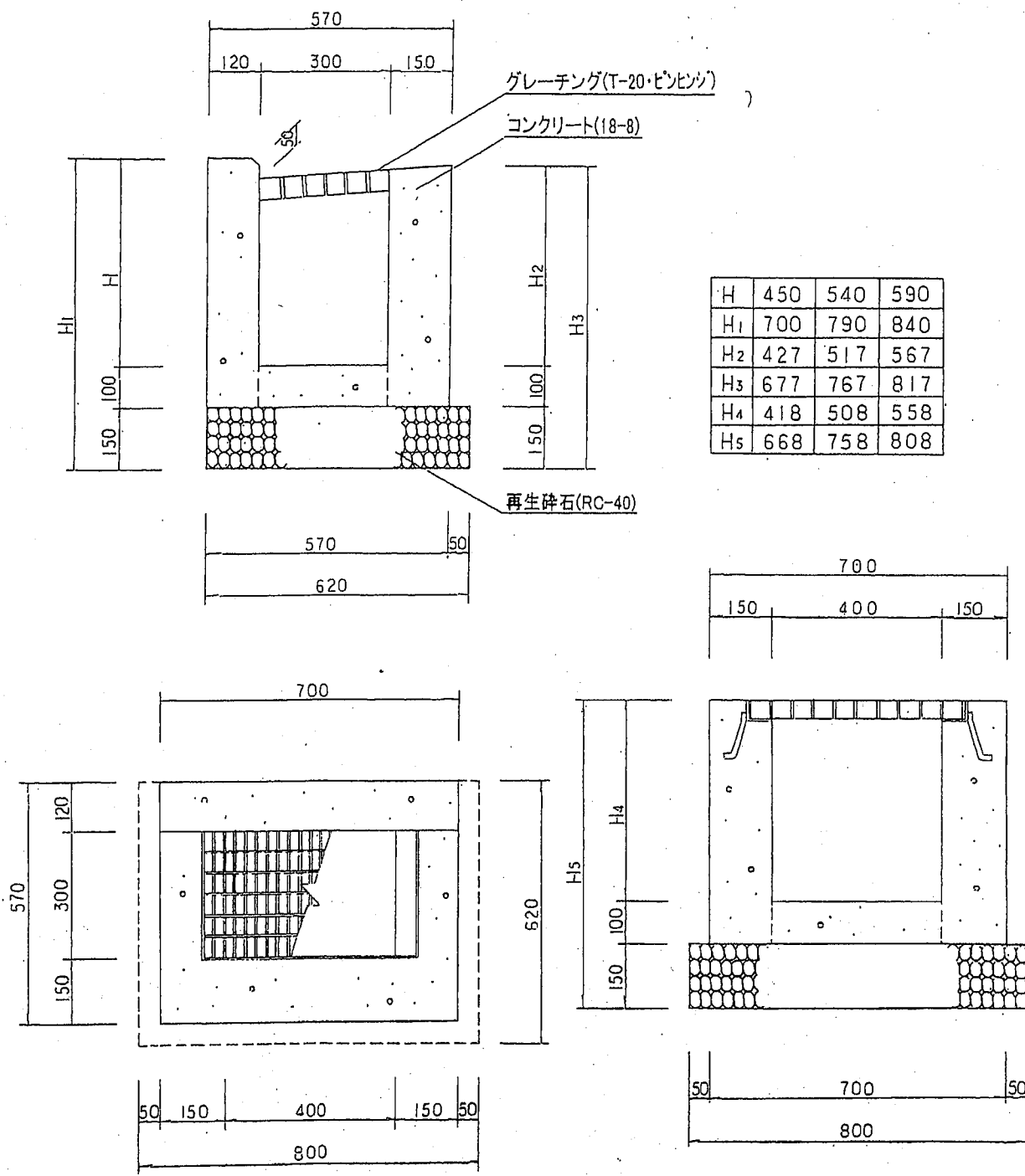
名称	工種	材料	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工	LO型側溝工	地先境界ブロック	120*120*600	16.5	本	
		塩化ビニール管	VPφ250	2.5	本	
		コンクリート	18-8	1.9	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.54	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
		型枠		10.4	m ²	
10.0m当り						

L型集水枡工構造図 S=1/10

内法300×400×450

内法300×400×540

内法300×400×590



材料表

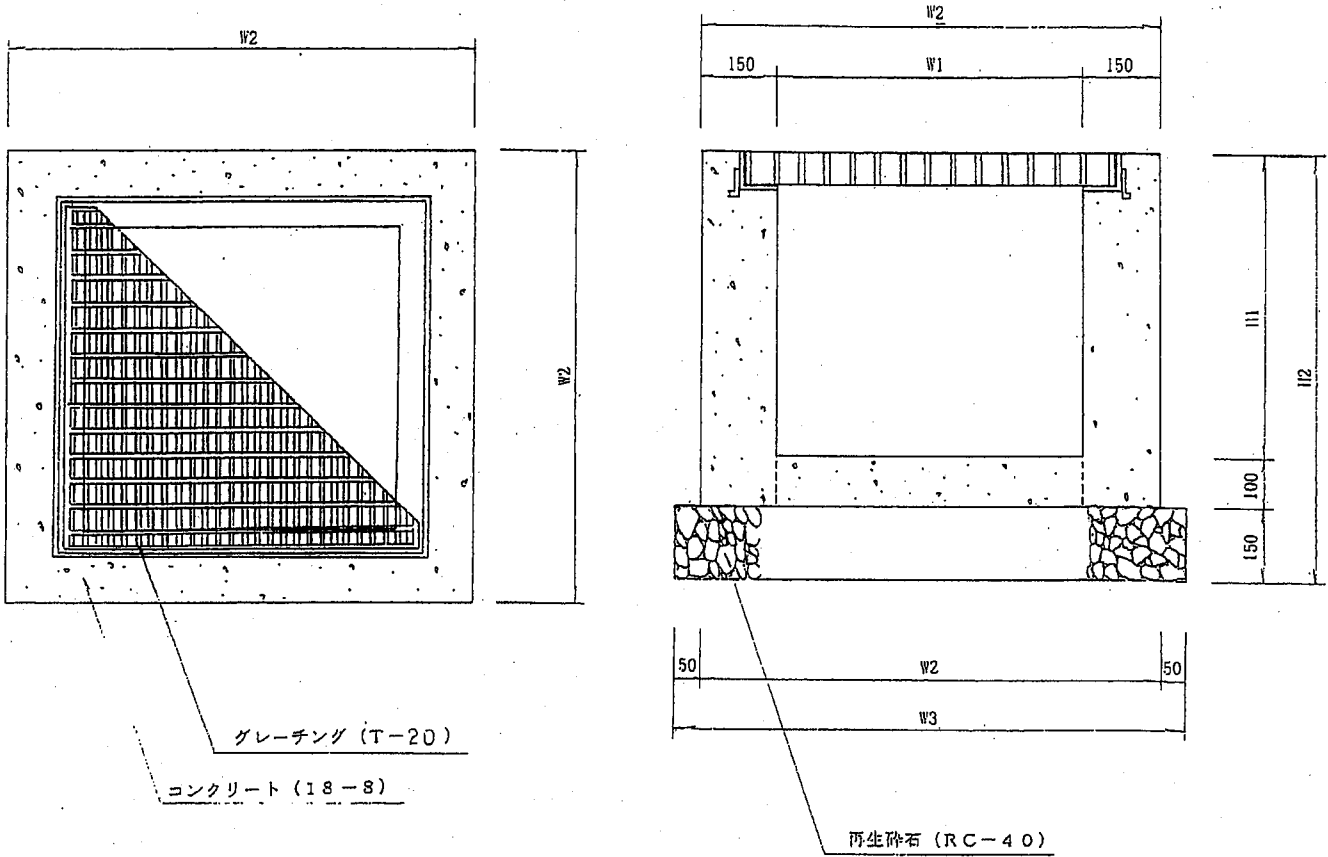
名称	工種	材料	形状・寸法	数量			単位	摘要
				H=450	H=540	H=590		
排水工	L型集水枡工	グレーチング	300*500*50	1.0	1.0	1.0	枚	
		コンクリート	18-8	0.16	0.18	0.20	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.07	0.07	0.07	m ³	
		型枠		2.06	2.41	2.61	m ²	

1.0箇所当り

溜樹工 S=1/10

内法 300×300×300

内法 600×600×600



溜樹工 寸法表

	W1	W2	W3	H1	H2
内法 300×300×300	300	600	700	300	550
内法 600×600×600	600	900	1000	600	850

溜樹工 (300×300×300) 材料表

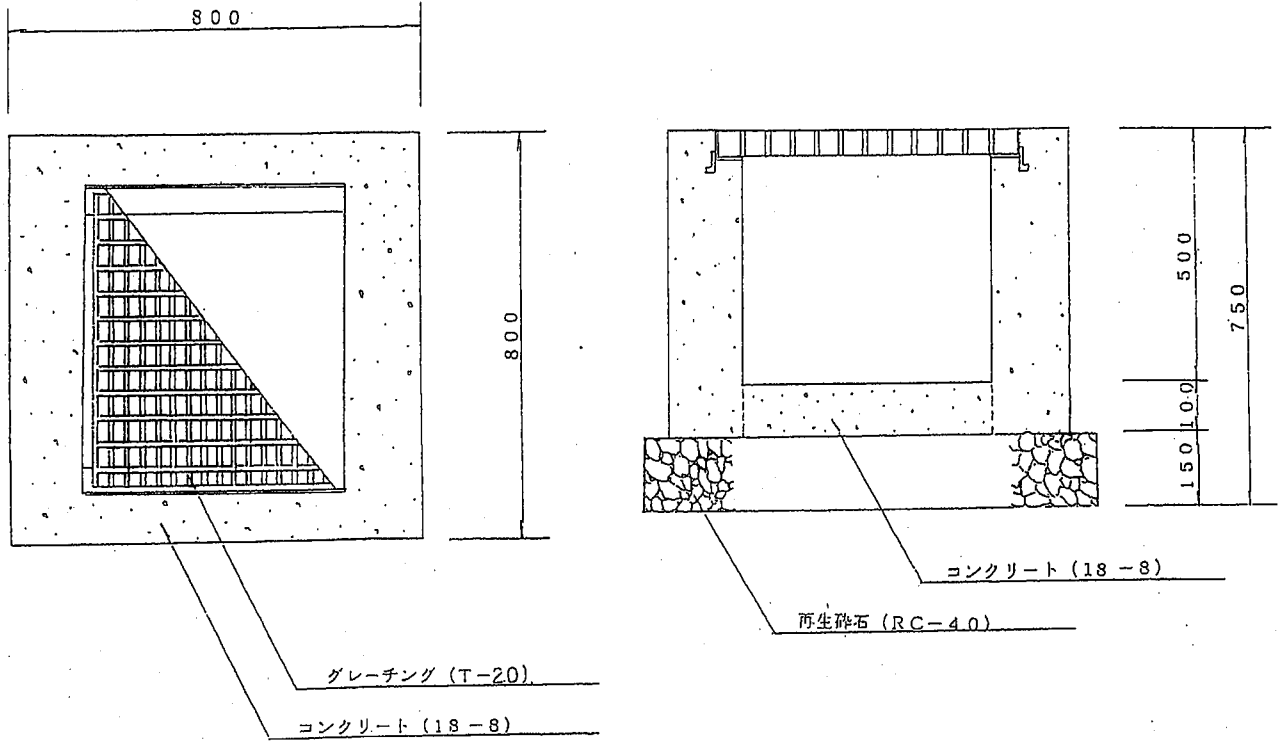
名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1カ所当たり	溜樹工	グレーチング	395×400×48	1	枚	付
		コンクリート	18-8	0.11	m3	
		再生砕石	RC-40	0.024	m3	
		型枠		1.38	m2	

溜樹工 (600×600×600) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1カ所当たり	溜樹工	グレーチング	700×700×65	1	枚	付
		コンクリート	18-8	0.34	m3	
		再生砕石	RC-40	0.15	m3	
		型枠		4.04	m2	

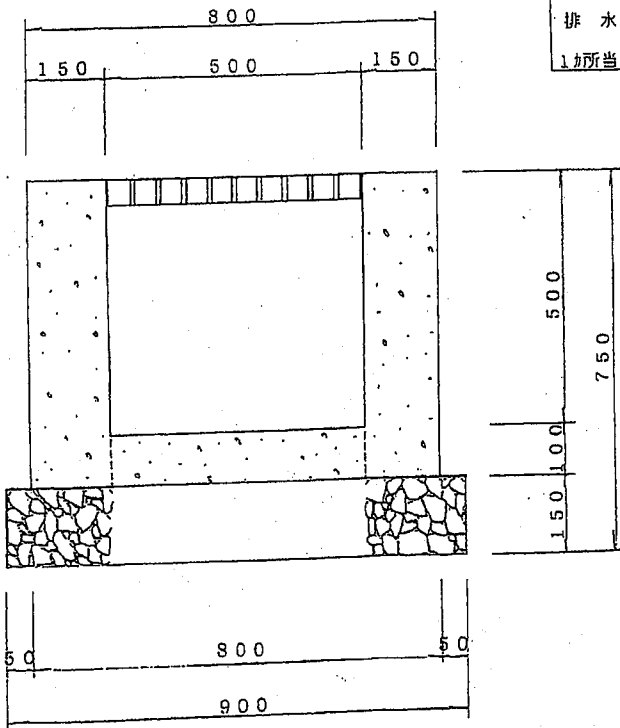
溜樹工 S=1/10

内法 500×500×500



溜樹工 (500×500×500) 材料表

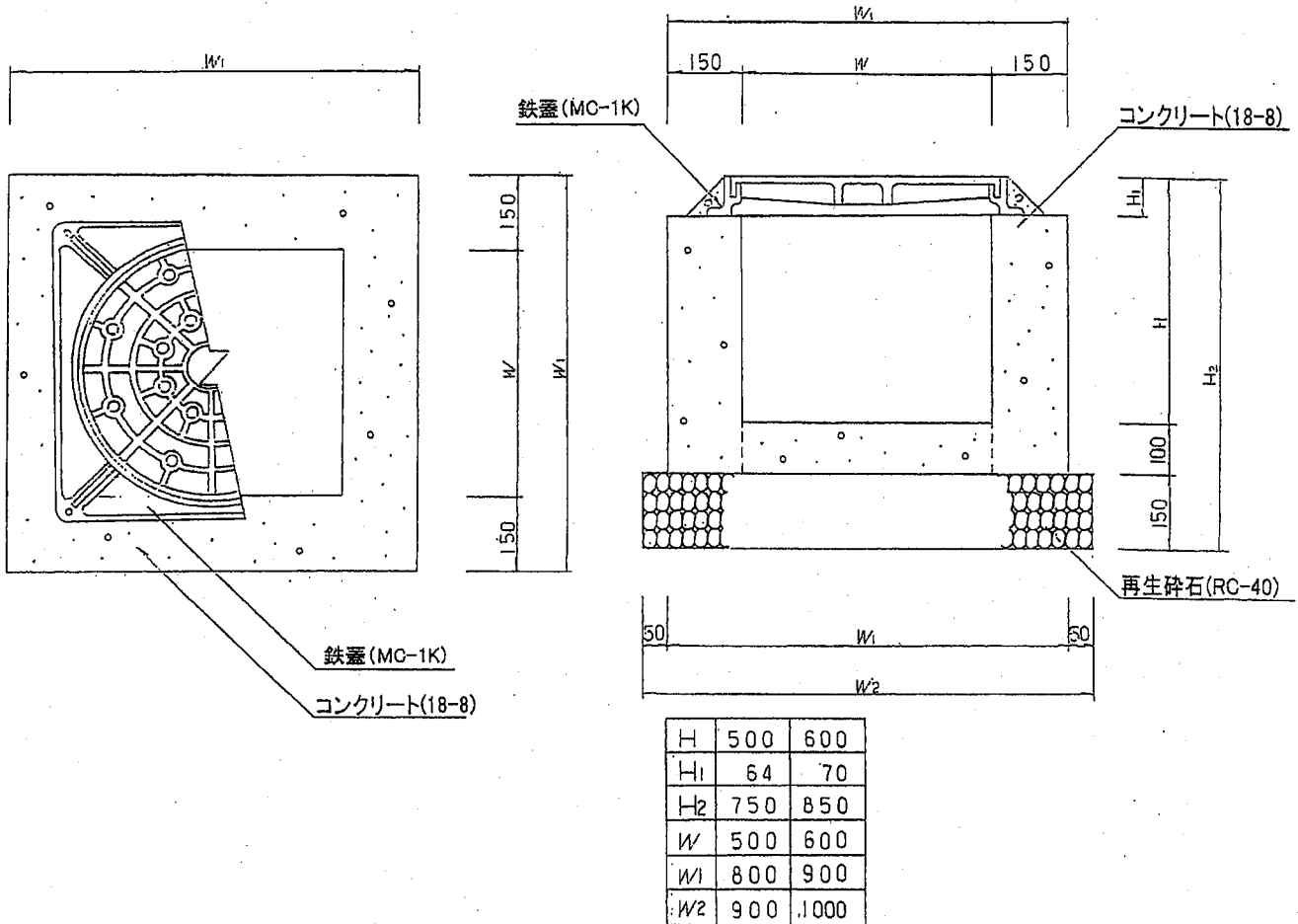
名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1ヶ所当たり	溜樹工	グレーチング	500×600×50	1	枚	ベンジ
		コンクリート	18-8	0.26	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.12	m ³	
		型枠		3.02	m ²	



溜桝工構造図 S=1/10

内法500×500×500

内法600×600×600

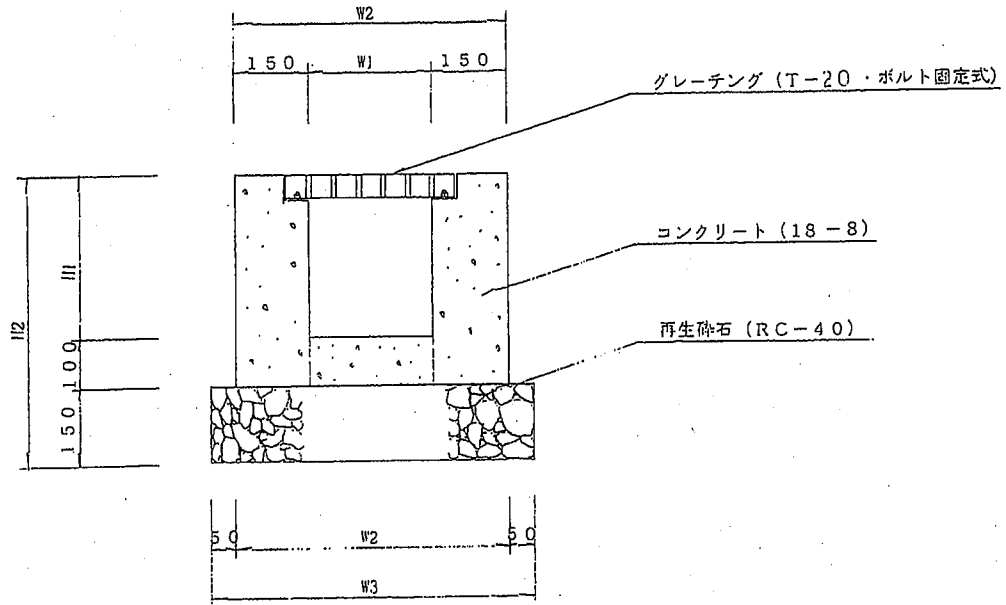


材料表

名称	工種	材料	形状・寸法	数量		単位	摘要
				500	600		
排水工	溜桝工	鉄蓋	MC-1K・500	1.0		枚	T-20
		鉄蓋	MC-1K・600		1.0	m ³	T-20
		コンクリート	18-8	0.23	0.32	m ³	
		再生碎石	RC-40	0.12	0.15	m ³	
		型枠		2.79	3.82	m ²	

1.0箇所当り

横断側溝工 $S = 1/10$



横断側溝工 (W=250, 300) 寸法表

	W=250	W=300
W1	250	300
W2	550	600
W3	650	700
H1	325	385
H2	575	635

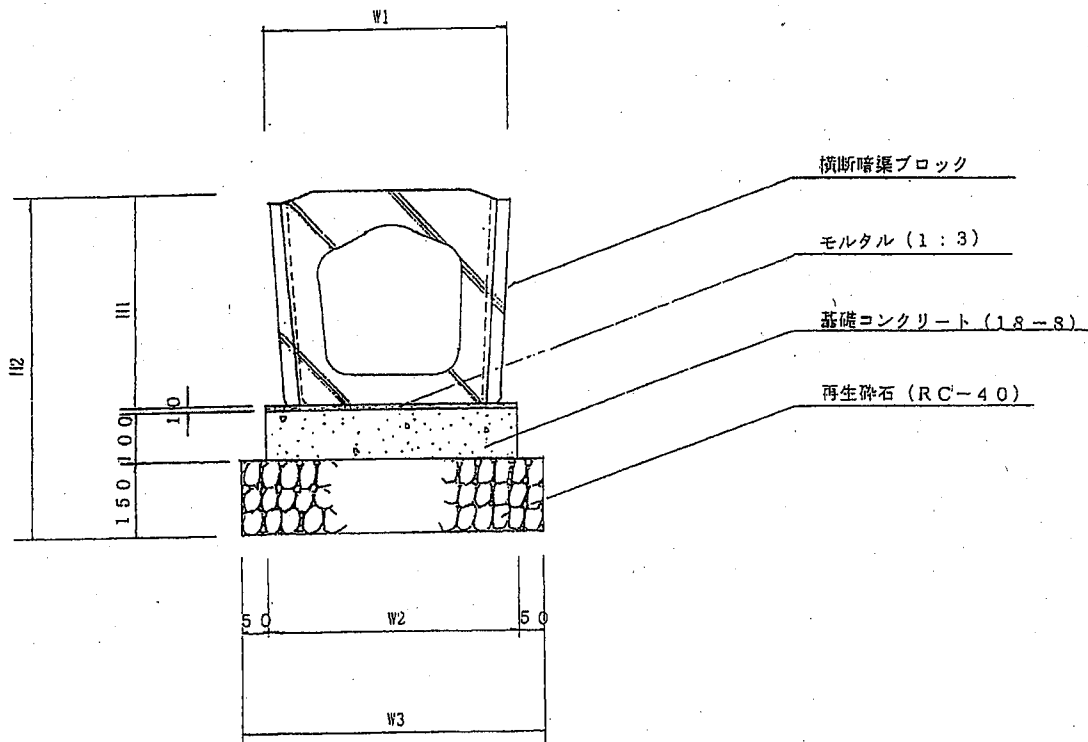
横断側溝工 (W=250, H=325) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	横断側溝工	グレーチング	T-14 350×995×44	1.0	枚	※外固定
		コンクリート	18-8	1.48	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.98	m ³	
		型枠		1.6	m ²	

横断側溝工 (W=300, H=385) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	横断側溝工	グレーチング	400×995×50	1.0	枚	※外固定
		コンクリート	18-8	1.71	m ³	
		再生砕石	RC-40	1.05	m ³	
		型枠		18.4	m ²	

横断暗渠布設工 S=1/10



横断暗渠布設工 寸法表

	240用	300用
W1	406	480
W2	420	475
W3	520	575
H1	350	420
H2	610	680

横断暗渠布設工 (240用) 材料表

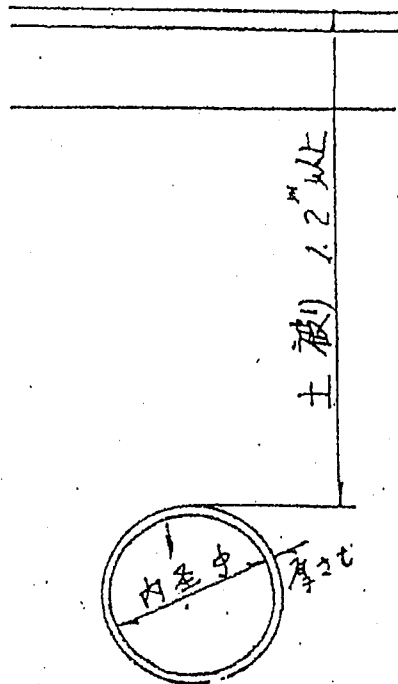
名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	横断暗渠 布設工	暗渠ブロック	240用	10	個	
		コンクリート	18-8	0.42	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.78	m ³	
		モルタル	1:3	0.042	m ³	
		型枠		2	m ²	

横断暗渠布設工 (300用) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 1.0m当たり	横断暗渠 布設工	暗渠ブロック	300用	10	個	
		コンクリート	18-8	0.48	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.86	m ³	
		モルタル	1:3	0.018	m ³	
		型枠		2	m ²	

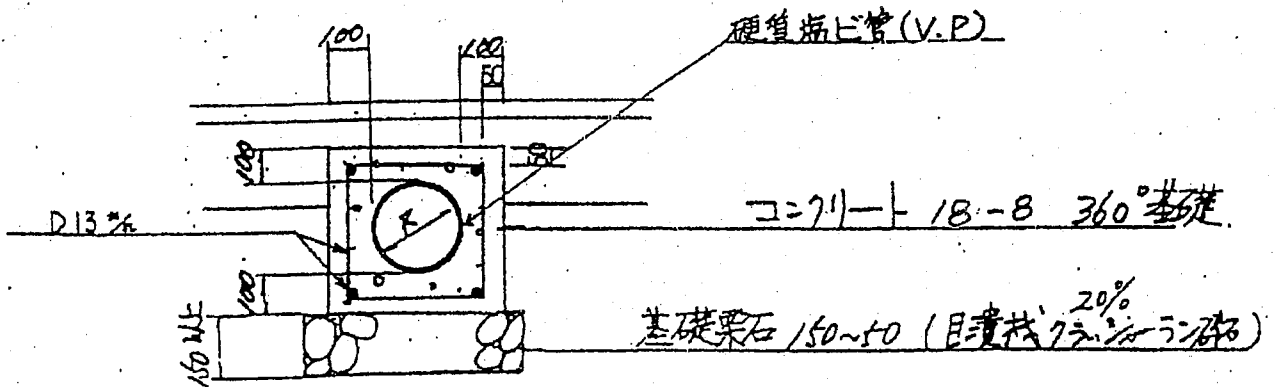
排水管工事

◎排水管パイプは原則として1.2mの土被りが必要です。

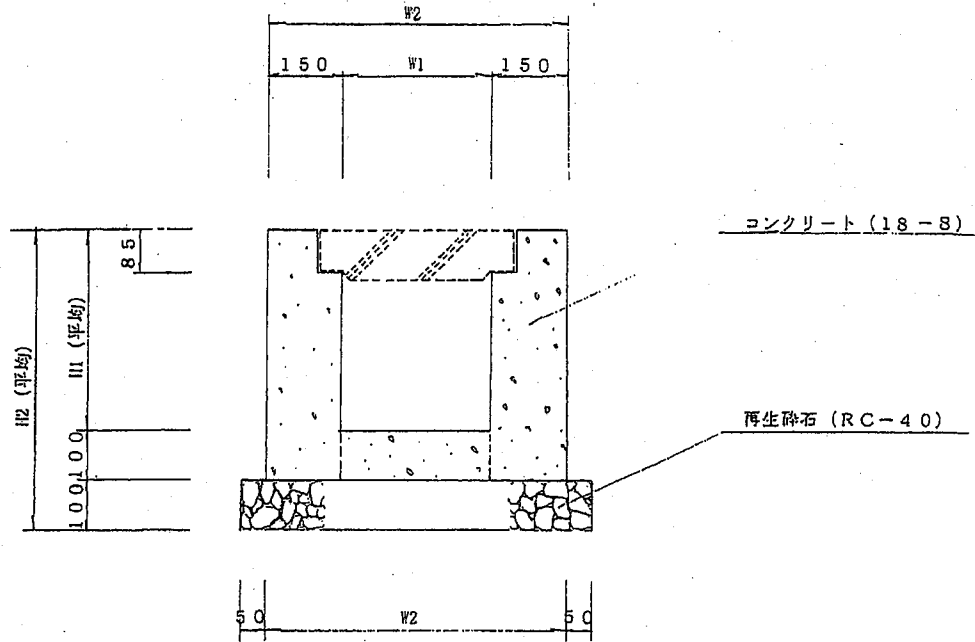


◎土被りが1.2mとれない場合

15cm~60cm土被りの場合



現場打側溝工 S=1/10



現場打側溝工 寸法表

	W=240 H=300	W=240 H=500	W=300 H=300	W=300 H=500
W1	240	240	300	300
W2	540	540	600	600
H1	300	500	300	500
H2	400	600	400	600

現場打側溝工 (W=240、H=300) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	概要
排水工 10m当たり	現場打側溝工	コンクリート	18-8	1.36	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.64	m ³	
		型枠		1.6	m ²	

現場打側溝工 (W=240、H=500) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	概要
排水工 10m当たり	現場打側溝工	コンクリート	18-8	1.96	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.64	m ³	
		型枠		2.4	m ²	

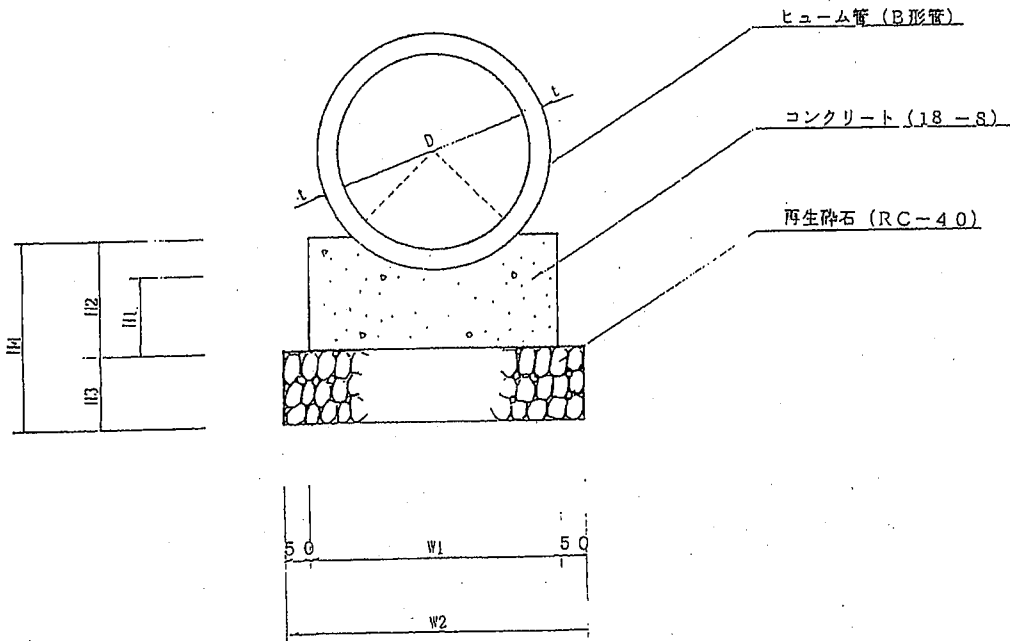
現場打側溝工 (W=300、H=300) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	概要
排水工 10m当たり	現場打側溝工	コンクリート	18-8	1.42	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.7	m ³	
		型枠		1.6	m ²	

現場打側溝工 (W=300、H=500) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	概要
排水工 10m当たり	現場打側溝工	コンクリート	18-8	2.02	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.7	m ³	
		型枠		2.4	m ²	

ヒューム管布設工 S=1/10



ヒューム管布設工 寸法表

	t	W1	W2	H1	H2	H3	H4
φ350	32	450	550	100	170	150	320
φ400	35	500	600	150	230	150	380
φ450	38	550	650	150	240	150	390
φ500	42	600	700	150	240	150	390
φ600	50	700	800	150	260	150	410

ヒューム管布設工 (φ350 90°基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	ヒューム管 布設工	ヒューム管	350×32×2000	5.0	本	
		コンクリート	18-8	0.64	m3	
		再生砕石	RC-40	0.83	m3	
		型枠		3.4	m2	

ヒューム管布設工 (φ400 90°基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	ヒューム管 布設工	ヒューム管	400×35×2430	4.1	本	
		コンクリート	18-8	0.99	m3	
		再生砕石	RC-40	0.9	m3	
		型枠		4.6	m2	

ヒューム管布設工 (φ450 90°基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	ヒューム管 布設工	ヒューム管	450×38×2430	4.1	本	
		コンクリート	18-8	1.12	m3	
		再生砕石	RC-40	0.98	m3	
		型枠		4.8	m2	

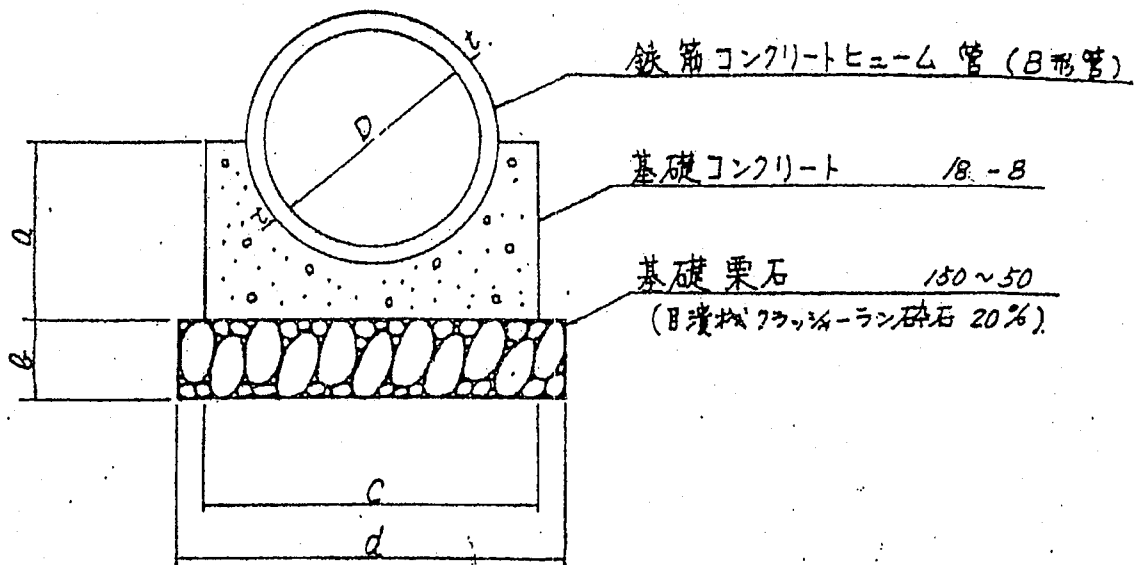
ヒューム管布設工 (φ500 90°基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	ヒューム管 布設工	ヒューム管	500×42×2430	4.1	本	
		コンクリート	18-8	1.2	m3	
		再生砕石	RC-40	1.05	m3	
		型枠		4.8	m2	

ヒューム管布設工 (φ600 90°基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	ヒューム管 布設工	ヒューム管	600×50×2430	4.1	本	
		コンクリート	18-8	1.47	m3	
		再生砕石	RC-40	1.2	m3	
		型枠		5.2	m2	

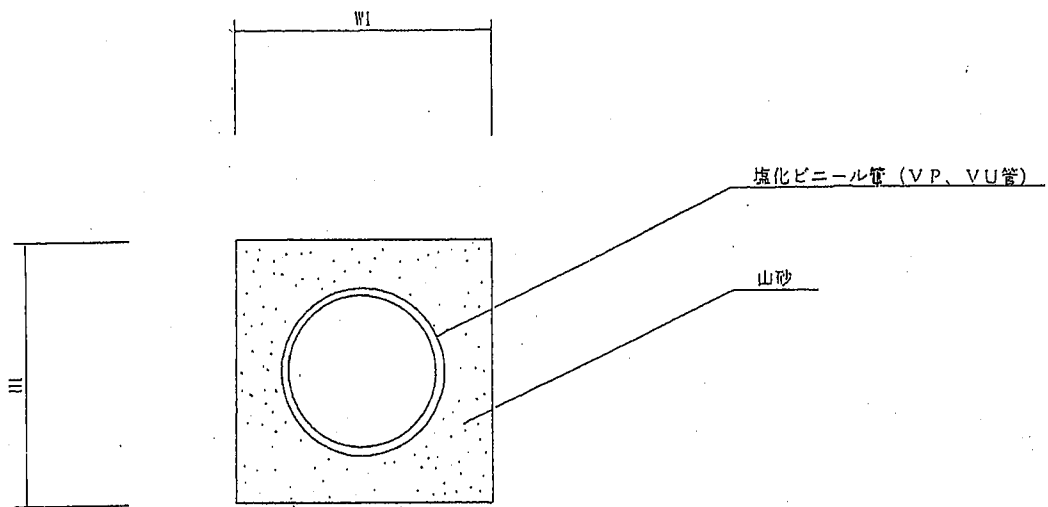
鉄筋コンクリートヒューム管(180°基礎)構造図



鉄筋コンクリートヒューム管(180°基礎) 10m当り材料表

D	200	250	300	350	400	450
鉄筋コンクリート管本	5.00	5.00	5.00	5.00	4.12	4.12
コンクリート 18-B m ³	1.01	1.24	1.52	1.82	2.16	2.53
基礎栗石 150~50	0.83	0.91	0.99	1.07	1.34	1.65
型枠 m ²	4.54	5.06	5.60	6.14	6.70	7.26
t mm	27	28	30	32	35	38
a	227	253	280	307	335	363
b	150	150	150	150	200	200
c	454	506	560	614	670	726
d	554	606	660	714	770	826

塩化ビニール管布設工 1/10



塩化ビニール管布設工 寸法表

	VPφ100	VPφ150	VPφ200	VPφ250	VPφ300	VUφ350	VUφ400	VUφ450
W1	320	370	420	470	520	570	620	670
III	320	370	420	470	520	570	620	670

塩化ビニール管布設工 (φ100 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VPφ100	2.5	本	
		山砂		0.92	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ150 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VPφ150	2.5	本	
		山砂		1.16	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ200 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VPφ200	2.5	本	
		山砂		1.4	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ250 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VPφ250	2.5	本	
		山砂		1.65	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ300 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VPφ300	2.5	本	
		山砂		1.91	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ350 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VUφ350	2.5	本	
		山砂		2.17	m ³	

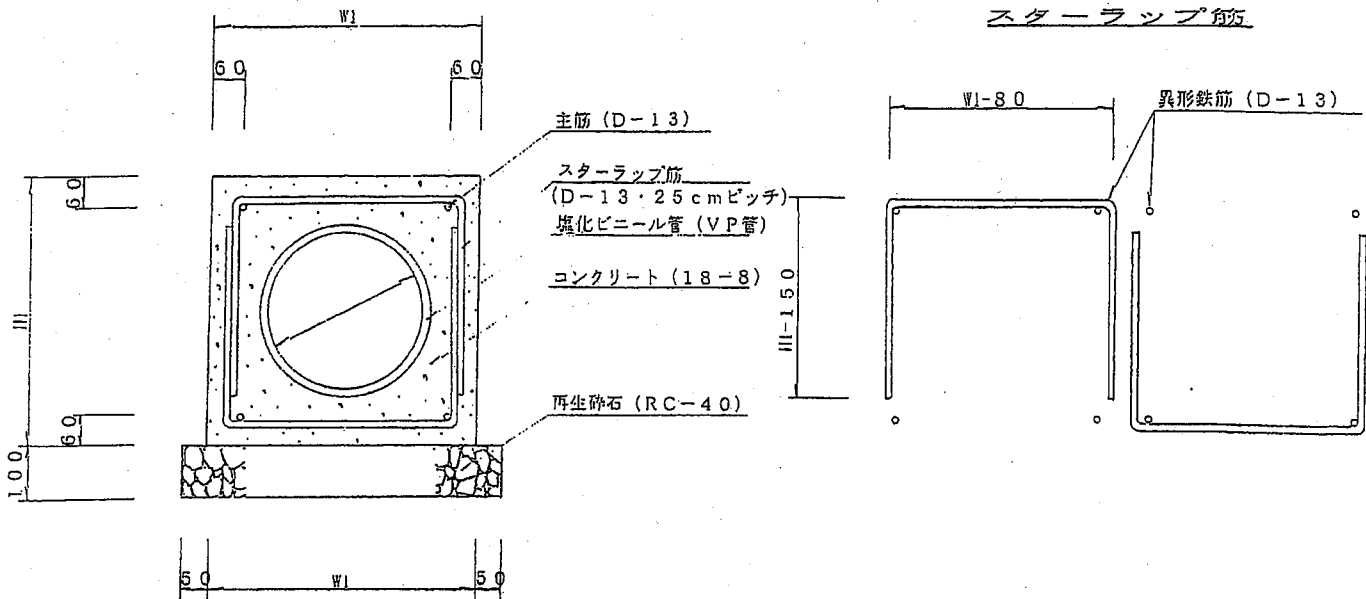
塩化ビニール管布設工 (φ400 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VUφ400	2.5	本	
		山砂		2.46	m ³	

塩化ビニール管布設工 (φ450 山砂基礎) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール 管布設工	塩化ビニール管	VUφ450	2.5	本	
		山砂		2.75	m ³	

塩化ビニール管布設工 S=1/10



塩化ビニール管布設工 寸法表

	VPφ100	VPφ150	VPφ200	VPφ250	VPφ300
W1	320	370	420	470	520
III	320	370	420	470	520

塩化ビニール管布設工 (φ100 コンクリート防護) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール管布設工	塩化ビニール管	VPφ100	2.5	本	
		鉄筋	SD345・D13mm	0.086	t	
		コンクリート	18-8	0.92	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.42	m ³	
		型枠		6.4	m ²	

塩化ビニール管布設工 (φ150 コンクリート防護) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール管布設工	塩化ビニール管	VPφ150	2.5	本	
		鉄筋	SD345・D13mm	0.098	t	
		コンクリート	18-8	1.16	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.47	m ³	
		型枠		7.4	m ²	

塩化ビニール管布設工 (φ200 コンクリート防護) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール管布設工	塩化ビニール管	VPφ200	2.5	本	
		鉄筋	SD345・D13mm	0.11	t	
		コンクリート	18-8	1.4	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.52	m ³	
		型枠		8.4	m ²	

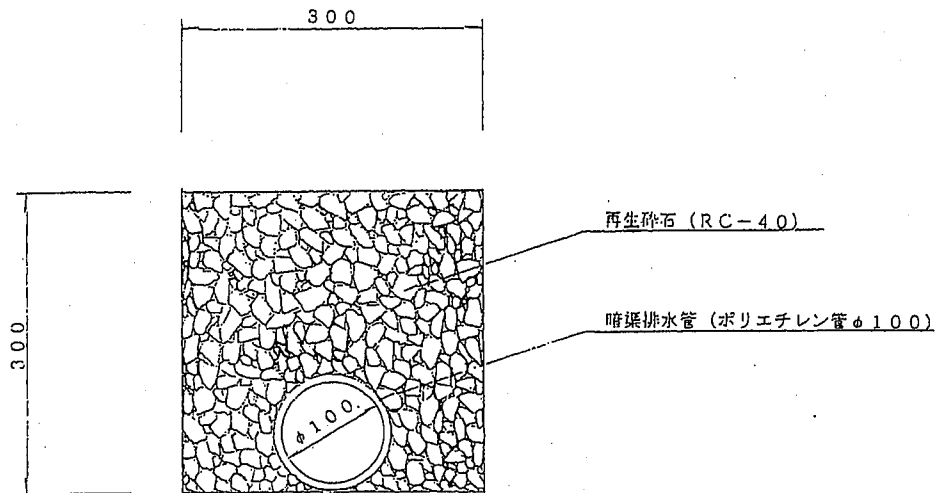
塩化ビニール管布設工 (φ250 コンクリート防護) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール管布設工	塩化ビニール管	VPφ250	2.5	本	
		鉄筋	SD345・D13mm	0.122	t	
		コンクリート	18-8	1.65	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.57	m ³	
		型枠		9.4	m ²	

塩化ビニール管布設工 (φ300 コンクリート防護) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 10m当たり	塩化ビニール管布設工	塩化ビニール管	VPφ300	2.5	本	
		鉄筋	SD345・D13mm	0.134	t	
		コンクリート	18-8	1.91	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.62	m ³	
		型枠		10.4	m ²	

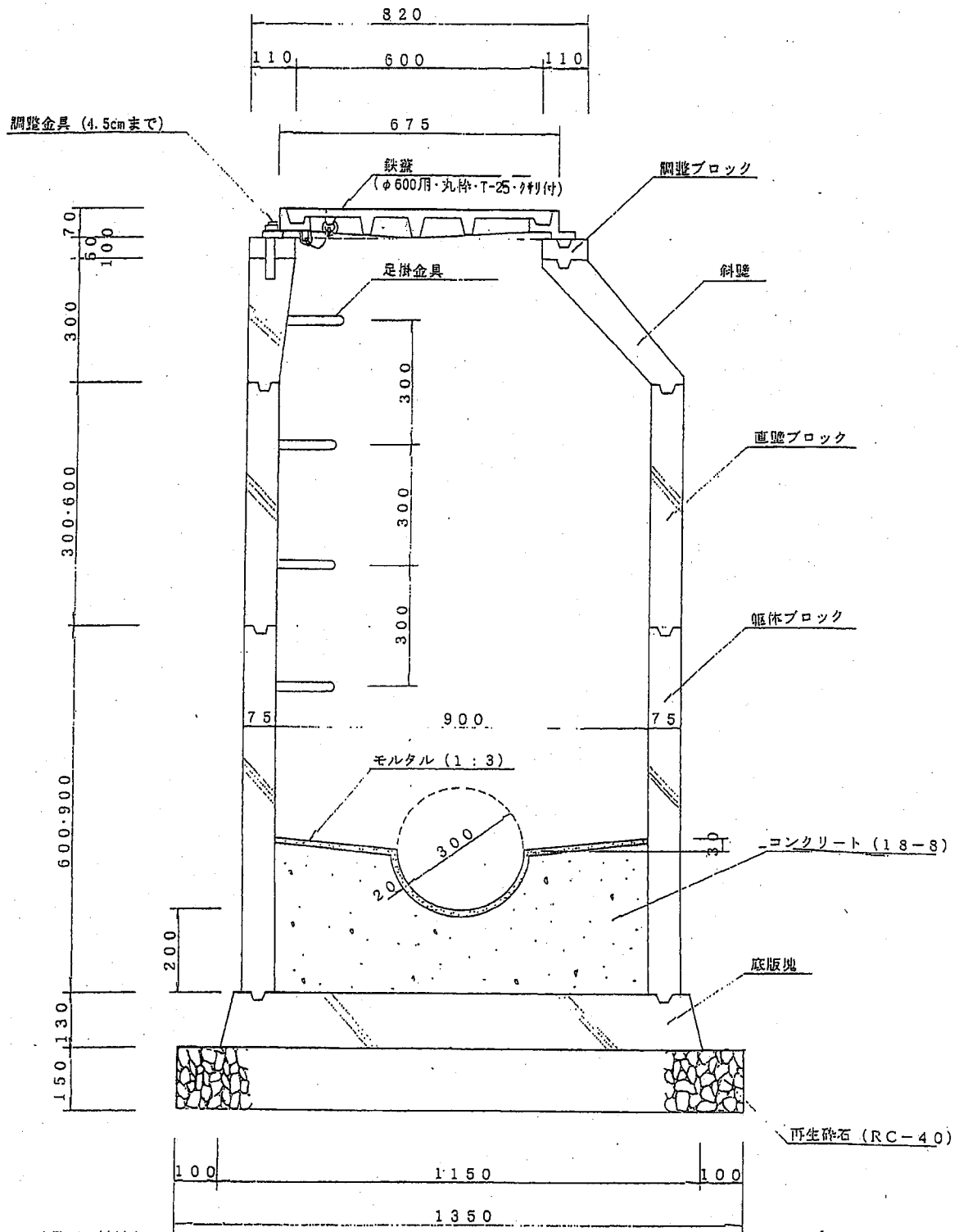
暗渠排水管布設工 $S = 1 / 50$



暗渠排水管布設工 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
排水工 100m当たり	暗渠排水 布設工	暗渠排水管	ポリエチレン φ100	101	m	
		再生碎石	RC-40	8	m ³	

人孔工 S=1/10



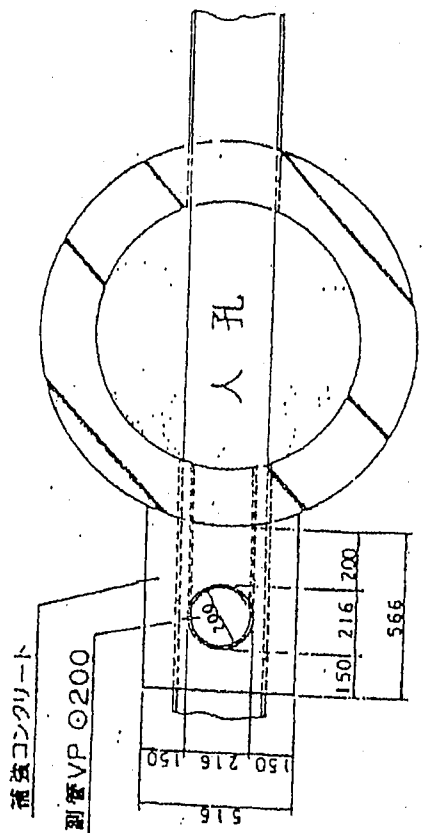
人孔工 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	備要
排水工	人孔工	鉄葦	φ600用・T-25	1.0	枚	クサリ付
		調整金具	4.5cmまで	1.0	組	
		調整ブロック	H=50	1.0	基	
		調整ブロック	H=100	1.0	基	
		斜壁	600×900×300	1.0	基	
		直壁ブロック	H=300	1.0	基	
		直壁ブロック	H=600	1.0	基	
		躯体ブロック	H=600	1.0	基	
		躯体ブロック	H=900	1.0	基	
		底版塊	H=130	1.0	基	
		コンクリート	18-8	0.19	m ³	
		モルタル	1:3	0.016	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.21	m ³	

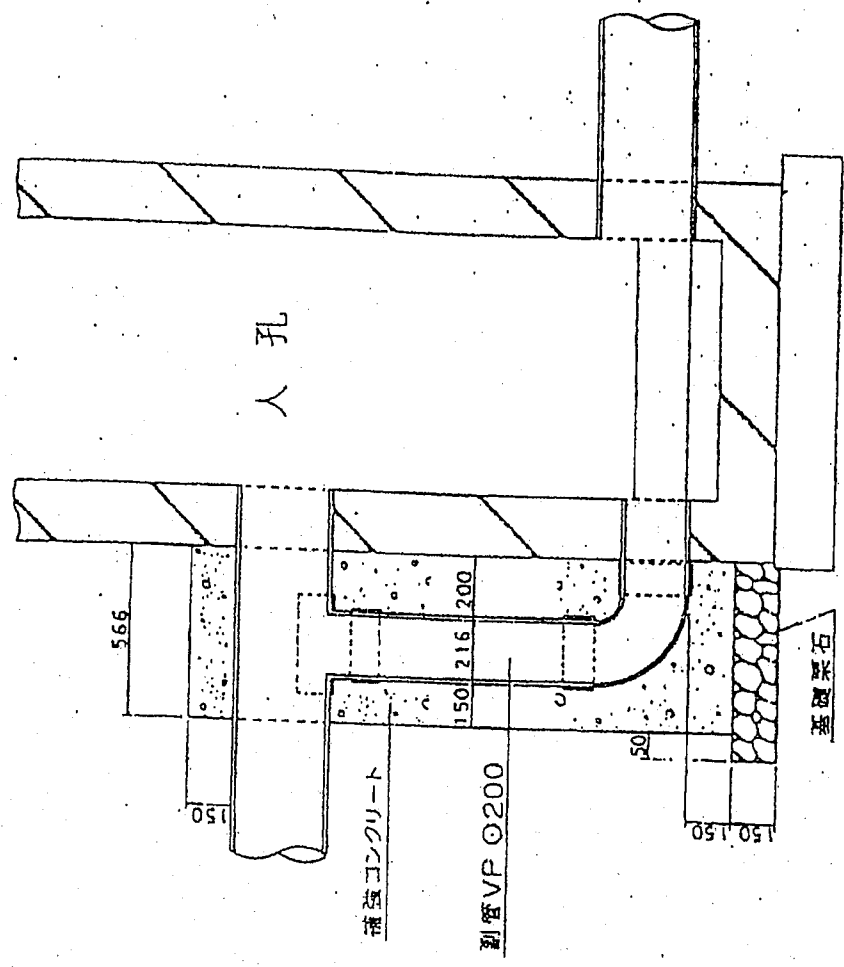
1基当たり

副管構造図

平面図

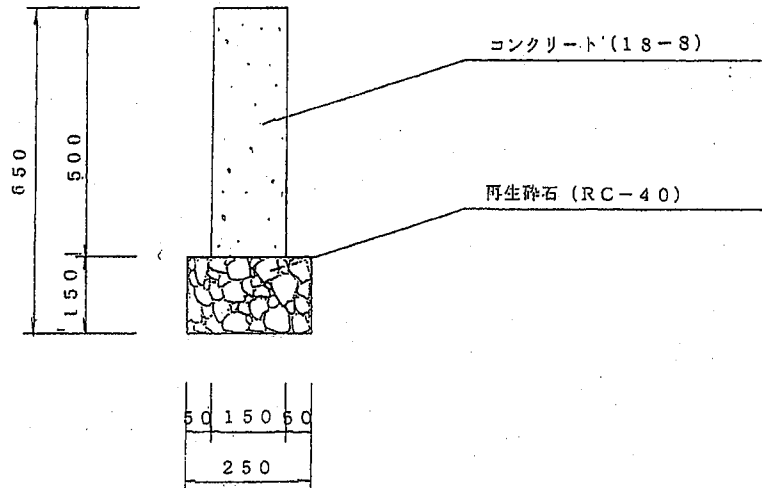


断面図



土留工 S=1/10

I-I = 500 直壁

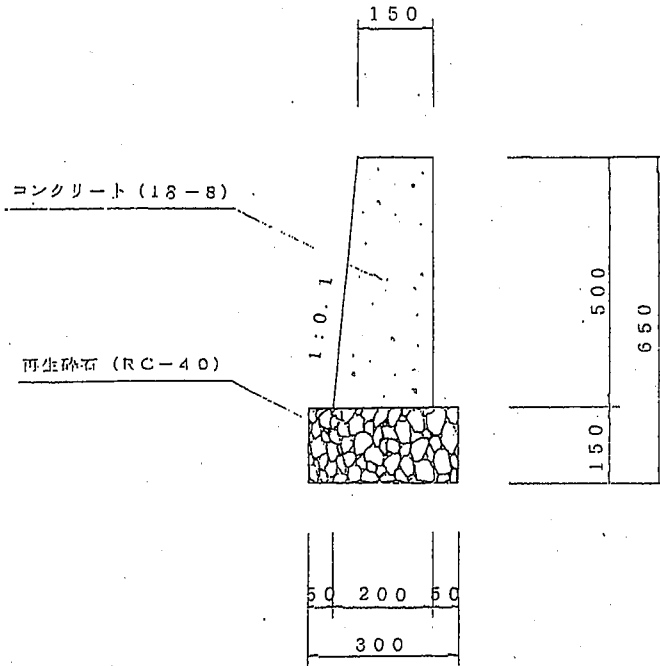


土留工 (H=500 直壁) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	概要
土留工 10m当たり	土留工	コンクリート	18-8	0.75	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.38	m ³	
		型枠		10.0	m ²	
		エラストイト	L=10mm	0.08	m ²	

土留工 S=1/10

H=500 1分勾断記

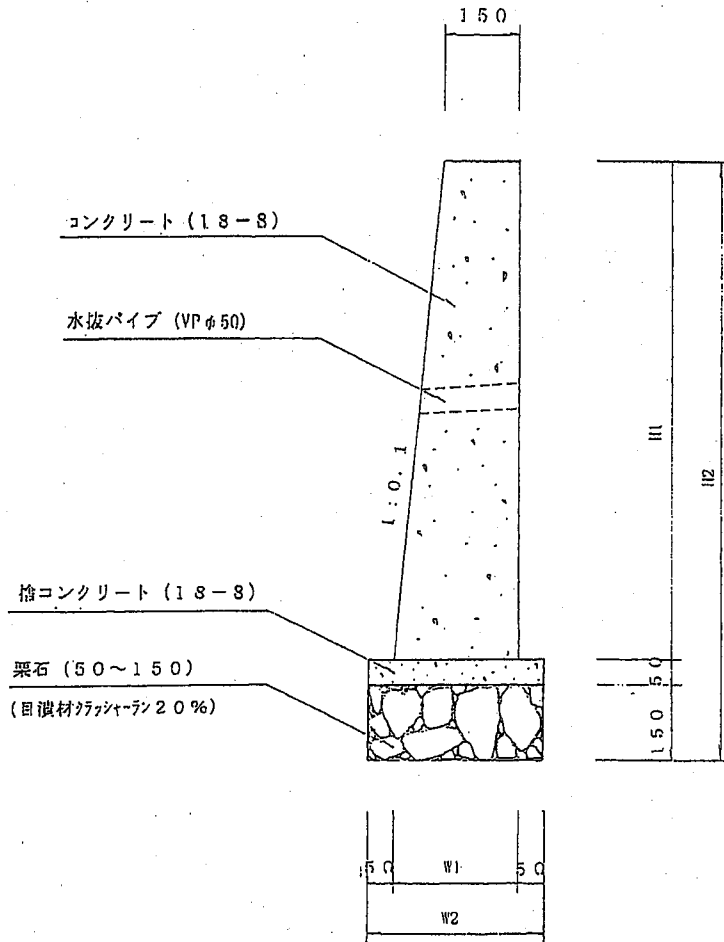


土留工 (H=500 1分勾配) 材料表

名 称	工 種	材料・労力	形状・寸法	数 量	単 位	摘 要
土 留 工 10m当たり	土 留 工	コンクリート	18-8	0.88	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.45	m ³	
		型枠		10.02	m ²	
		エラストイト	t=10mm	0.09	m ²	

土留工 S=1/10

H=1000、1500 1分勾配



土留工 (1分勾配) 寸法表

H1	H2	W1	W2
1000	1200	250	350
1500	1700	500	400

土留工 (H=1000 1分勾配) 材料表

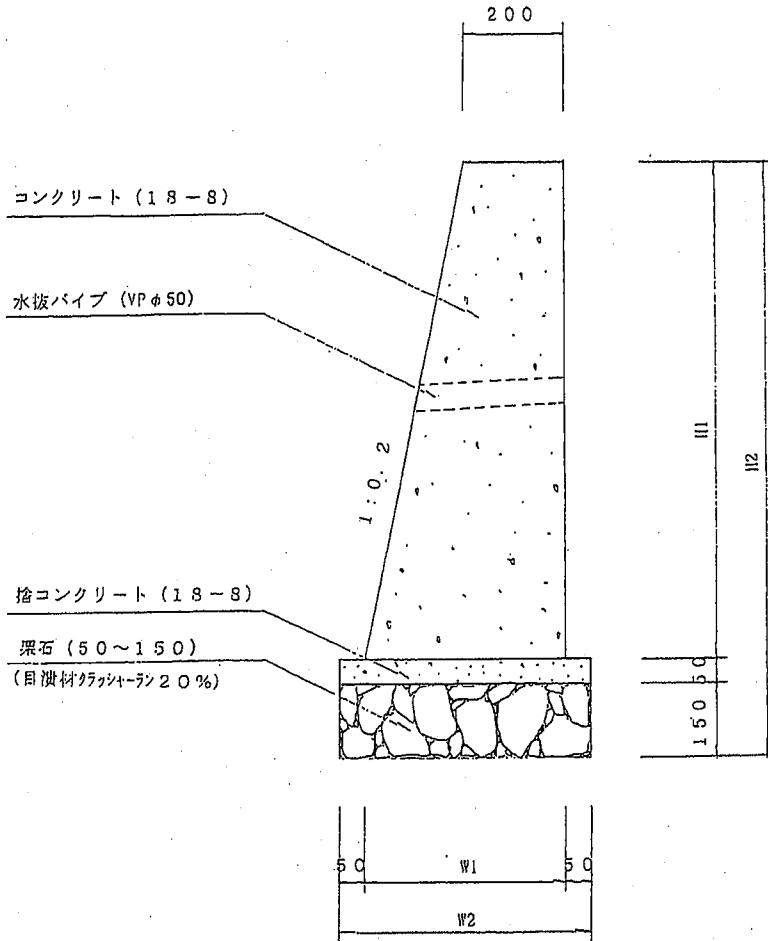
名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
土留工 1.0m当たり	土留工	コンクリート	18-8	2.0	m ³	
		捨コンクリート	18-8	0.18	m ³	
		栗石	50~150	0.53	m ³	
		型枠		20.05	m ²	
		水抜パイプ	VP φ50	1.0	m	
		エラストイト	t=10mm	0.2	m ²	

土留工 (H=1500 1分勾配) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
土留工 1.0m当たり	土留工	コンクリート	18-8	3.38	m ³	
		捨コンクリート	18-8	0.2	m ³	
		栗石	50~150	0.6	m ³	
		型枠		30.07	m ²	
		水抜パイプ	VP φ50	1.7	m	
		エラストイト	t=10mm	0.34	m ²	

土留工 S=1/10

H=1000, 1500, 2000 2分勾配



土留工 (2分勾配) 寸法表

H1	H2	W1	W2
1000	1200	400	500
1500	1700	500	600
2000	2200	600	700

土留工 (H=1000 2分勾配) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
土留工 10m当たり	土留工	コンクリート	18-8	3.0	m ³	
		捨コンクリート	18-8	0.25	m ³	
		栗石	50~150	0.75	m ³	
		型枠		20.20	m ²	
		水抜パイプ	VP φ50	1.5	m	
		エラストイト	t=10mm	0.3	m ²	

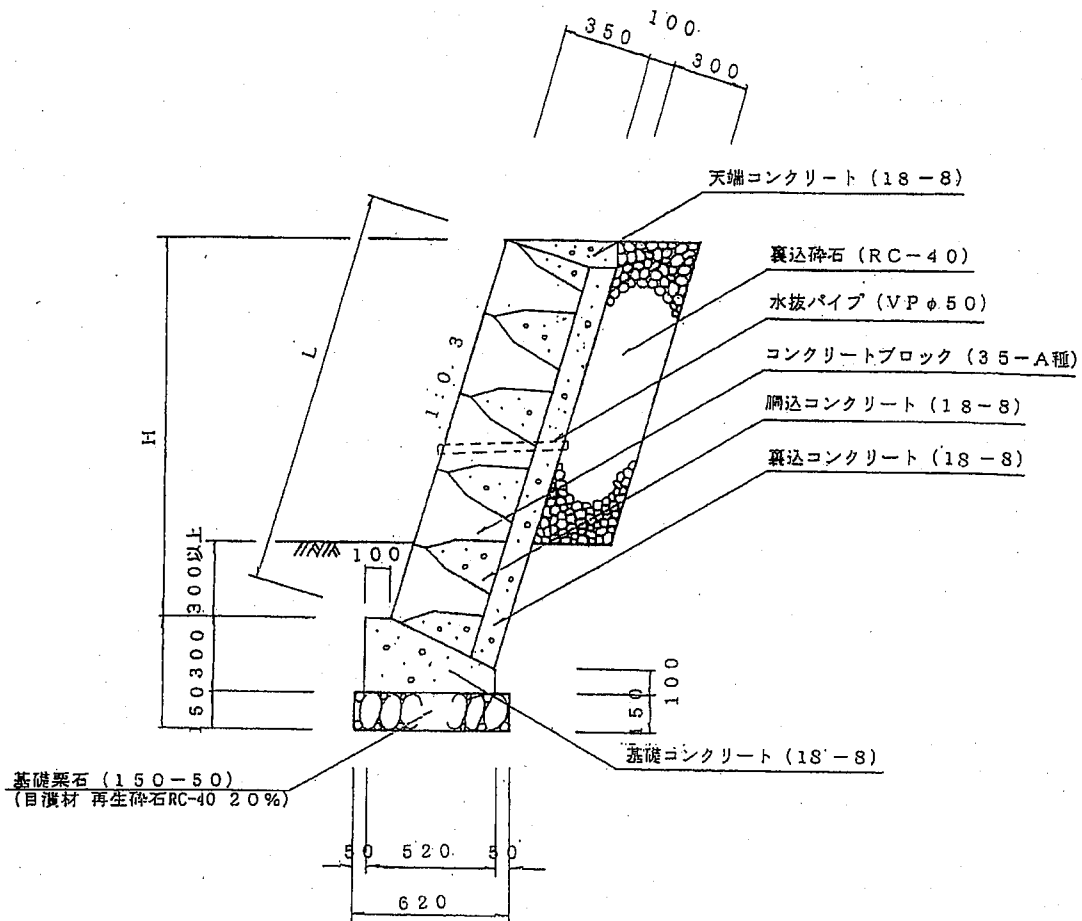
土留工 (H=1500 2分勾配) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
土留工 10m当たり	土留工	コンクリート	18-8	5.25	m ³	
		捨コンクリート	18-8	0.3	m ³	
		栗石	50~150	0.9	m ³	
		型枠		30.30	m ²	
		水抜パイプ	VP φ50	2.63	m	
		エラストイト	t=10mm	0.53	m ²	

土留工 (H=2000 2分勾配) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
土留工 10m当たり	土留工	コンクリート	18-8	8.0	m ³	
		捨コンクリート	18-8	0.35	m ³	
		栗石	50~150	1.05	m ³	
		型枠		40.40	m ²	
		水抜パイプ	VP φ50	4.0	m	
		エラストイト	t=10mm	0.8	m ²	

コンクリートブロック積工 S=1/20

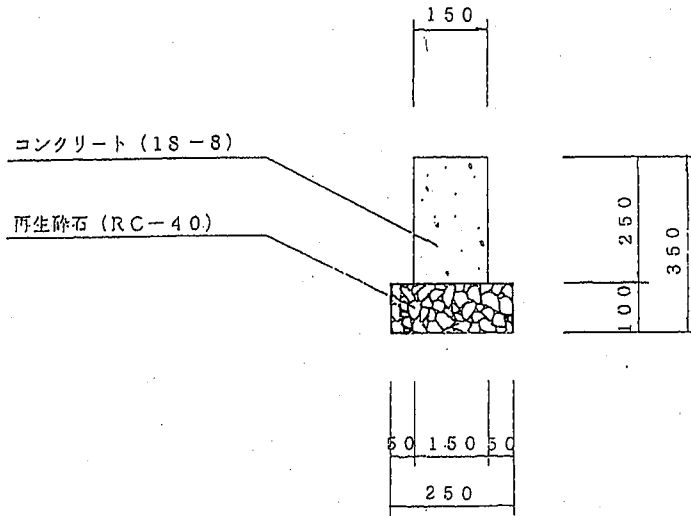


コンクリートブロック積工 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
擁壁工	1.0m当たり	コンクリートブロック積工	コンクリートブロック 35-A種	10.0	m ²	
		胴込コンクリート	18-8	1.9	m ³	
		裏込コンクリート	18-8	1.0	m ³	
		水抜パイプ	VP φ50	2.5	m	
		裏込砕石	RC-40	2.4	m ³	
		コンクリートブロック積基礎工	コンクリート		1.14	m ³
1.0m当たり	積基礎工	型枠		4.0	m ²	
		基礎礫石	150-50	0.93	m ³	
		コンクリート積天端工	コンクリート 18-8	0.27	m ³	
		型枠		1.01	m ²	

舗装止工 S=1/10

片側型枠・両側型枠



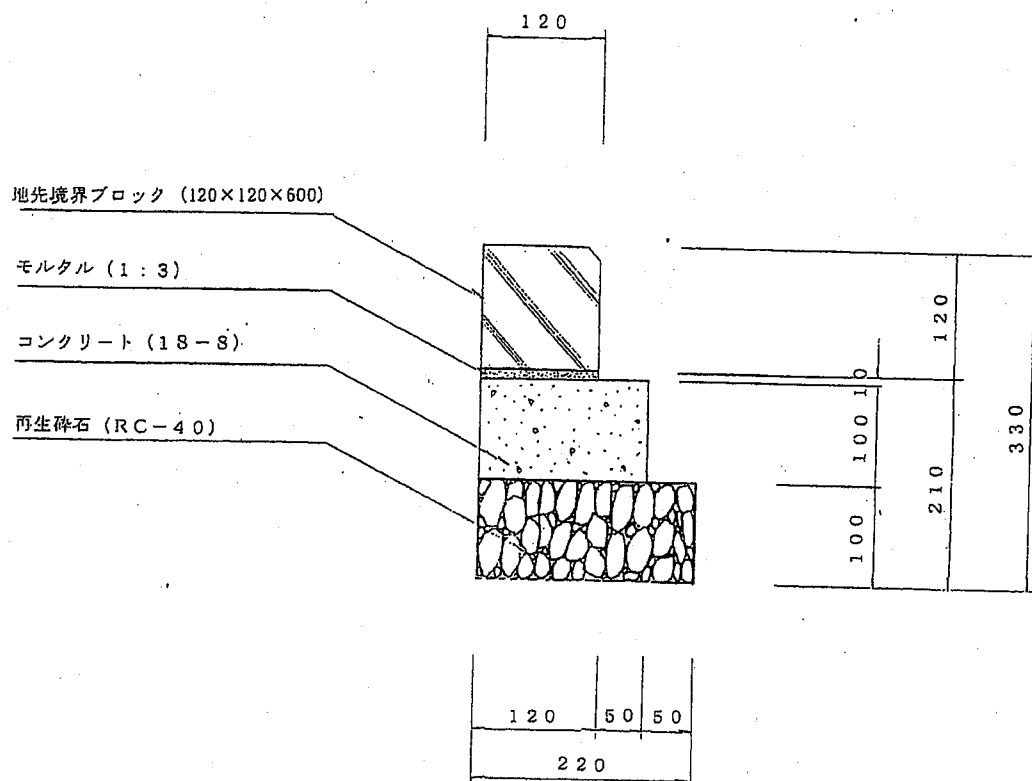
舗装止工 (片側型枠) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
付属施設工 1.0m当たり	舗装止工	コンクリート	1S-8	0.38	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.25	m ³	
		型枠		2.5	m ²	
		エラストイト	t=10mm	0.04	m ²	

舗装止工 (両側型枠) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
付属施設工 1.0m当たり	舗装止工	コンクリート	1S-8	0.38	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.25	m ³	
		型枠		5.0	m ²	
		エラストイト	t=10mm	0.04	m ²	

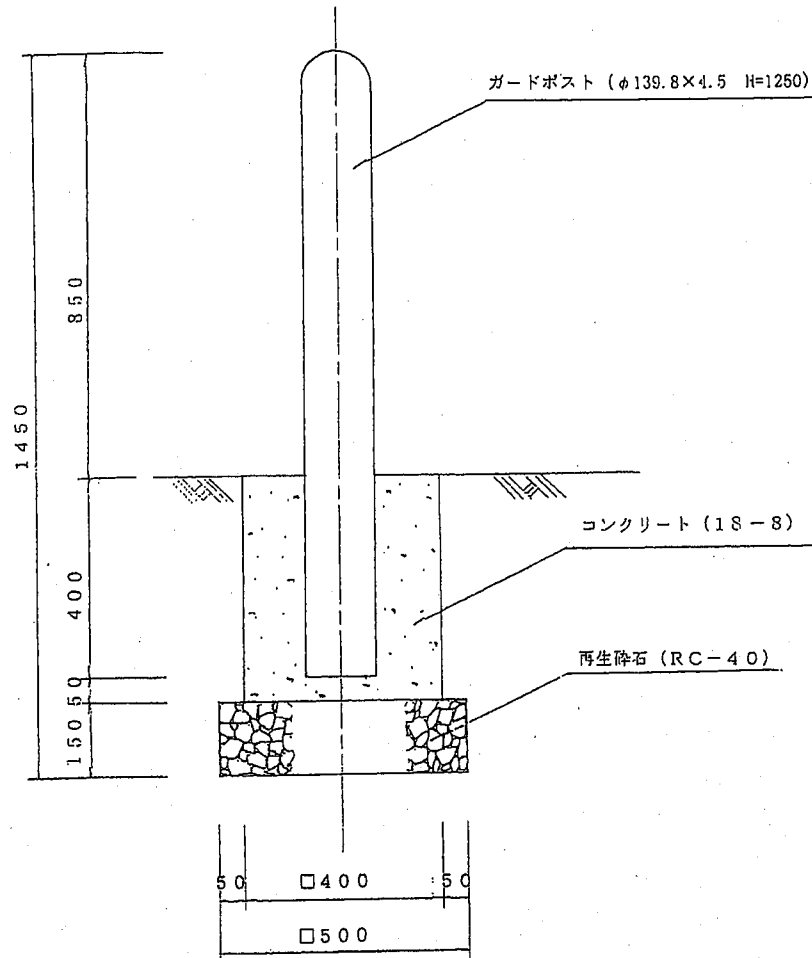
地先境界ブロック布設工 S=1/10



地先境界ブロック布設工 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
付属施設工	地先境界 ブロック布設工	地先境界ブロック	120×120×600	16.5	本	
		コンクリート	18-S	0.17	m ³	
		再生砕石	RC-40	0.22	m ³	
		モルタル	1:3	0.012	m ³	
1.0m当たり		砕石		2.0	m ²	

ガードポスト設置工 S=1/10



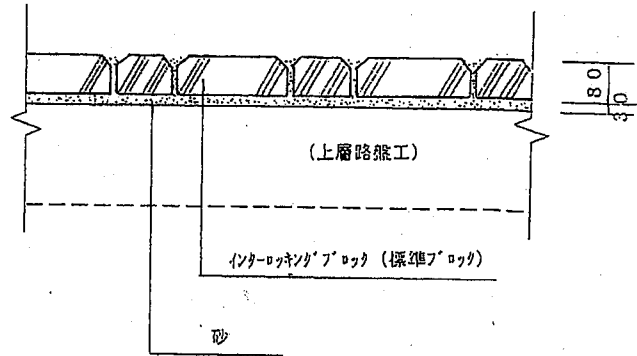
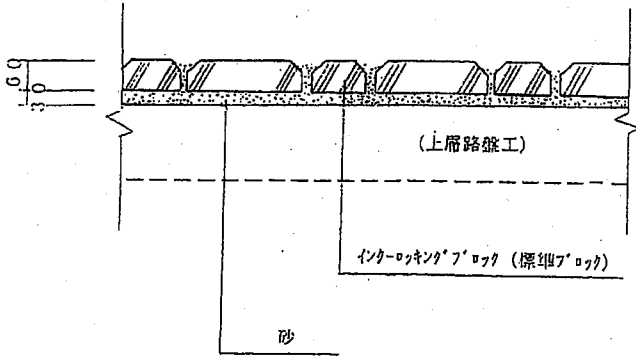
ガードポスト設置工 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
安全施設工 1カ所当たり	ガードポスト 設置工	ガードポスト	φ139.8×4.5	1.0	本	H=1250
		コンクリート	18-8	0.066	m ³	
		型砕		0.72	m ²	
		再生砕石	RC-40	0.038	m ³	

インターロッキング工 S=1/10

歩道部 (厚 6 cm)

車道部 (厚 8 cm)



インターロッキング工 (厚 6 cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
舗装工 100m ² 当たり	インターロッキング工	ILB	厚 6 cm	100	m ²	
		砂	クッション用	3.0	m ³	

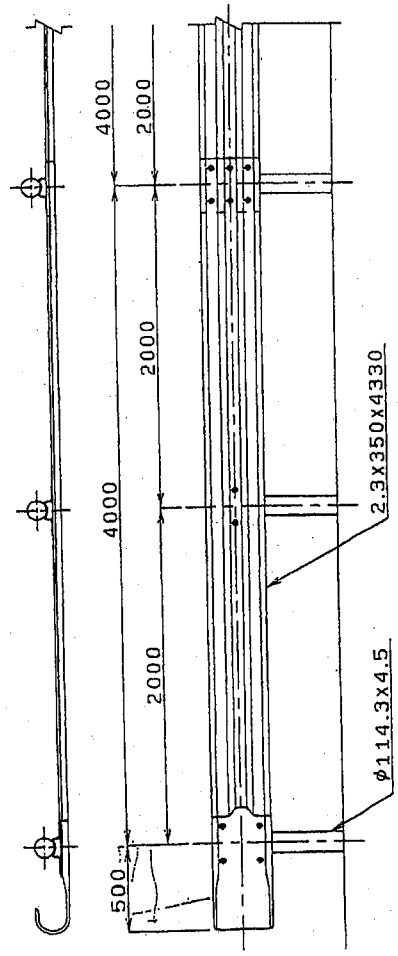
インターロッキング工 (厚 8 cm) 材料表

名称	工種	材料・労力	形状・寸法	数量	単位	摘要
舗装工 100m ² 当たり	インターロッキング工	ILB	厚 8 cm	100	m ²	
		砂	クッション用	3.0	m ³	

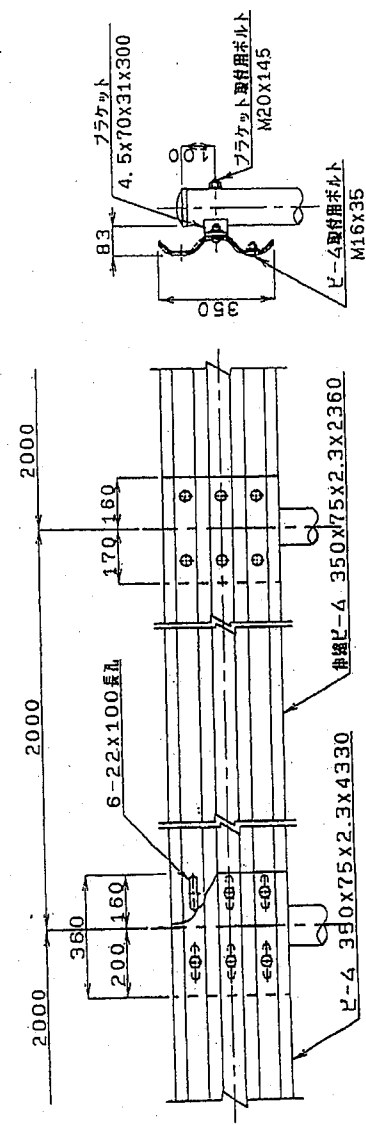
路側用カーブプレート

- Gr-C-2B-S
- Gr-C-2B-2
- Gr-C-2B-2L
- Gr-C-2B-3
- Gr-C-2B-3L

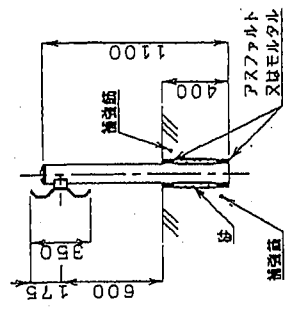
組立図



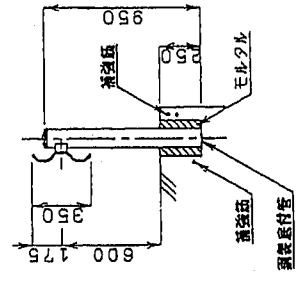
伸縮部詳細図



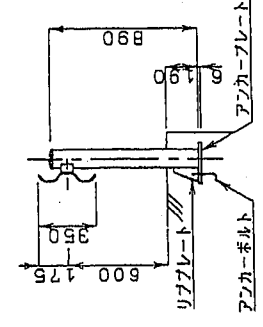
C-2B



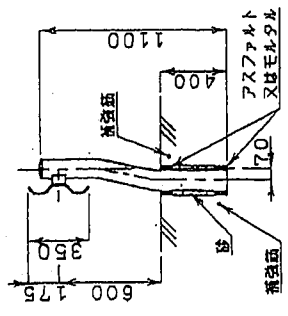
C-2B-2



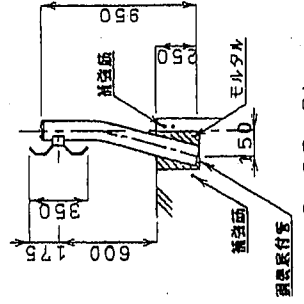
C-2B-3



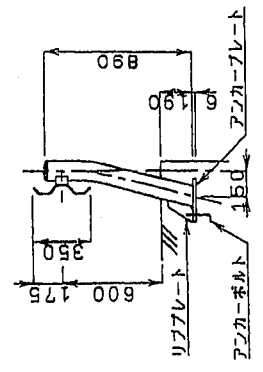
C-2B-S



C-2B-2L

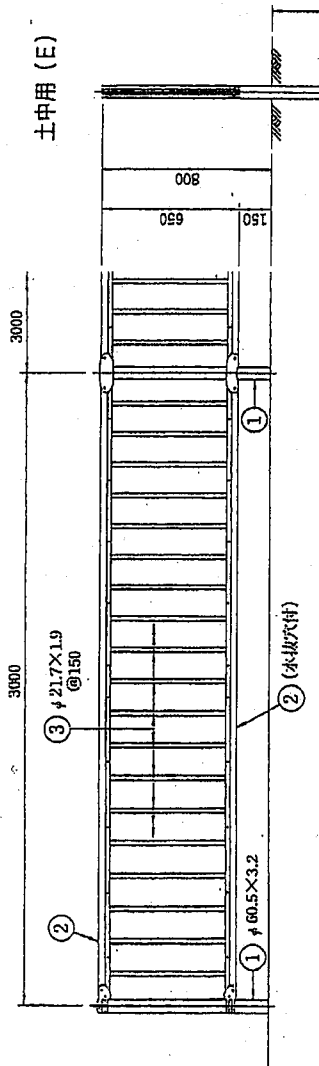


C-2B-3L

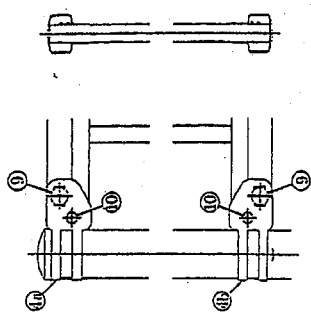


ガードフェンス格子型 (溶融亜鉛めっき製品)

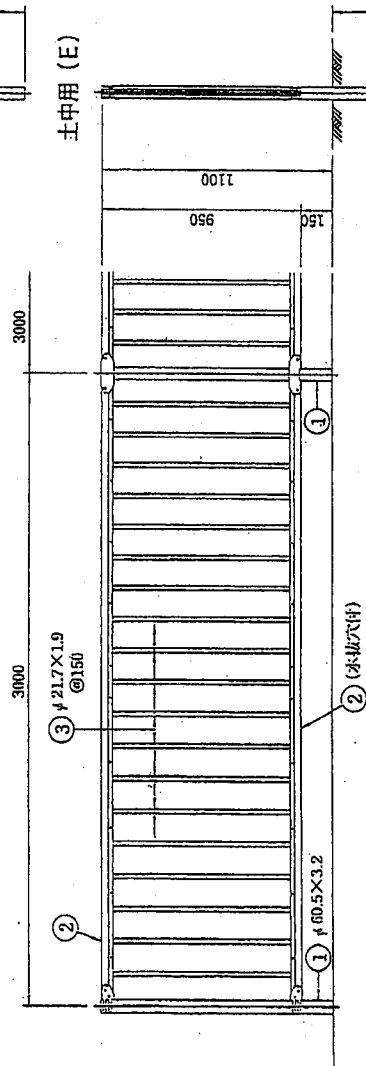
組立図



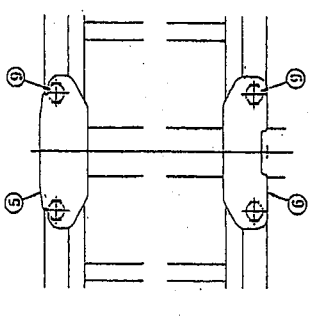
端部取付図



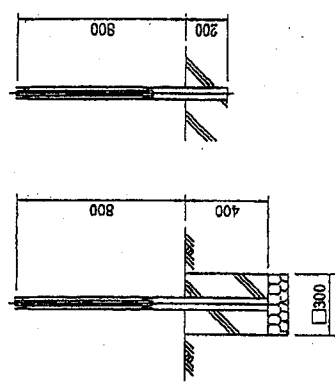
組立図



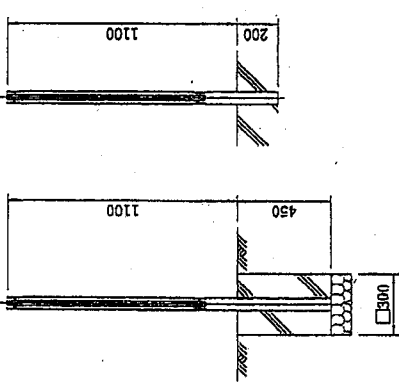
中間部取付図



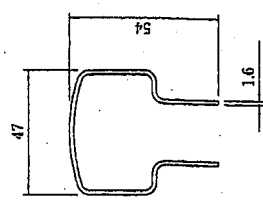
土中用 (E) 基礎ブロック用 (C) コンクリート建込用 (W)



土中用 (E) 基礎ブロック用 (C) コンクリート建込用 (W)



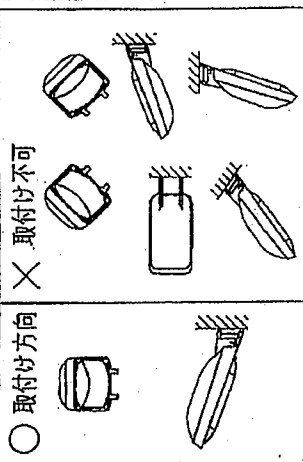
② 断面図



序号	名称	仕様	規格	材質	外径
1	支柱	φ60.5×3.2		STK400	HDZ55
2	網	1.6		SS400	
3	縦	φ21.7×1.9		STK400	
4a	自在ジョイント (上)	1=2.3			
4b	中間ジョイント (下)				
5	中間ジョイント (上)				
6	中間ジョイント (下)			SS400	HDZ40
9	基礎ブロック・ナット	M12×68 (W/F)		#0L-1.6, #1.5	HDZ35
10		M8×65 (W/F)			

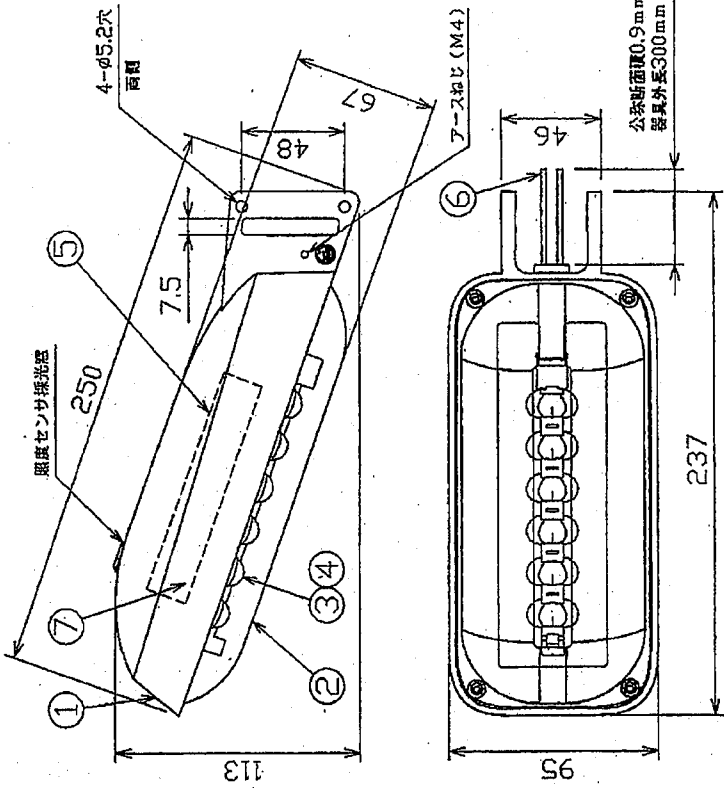
部番	部品名	個数	材質	摘要
1	本体	1	ADC(アクリル樹脂)	ポリエステル粉体塗装
2	グローブ	1	PMMA(アクリル樹脂)	透明ツヤ消し仕上げ
3	レンズ	1	PMMA(アクリル樹脂)	透明
4	LEDモジュール	1	-	昼白色
5	電源ユニット	1	-	-
6	口出線	2	HIV(ビニル樹脂)	-
7	照度センサ	1	-	-

塗装：ポリエステル粉体塗装
標準色：マイルドホワイト



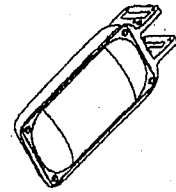
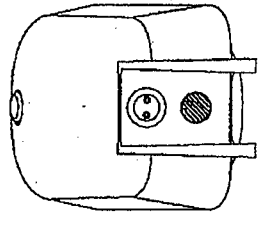
- ▲ 安全に関するご注意**
- 必ず取付け金具を用いて、所定の取付け角度で使用してください。
側向き、上向き、天井面、横断面には取付けしないでください。(右図参照)
 - 次の場所では使用できません。
・周囲気温が35℃を超える場所。
・強い風が3.5m/sを超える場所。
・海上や船内、高層の傾いた場所、油煙等の発生する場所。
・あつき工場、温泉施設などの高温多湿の場所。
・プールや浴室などの高温多湿の場所。
・風速60m/sを超える強風の吹くおそれのある場所。
・器具に前面1mに相当する積雪、氷結のおそれのある場所。
・これに相当する場所での使用の場合は、雪・氷の除去を行う必要があります。
3. 万一、グローブが破損した場合は、そのまま使用せず、早期廃棄となります。
そのままで使用すると機能を維持することができず、早期廃棄となります。

LED素子には光色・明るさにバラつきがあるため、同じ形名の商品でも光色・明るさが異なることがあります。



注) 取付け場所により下表の取付け金具が必要です。
別途手配ください。

取付け場所	取付け金具 (別売)
φ190~350	B-2M(バンド)
φ89.1~190	B-3(バンド)
φ60.1~89.1	B-4M(バンド)



屋外用 (防沫形)

受注面積	前面	側面
0.02 m ²	0.02 m ²	0.08 m ²
風力係数	前面 0.8	側面 0.8
風気特性		
送風量(V)	送風量(A)	送風量(M)
100	0.095	8.9
電力消費電力	9.5VA	
照度計測IP数字	IP44	

防滴ランプ形状	品名	図番
100	0.8	LEDK-78926WP-LS1
単位 mm	第三角法	
AA2013-00691-01		

日本国内専用 (Use only in Japan)

4. 排水施設に関する基準

- 1 事業区域及びその周辺の地形や地盤の形状等から、集水区域を設定すること。
- 2 排水放流先の既設排水施設への接続については、排水能力に支障を起ささないよう協議を行うこと。
- 3 総排水量については、計画雨水量、計画汚水量の1.5倍として計算すること。
(ただし、計画地の地形、形態等の状況により調整することがある。)

(計画雨水量の算定)

合流式により求める。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \quad (\text{m}^3/\text{s})$$

$$Q = \text{最大流出量} \quad (\text{m}^3/\text{s})$$

$$C = \text{流出係数}$$

$$I = \text{降雨強度} \quad (\text{mm}/\text{hr})$$

$$A = \text{流域面積} \quad (\text{ha})$$

$$\text{流出係数} \quad \text{道路} \quad 1.0$$

$$\text{宅地} \quad 0.8$$

$$\text{山林、農地} \quad 0.2$$

$$\text{降雨強度} \quad 60 \text{ mm}/\text{hr} \text{ とする。}$$

(流下能力の算定)

マンニング公式により求める。

$$Q_0 = A \times V$$

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$Q_0 = \text{流量} \quad (\text{m}^3/\text{s})$$

$$I = \text{勾配}$$

$$P = \text{流水の潤辺長}$$

$$n = \text{粗度係数} \quad (0.013)$$

$$V = \text{流速} \quad (\text{m}/\text{s})$$

$$A = \text{流水面積} \quad (\text{m}^2)$$

$$R = \text{径深} \quad \frac{A}{P} \quad (\text{m})$$

(計画汚水量の算定)

① 日当たりの汚水量

$$\text{計画人口} \times 250 \text{ l}/\text{人} \cdot \text{日} \times 10^{-3} = \text{m}^3/\text{日}$$

◎ 住宅系は、250 l/人・日とする。

◎ 計画人口は、1住戸、1区画を3.5人とし、住宅系以外の計画については、別途協議すること。

② 秒当たりの汚水量

$$\text{日当たりの汚水量} \times 1/24 \times 1/60 \times 1/60 = (\text{m}^3/\text{s})$$

5. 公共下水道に関する基準

1 開発事業区域内の下水道処理は、次に定める区域による処理方式とする。

(1) 公共下水道供用開始区域内

ア 開発事業区域内の道路に設置する排水施設は、汚水及び雨水施設を別々の排水系統で設置しなければならない。

イ 開発事業区域内の敷地内排水は、汚水及び雨水を別々の排水系統で排除すること。

(2) 公共下水道事業認可区域内(未供用区域)

ア 開発事業区域内の道路に設置する排水施設は、汚水及び雨水施設を別々の排水系統で設置しなければならない。ただし、公共下水道が供用開始されるまで、汚水については浄化槽を設置し処理すること。

イ 開発事業区域内の敷地内排水は、汚水及び雨水を別々の排水系統で排除すること。

(3) 公共下水道事業認可区域外

本町の公共下水道計画に基づき処理すること。

2 下水道施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。

(1) 開発事業区域内の排水施設の設計は、「下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)」及び「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル(日本下水道協会神奈川県支部)」に準拠しなければならない。

(2) 計画汚水量

計画汚水量は、次のとおりとする。

ア 1人1日平均汚水量 305ℓ /人・日

イ 1人1日最大汚水量 435ℓ /人・日

ウ 1人1日時間最大汚水量 650ℓ /人・日

エ 1人1日地下水量 45ℓ /人・日

(3) 区域内人口

開発事業による計画人口及び本町公共下水道計画の1ヘクタール当たり計画人口を比較し、大きい値を採用する。

地区	全体計画区域面積 (ha)	区域内人口 (人)	人口密度 (人/ha)	備考
長柄	136.59	7,830	57.3	
堀内	142.45	8,000	56.2	
一色	160.48	8,260	51.5	
下山口	84.96	2,430	28.6	
上山口	38.26	650	17.0	
木古庭	18.48	930	50.3	
計	581.22	28,100		

(4) 管きよ断面

ア 汚水管きよにあたっては、計画時間最大汚水量を排除できる断面とする。

イ 汚水管きよ（直径200ミリメートルから直径600ミリメートル）の余裕率は、100パーセントとする。

ウ 流量の計算は、マニング公式を用いる。

$$Q = A \times V$$

$$V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$$

ここで、Q：流量（立方メートル/秒）

A：面積（平方メートル）

V：流速（メートル/秒）

n：粗度係数 硬質塩化ビニル管 n=0.010

R：径深（メートル）=WA/WP

WA：流水断面積（平方メートル）

WP：潤辺長（メートル）

I：こう配

(5) 流速及びこう配

ア 流速は下流に行くに従い漸増させ、こう配は下流に行くに従い緩くすることを原則とする。

イ 汚水管きよの設計流速は、0.6メートル/秒から3.0メートル/秒までの範囲とする。ただし、硬質塩化ビニル管を使用する場合の流速は1.0メートル/秒を標準とする。

(6) 管きよの最小管径

最小管径は、汚水管きよにあつては直径200ミリメートルとする。

(7) 最小土被り

ア 道路については、原則として1.2メートル以上確保する。ただし、国道及び県道については、関係所管と別途協議するものとする。

(8) マンホール

ア マンホールの設置箇所は、管きよの起点、方向、こう配の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管きよの合流する箇所とする。

イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。

ウ マンホールの種類としては、組立式又は小型式とし、維持管理に支障にならない配置とする。

エ マンホール蓋は、本町のデザイン蓋とし、下流側に絵柄が向くように配置する。また、設計荷重については協議するものとする。

オ 組立式の底部には、管きよの状況に応じたインバートを設置する。その際の、ステップは2センチメートル以上とする。

- カ 上流と下流との落差が 60 センチメートル以上のものは、副管を設置するものとする。
- キ マンホールと管きよの接続には、マンホール用可とう継ぎ手を使用する。

(9) 汚水ます

- ア ます設置位置は、道路境界から 1 メートル以内の宅地内とする。
- イ 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビ製のます（葉山町型直径 20 センチメートル）とする。
- ウ ますの深さは、1 メートルとする。

(10) 取付管

- ア 取付け角度は、本管に対して直角とし、本管の中心より上方に取り付ける。
- イ こう配は、1 パーセント以上とする。
- ウ 取付管は、硬質塩化ビニル管直径 100 ミリメートル以上とする。
- エ 取付管の支管は、可とう性支管とする。

(11) 排水設備

- ア 公共下水道供用開始区域内に排水設備を設置する場合は、葉山町下水道条例及び葉山町下水道条例施工規則によらなければならない。
- イ 公共下水道事業認可区域内で未供用区域に排水設備を設置する場合は、原則として公共下水道の宅内排水設備として使用可能な構造とする。
- ウ 飲食店等については、阻集器を設置すること。
- エ ディスポーザ・キッチン排水処理システムを設置する際は、「葉山町ディスポーザ・キッチン排水処理システムの取扱いに関する要綱」に基づくこと。

6. 消防施設等に関する基準

1 消火栓

消火栓の構造等は神奈川県企業庁の基準によるものとする。また、設置基準については、次のとおりとする。

- (1) 消防ポンプ自動車容易に部署でき、消防活動に支障をきたさない位置に設置すること。
- (2) 消火栓は100ミリメートル以上の配管で町野式呼称65ミリメートルの口径とすること。
- (3) 路面から吐水口までの深さは30センチメートル以内であること。
- (4) 原則として幅員4メートル以上の道路に接していること。
- (5) 消火栓の蓋には黄色塗装し、周囲には路面表示の黄色焼付け塗装を行い、ラインの幅は15センチメートルとすること。(別図1)
- (6) 構造及び規格は、水道管理者の定める基準に適合するものであること。

2 防火水槽

防火水槽の設置基準については、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽の容量は、40立方メートル以上とすること。ただし、当該防火水槽が中高層建築物又は大規模建築物の建築を目的とする開発事業に設置されるもので、当該建築物の延面積が6,000平方メートル以上の開発行為にあつては、60立方メートルにこれらの面積が6,000平方メートルを超え3,000平方メートルを増すごとに20立方メートルを加算した有効水量とする。
- (2) 防火水槽は消防ポンプ自動車の部署が容易な箇所(2メートル以内)に設置すること。
- (3) 地下式有蓋のもので、漏水のおそれのない構造とすること。
- (4) 防火水槽は耐震性とし、現場打ち又は二次製品のいずれかとし、次により設置すること。
 - ア I型 自動車の進入が予想されない場所に設置するもの。
 - イ II型 I型以外のもの。
- (5) 防火水槽の蓋には黄色塗装すること。
- (6) 水槽の深さは、底設ピットの部分を除き地盤面から4.5メートル以内であること。
- (7) 底設ピットは、次のとおりであること。(別図2)
 - ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるもの。
 - イ 吸管投入孔の直下に設けること。
 - ウ 一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること。

- エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。
- (8) 吸管投入孔から水槽底部に降りられるように耐食性を有する点検用はしごを設けること。
- (9) 水槽が地中ばりで区画されている場合は、硬質塩化ビニール管等を使用し、各区画ごとに通気口、通水口及び人通口を次により設けること。(別図2)
- ア 通気口は、口径10センチメートル以上とし、はりの上部に2箇所以上(100立方メートル水槽の場合は4箇所)とすること。
- イ 通水口は、口径15センチメートル以上で各はりの下部に2箇所以上(100立方メートル水槽の場合は4箇所)とし、底版に接するようにすること。
- ウ 人通口は、直径60センチメートル以上の大きさとし、その下端は、底版から30センチメートル以下とすること。ただし、構造上設置することが困難であり、各区画が点検できるよう点検口を設けるなどした場合は、この限りではない。
- (10) 吸管投入孔又は点検口には、水槽内の確認できる壁面に有効水量となる充水位置を樹脂系の黄色ペイントで標示すること。(別図2-2)
- (11) 吸管投入孔は、次のとおりであること。(別図2-3)
- ア 水槽本体の強度を損しない頂版部に投入孔を2箇所設けること。ただし、容量が40立方メートルの防火水槽にあっては、1箇所とすることができる。
- イ 丸型とし、直径60センチメートル以上であること。
- ウ 土被りは100センチメートル以内であること。
- エ 吸管投入孔に転落防止付きの鋳鉄製の蓋(指定用・帰属用)を設けること。
- (12) 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定すること。
- (13) 上載荷重、自重及び土被り荷重、土圧、地下水及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。
この場合の上載荷重は、II型にあっては、設置場所の状況に応じた自動車荷重(T-14からT-25荷重)を、I型にあっては10KN/m²の荷重を、それぞれ考慮すること。
- (14) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。
- ア コンクリートは材料の均質性、水密性及び耐久性を考慮して設計基準強度(4週圧縮強度)は、次のとおりとする。

施 工 方 法	強 度
現場打ち	24 N/m ² 以上
二次製品	30 N/m ² 以上

- イ 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を30センチメートル以下の間隔で配置すること。

形 式	鉄 筋 使 用 量
I 型	1,600 kg 以上
II 型	2,000 kg 以上

ウ 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、次のとおりとすること。

施工方法	形 式	躯体の厚さ
現場打ち	I 型	200mm以上
	II 型	250mm以上
二次製品	R C	200mm以上
	P C	150mm以上
	鋼材部材	3.2mm以上
	F R P	4.5mm以上

エ 給・排水又は吸水のための配管等は原則として底版又は側版部には設けないこと。

オ 栗石等により必要な基礎固めをしてあること。

カ 二次製品防火水槽を設置する場合は、消防庁長官が指定した者（財団法人日本消防設備安全センター）が認定したものであること。

3 導水装置等

吸管投入孔を設けない場合は、点検口、導水装置及び通気管を設け、構造については次のとおりとする。（別図3）

- (1) 点検口は直径50センチメートル以上とし、原則、屋外の点検に際し支障のない位置に設けること。ただし、構造上屋外に設置することが困難な場合は、この限りではない。
- (2) 防火水槽と採水口との距離は原則として10メートル以下とすること。
- (3) 採水口は原則として単口型を2口以上設けること。ただし、100立方メートル以上の防火水槽については4口以上設けること。（別図3-2）
- (4) 取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで50センチメートル以上100センチメートル以下とし、採水口相互間は50センチメートル程度離すこと。（別図3-3）
- (5) 採水口の材質は、JIS H 5111（青銅鑄物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は呼び径75ミリメートルのめねじとし、JIS B 9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること。
- (6) 導水管は採水口1口ごとに口径100ミリメートル以上の単独配管とすること。また、吸水口は底設ピット内とし、ピット底面から20センチメートル程度離すとともに、吸水口相互間は50センチメートル程度離すこと。（別図3-4）
- (7) 導水管の材質は、JIS G3442、G3452、若しくはG3454に適合する管又はこれらと同等の耐久性能・耐腐食性能を有するものとする。
- (8) 通気管の立上げ高さは地上30センチメートル以上とし、先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- (9) 通気口の管径は100ミリメートル以上（100立方メートル水槽の場合は150ミリメートル）とし、材質は原則としてJIS G 3452〔配管用炭素鋼鋼管（白ガス管）〕に適合するもの又はこれと同等以上（ステンレス鋼管等）のものとする。なお、白ガス管で架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をし、埋設配管する部

分は、防食テープ等により措置すること。

4 消防水利の標識

消防水利の標識については、次のとおりとする。(別図4)

- (1) 消火栓及び防火水槽設置箇所(投入孔中央部)の直近5メートル以内に設置すること。
- (2) 標識は支柱又は壁取付けとし、高さは地盤面から1.8メートル以上とすること。
- (3) 標識の表示板はアルミニウム製とし、消火栓にあつては配水管口径を、防火水槽にあつては貯水量を記入すること。
- (4) 標識は指定用と帰属用を区別し、設置すること。

5 消防活動用空地等

消防活動用空地等は、次のとおりとする。

- (1) 進入路は、次によること。
 - ア 進入の妨げとなる門、塀、植栽等の障害物を設置しないこと。
 - イ 進入路幅員及び進入路出入口幅員は、6メートル以上であること。
 - ウ 進入路の地耐力は、20トン以上とすること。
 - エ 勾配は12パーセント以下であること。
 - オ 進入路の屈曲部分は、道路幅員に応じて別表1に定める基準に基づき隅切りを設けること。
- (2) 部署位置は、次によること。(別図5)
 - ア 消防活動用空地は、長さ15メートル以上、幅6メートル以上の平坦な地盤面に設置すること。
 - イ 当該建築物のバルコニー一部又は非常用進入口側に確保すること。
 - ウ 当該建築物から消防活動用空地までの距離は2メートル以上であること。
 - エ 消防活動用空地の地耐力は、20トン以上とすること。
 - オ 消防活動用空地の縦横断勾配は5パーセント未満であること。
 - カ はしご車の運行、操作及び伸梯に障害となる工作物等を設置しないこと。
 - キ 電柱及び架線等障害となる場合は関係機関と協議すること。
 - ク 境界の段差は15センチメートル以下とすること。
 - ケ 消防活動用空地は、幅15センチメートルの黄色の線で識別すること。ただし、敷地内施工上困難な場合は別途協議すること。
 - サ 消防活動用空地は駐車禁止とし、その旨の標識を設けること。
- (3) 消防活動用空地が確保できない場合の進入経路については、次のとおりとする。
 - ア 進入経路となるバルコニーは0.7メートル以上の有効幅員を確保すること。
 - イ 進入経路として避難器具を設置する場合は、下階からも進入可能なものとし、当該開口部を床面に設ける際の一边の長さを0.7メートル以上とすること。

6 避難バルコニー

(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イ、ロに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次によること。

ア 避難に際し構造耐力上支障のない構造とすること。

イ 手すりの高さを考慮する等、転落防止の措置を講ずること。

ウ 奥行きは0.8メートル以上とすること。

エ 仕切り板を設置する場合は、容易に破壊（例フレキシブル板4ミリメートル以下）又は避難方向に開放できる構造で幅0.6メートル以上、高さ0.8メートル以上とすること。

オ 居室からバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8メートル、高さ1.8メートル以上、下端の床面からの高さ0.15メートル以下とすること。ただし、避難上支障がないと認められる場合にあつては、高さ1.2メートル以上、下端の床面からの高さ0.8メートル以下とすることができる。

カ 2方向避難を確保するため、避難器具、屋外階段（屋内避難階段で、昭和48年消防庁告示第10号に定める部分を有する避難階段を含む。）又は特別避難階段に接続すること。

(2) 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、避難バルコニーは連続バルコニーとし(1)ア及びイによるほか、次によること。

ア 奥行きは、原則として1.5メートル以上とすること。

イ 居室からバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.85メートル以上、高さ1.8メートル以上、下端の床面からの高さ0.02メートル以下とすること。

ウ 2方向避難を確保するため、避難用のスロープ、すべり台、屋外階段又は特別避難階段に接続すること。

7 届出

(1) 消火栓

消防用水利（消火栓）着手届出書（別紙1）に必要事項を記入し、工事着手する前に2部を届出すること。

(2) 防火水槽

消防用水利（防火水槽）着手届出書（別紙2）に必要事項を記入し、工事着手する前に2部を届出すること。

8 検査

事業者は、設置にかかる工事の工程ごとに状況を消防長に報告し、次に掲げる項目について、「別紙3」に掲げるとおり検査を受けること。

(1) 消火栓

ア 構造上の主要な検査は、神奈川県企業庁が実施するものとする。

- イ 消防担当者が行う検査は、位置、蓋、標識及び作動確認を実施するものとする。
- (2) 防火水槽
 - ア 完成検査は、充水完了後7日間経過したのちに実施するものとする。
 - イ 採水口を設置した場合は、完成検査時に消防ポンプ自動車による揚水検査を実施するものとする。
 - ウ 完成検査時は、蓋、標識及び水位確認を実施するものとする。
- (3) 消防活動用空地
 - ア はしご車の進入路等の検査は、必要がある場合は、はしご車を配置して実施するものとする。
 - イ 完成検査時は、表示、標識及び活動用空地等の確認を実施するものとする。

9 街頭消火器

街頭消火器は敷地内で半径50メートル以内ごとに1基設置すること。詳細については別途協議するものとする。また、工事完了後葉山町に寄附するものとする。

- (1) 消火器及び格納箱は仕様1で定めるものとする。

10 用地確保等

- (1) 帰属及び寄附並びに贈与

- ア 消火栓

戸建住宅の建築を目的とする開発事業において、開発区域内道路が葉山町に帰属される場合は、その道路内に設置した消火栓を、寄附することができるものとする。なお、寄附する場合は、所定の時期に別紙4「寄附申込書」を提出するものとする。

- イ 防火水槽

戸建住宅の建築を目的とする開発事業において、防火水槽専用地（道路・公園以外の場所）が確保された場合は、帰属することができるものとする。なお、帰属する場合は、所定の時期に別紙5「土地（消防施設）の帰属届出書」及び別紙6「消防水利等協定書」を提出するものとする。

- ウ 街頭消火器

開発事業内に設置した街頭消火器を寄附する場合は、所定の時期に別紙4「寄附申込書」を提出するものとする。

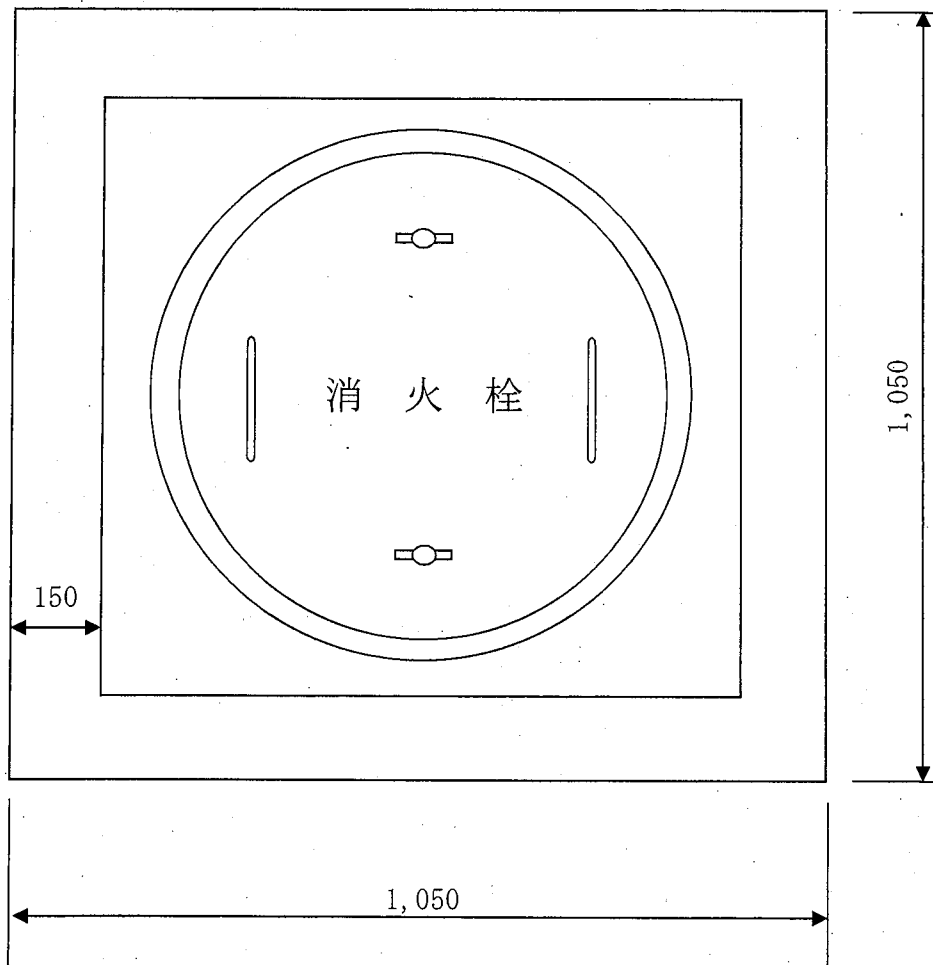
- (2) 指定消防水利

所有者、管理者又は占有者が管理する消防水利等が、消防法（昭和23年法律第186号）第21条に規定する消防水利に指定することを承諾するものにあつては、別紙7「指定消防水利協定書」を締結するものとする。

別図1

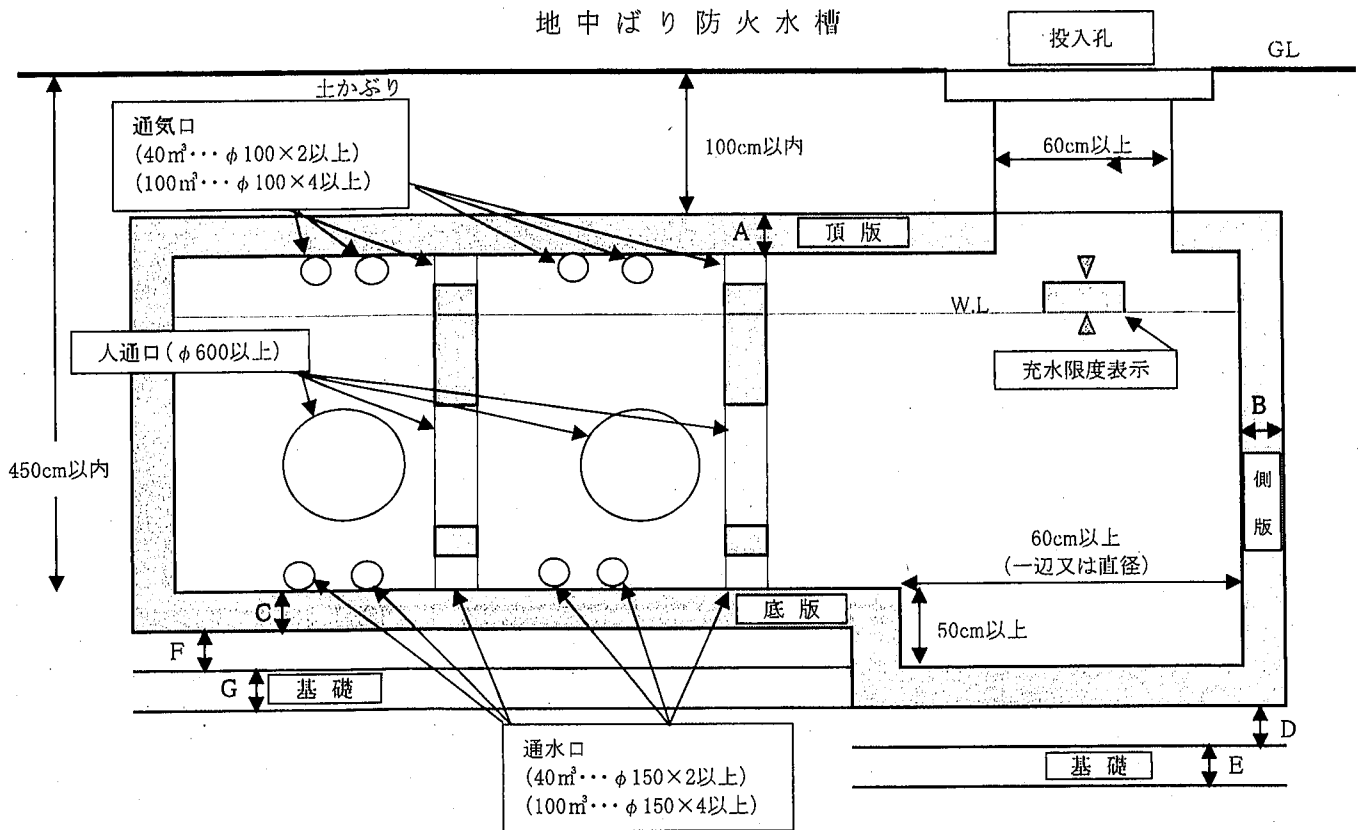
消火栓位置標示塗装

- 1 消火栓ふたは黄色吹付け塗装（ラッカー）
- 2 消火栓ふたの周囲に、溶着式路面標示とし、ガラスビーズ15%含有でラインの幅150mm、厚さ1.5mmとする。



別図2

防火水槽構造図

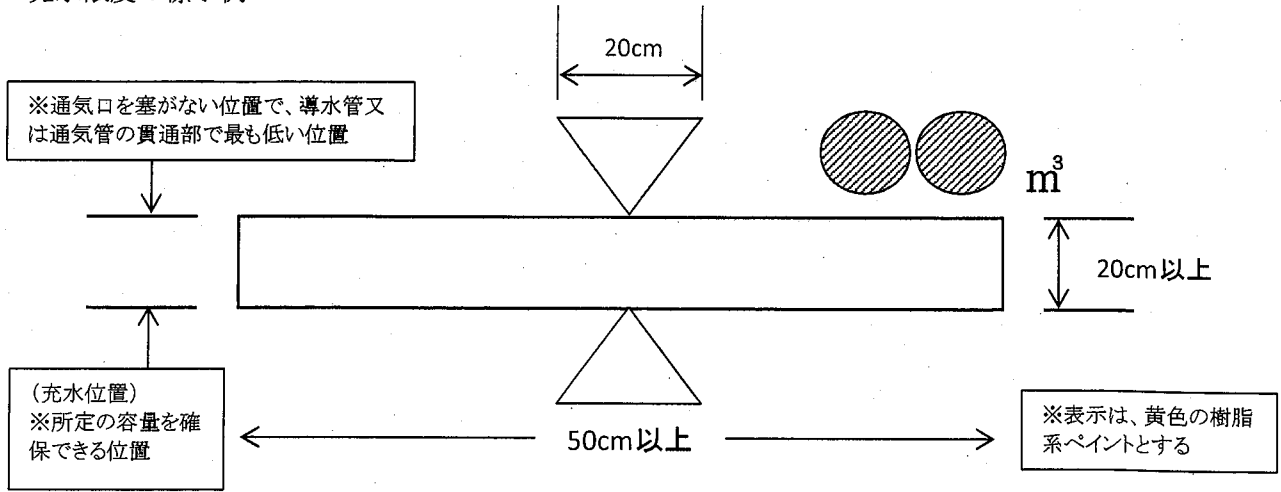


各部の寸法については次のとおりとする。

施行方法	形式	部位	寸法
現場打ち	I 型	A・B・C	200mm以上
	II 型		250mm以上
	I 型	E・G	150mm以上
	II 型		200mm以上
	I 型	D・F	50mm以上
	II 型		200mm以上
二次製品	R C	A・B・C	200mm以上
	P C		150mm以上
	鋼材部材		3.2mm以上
	F R P		4.5mm以上

別図 2 - 2

充水限度の標示例

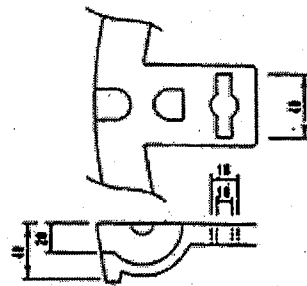
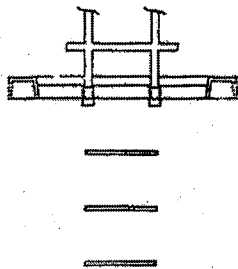
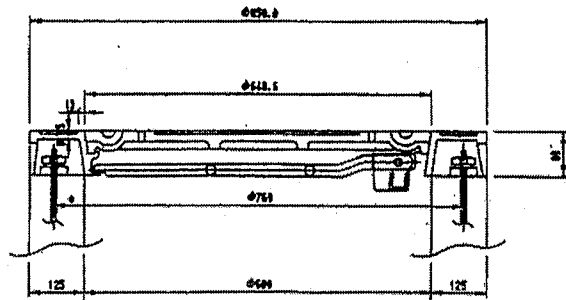
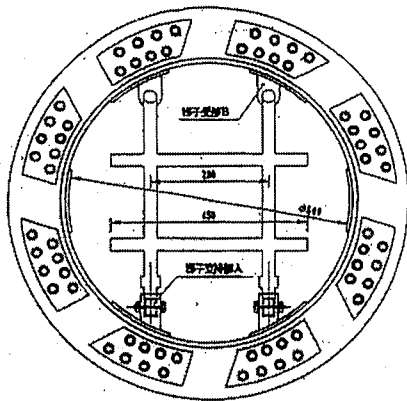
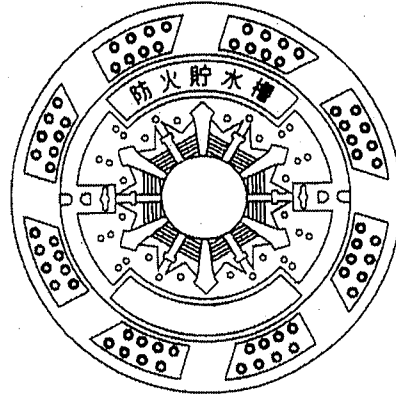


別図 2-3

掃風用



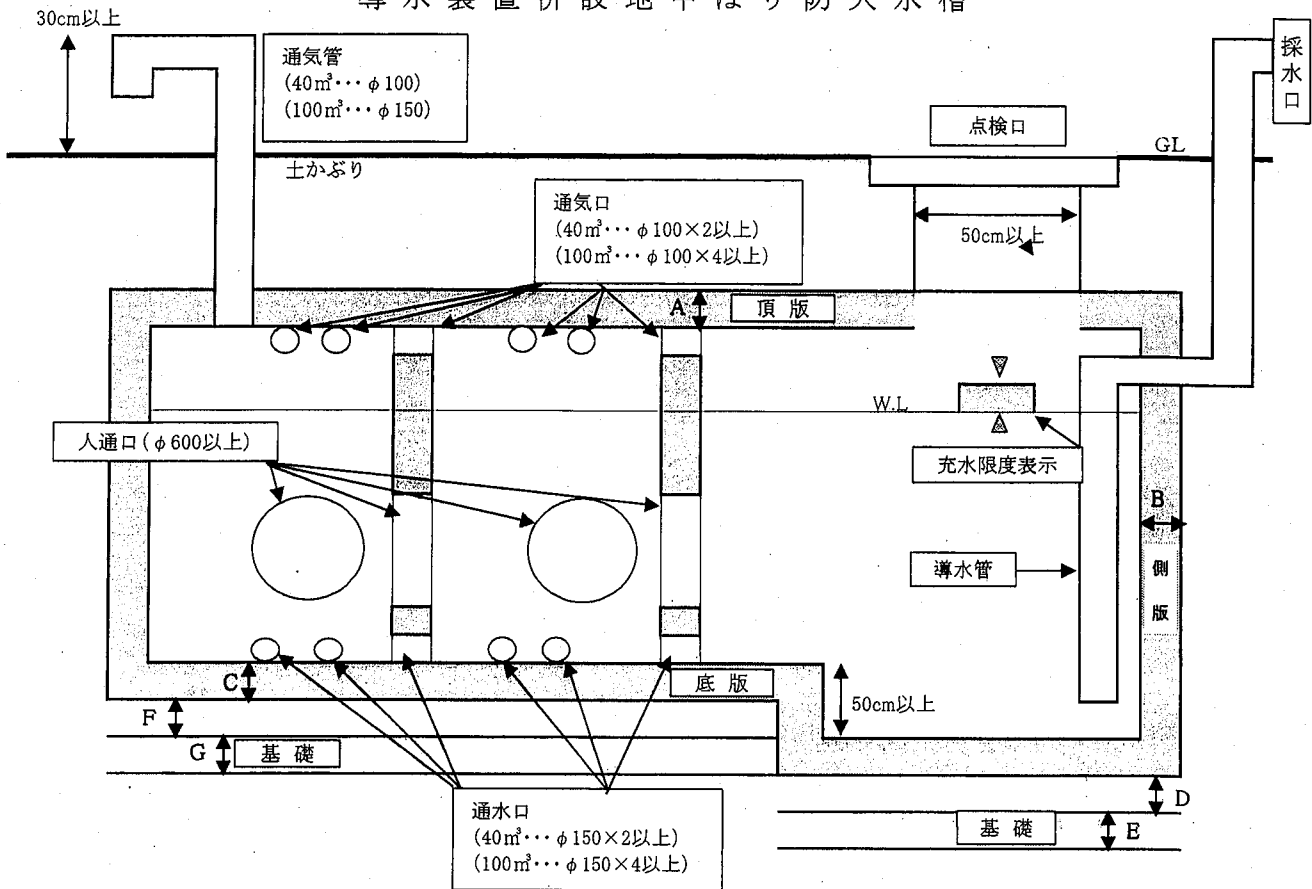
指定用



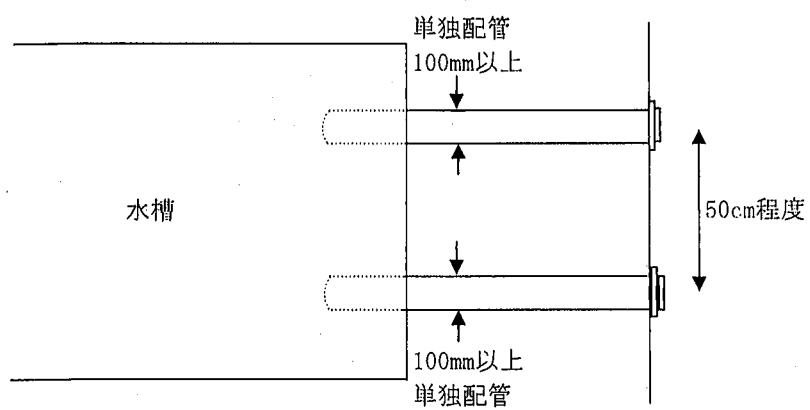
コジリ穴の構造

別図3

導水装置併設地中ばり防火水槽

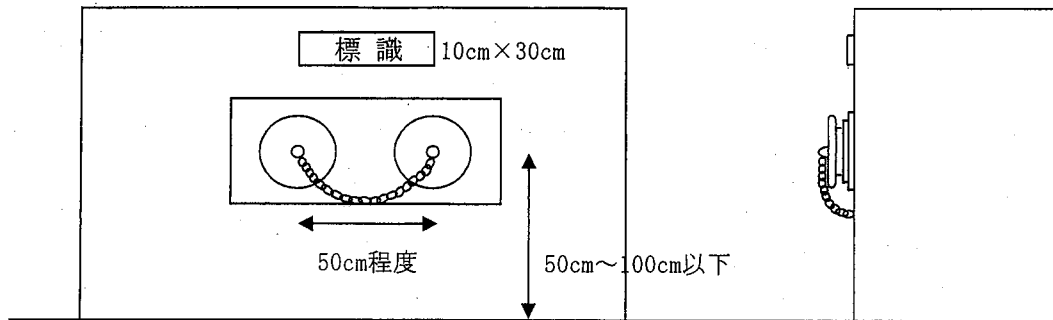


別図 3 - 2



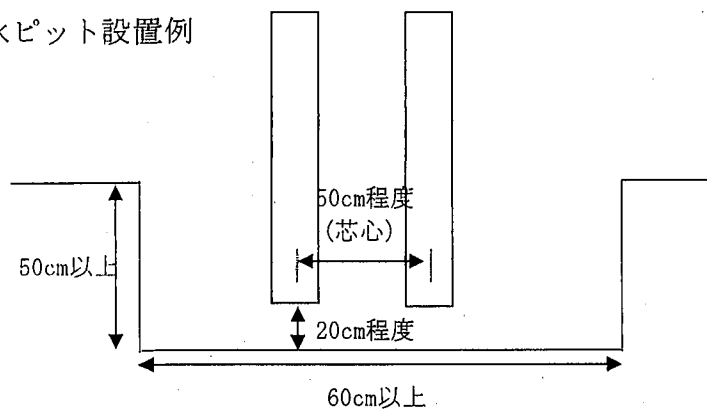
別図 3-3

採 水 口



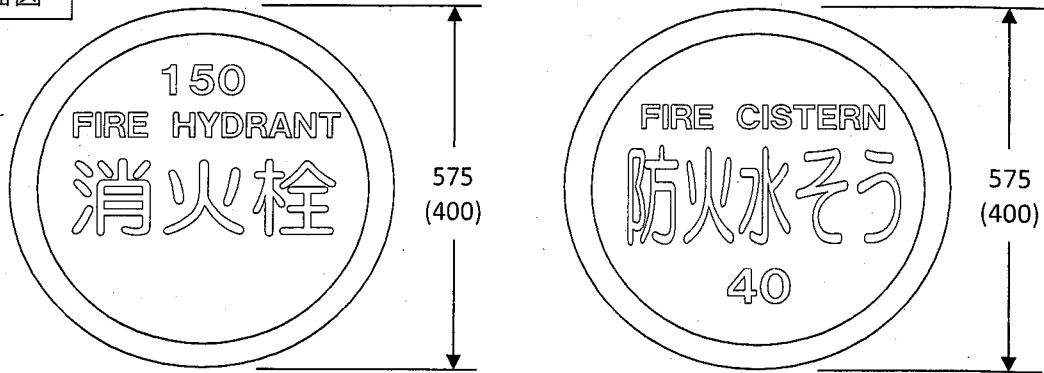
別図 3-4

集水ピット設置例



別図 4

標識表面図

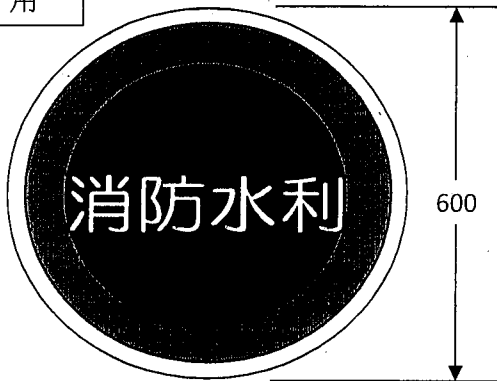


※ 文字及び縁を白色、地を赤色とし全面反射塗料を用いるものとする。

※ 消火栓にあつては配水管口径を、防火水槽にあつては貯水量を記入すること。

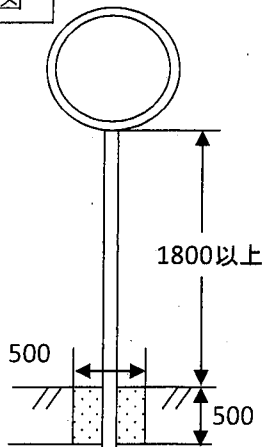
※ 標識の規格については、575型は支柱によるものとし400型はそれ以外の掲出用とする。

協定用



※ 文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし全面反射塗料を用いるものとする。

標識全体図



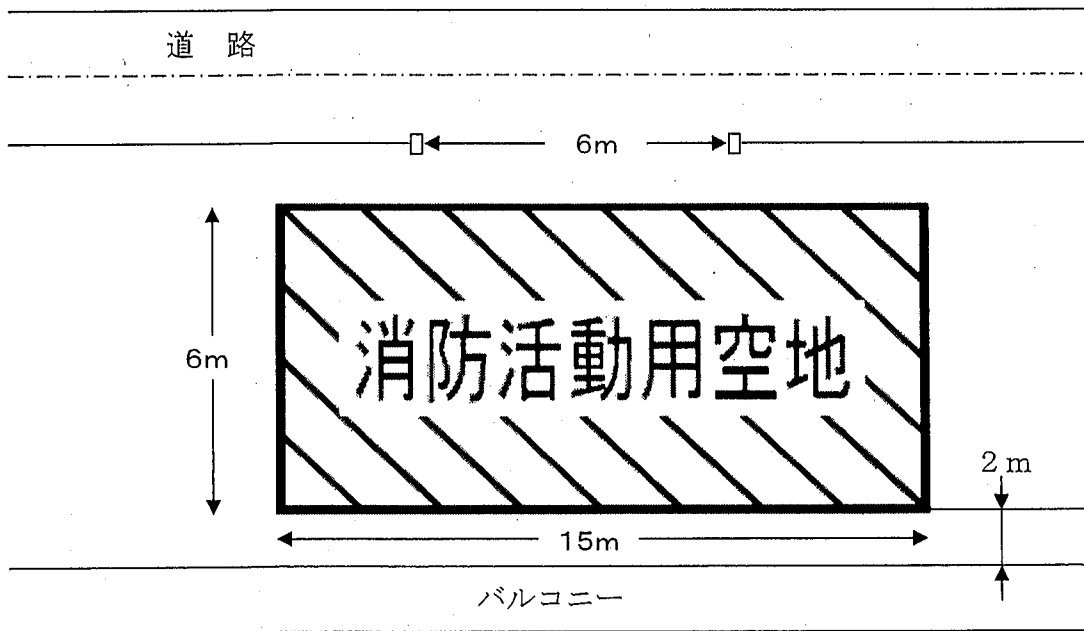
1 標識板 厚さ1.2mm アルミニウム合金で縁曲加工したもの

2 支柱 60.5φ×1.2mm ステンレス製

別図5

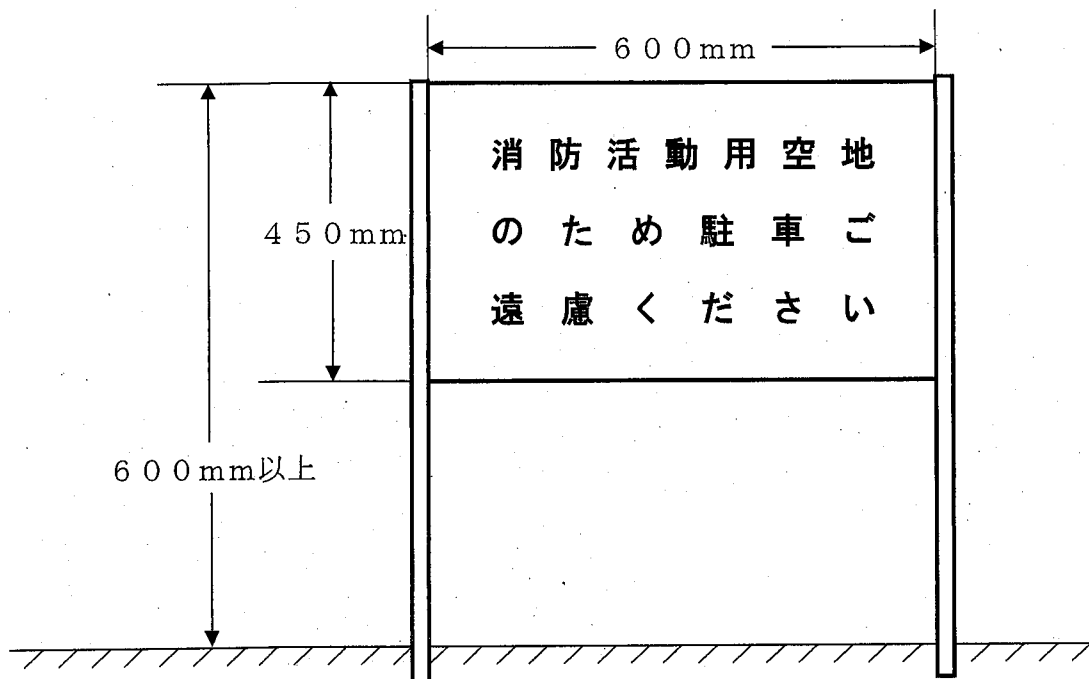
消防活動用空地等

消防活動用空地



- * 文字の大きさは1m×1m程度
- * 縦書きでも可能

標識



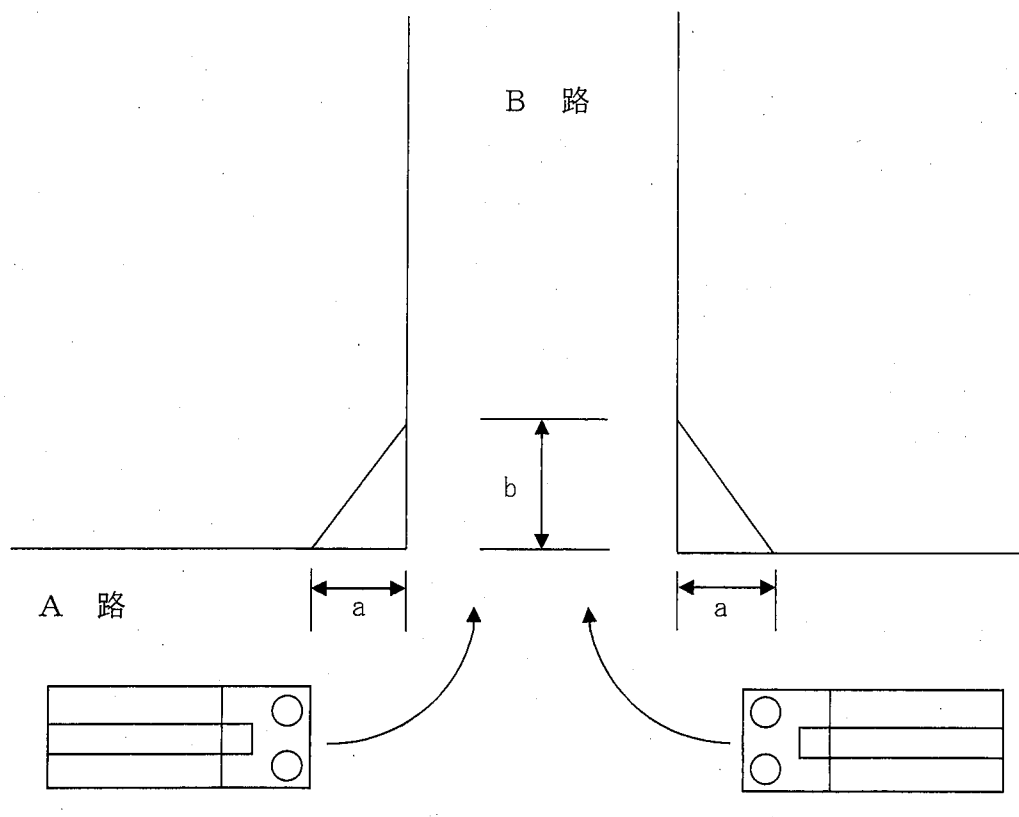
- * 材質（柱・看板）においては、ステンレス等の腐食のないものとする。
- * 文字は丸ゴシック体とする。

別表 1

は し ご 車 隅 切 り

単位(メートル)

B路 \ A路		4	5	6
		a	b	
6	a	10	4.6	1.2
	b	3.2	2.2	1.2



別紙 1

消防用水利（消火栓）着手届出書

年 月 日

葉山町消防長 殿

届出者

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、消防用消火栓の工事を着手しますので、届け出ます。

記

場 所	住 所	
	名 称	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
施 工 者	住 所	
	現場責任者氏名	
	現 場 連 絡 先	電話 _____ 携帯電話 _____
構 造 種 別	ア 地上式 イ 地下式	
着工予定日		
完成予定日		
受 付 欄	備 考	

検 査

1 消火栓

完成検査

- ・ 標識の設置、蓋の取付け、路面表示完了後

2 防火水槽

(1) 中間検査

① 現場打ち防火水槽

- ・ 底版配筋完了時
- ・ 側版、頂版配筋完了時
- ・ 躯体完成時（内部防水施行を含む）

② 二次製品防火水槽

- ・ 設置完了時（内部防水施行を含む）

③ 地中ばり防火水槽

- ・ 躯体完成時（内部防水施行を含む）

(2) 完成検査

標識の設置、防火水槽の充水後

- * 防火水槽の充水は、中間検査合格後に行い、完成検査の7日前までに完了しておくこと。

3 消防活動用空地

完成検査

- ・ 標識の設置、路面表示完了後

4 その他

- (1) 各工程ごとに写真撮影をして、完成検査時に提出して下さい。
- (2) 各検査実施10日前までに日程調整のため連絡して下さい。

別紙4

寄 附 申 込 書

計 基を

上記のとおり寄附したいので、申し込みいたします。

年 月 日

住 所

氏 名

土地(消防施設)の帰属届出書

年 月 日

葉 山 町 長 殿

申請者
住 所
氏 名

都市計画法第 32 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づき、下記表示の土地は、
貴町の公共用地（消防施設）に帰属しますので、関係書類を添えて申出します。

記

1. 土地の表示

所	在	地	番	地	目	地	積	備	考

2. 関係書類

- 案内図 公図写 求積図 (1/250 又は 1/500)
- 防火水槽構造図 土地登記簿謄本 印鑑証明書
- 資格証明書 公共施設に関する同意書及び協議書 (写)
- 所有者移転登記嘱託書 完了公告 (写)

消防水利等協定書

(目的)

第 1 条 この協定は火災が発生した場合、火災の鎮圧及び被害の軽減を図るため、葉山町消防長（以下「甲」という。）と消防水利等が設置されている土地の所有者等（以下「乙」という。）で次のとおり協定を締結する。

(帰属)

第 2 条 甲は、乙が所有する次の土地にある消防水利等を、乙が申請する「土地（消防施設）の帰属届出書」の提出をもって帰属を受けたものとする。

1. 所在地番
2. 事業の名称
3. 所有者等氏名
4. 消防水利等

(維持管理)

第 3 条 甲は、帰属を受けた消防水利等を常時使用可能な状態にしておくための、点検・維持・管理をするものとする。

(通行及び利用)

第 4 条 甲が消防水利等の維持管理に伴う点検及び火災時における消防水利等の使用を目的とする場合には、消防車両並びにその関係者が私道を通行し利用することができるものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲は、消防水利等を使用し、又は点検の際に破損等を生じさせた場合は、その修繕等の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙の原因により破損等を生じさせた場合は、その修繕等の費用は乙が負担するものとする。

(譲渡)

第 6 条 乙は、私道の所有権を移転し、又は賃借権その他の権利を設定しようとするときは、所有権を移転させる者にこの協定を承継させるものとする。

(行為制限)

第 7 条 乙は、消防水利等の使用の支障となる場所（道路交通法第 45 条）には車を駐車させないと共に設置されている土地において、水利の使用を妨げると認められる行為をしようとするときは、あらかじめ甲に届出をして、甲と協議するものとする。

(疑義)

第 8 条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自がそれぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

甲 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050 番地 10

葉山町消防長

印

乙 住所

氏名

印

指定消防水利協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災が発生した場合、火災の鎮圧及び被害の軽減を図るため、消防法第21条第1項の規定に基づき、葉山町消防長（以下「甲」という。）と水利の所有者等（以下「乙」という。）で次のとおり協定を締結する。

(指定)

第2条 甲は、乙が所有する次の土地にある水利を、乙の承諾を得て消防水利に指定する。

- 1 所在地番
- 2 名称
- 3 所有者等氏名
- 4 水利の種別
- 5 水利の容量

(維持管理)

第3条 乙は、指定消防水利を常時使用可能な状態にしておくための維持管理をするものとする。

(点検)

第4条 甲は、指定消防水利が常時使用可能な状態におかれているかどうか点検することができるものとする。

(通行及び利用)

第5条 甲が消防水利等の点検及び火災時における消防水利等の使用を目的とする場合には、消防車両並びにその関係者が私道を通行し利用することができるものとする。

(助言)

第6条 甲は、乙に対して指定消防水利が常時使用できるよう必要な助言をすることができるものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、指定消防水利を使用し、又は点検の際に破損等を生じさせた場合は、その修繕等の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙の原因により破損等を生じさせた場合、又は老朽化などで破損等が生じた場合の修繕等の費用は乙が負担するものとする。

(譲渡)

第8条 乙は、指定消防水利が設置されている土地の所有権を移転し、又は賃借権その他の権利を設定しようとするときは、あらかじめ甲と協議をするものとする。

(行為制限)

第9条 乙は、指定消防水利が設置されている土地において、指定消防水利の使用を妨げると認められる行為をしようとするときは、あらかじめ甲に届出をして、甲と協議するものとする。

(報告)

第10条 乙は、指定消防水利を使用不能な状態にしようとする場合には、あらかじめ甲に報告するものとする。

(指定解除)

第11条 甲は、指定消防水利を指定しておく理由がなくなったとき、又は公益上の理由、その他特別の理由があると認めるときは、乙と協議して指定を解除することができるものとする。

(疑義調査)

第12条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自がそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050 番地の 10
葉山町消防長

印

乙 住所
氏名

印

仕 様 1

A 消火器

- (1) 品 名 粉末ABC消火器
- (2) 規 格 10型 薬剤重量 3.0Kg
蓄圧式
バルブ開閉式
容器本体 アルミ製
- (3) その他 消火器に白ペイント又はステッカーで「葉山町」及び「消火器番号」を記入すること。詳細については別途協議するものとする。

B 格納箱本体一式（土台設置用ホルダー付格納箱及び盗難防止ブザー）

- (1) 品 名 消火器専用格納箱土台設置用ホルダー付
- (2) 構 造 格納箱は、粉末ABC消火器（10型）の取り出しが容易にでき、取り出し時、盗難防止ブザーが鳴動する構造とすること。
設置用ホルダーは鉄製亜鉛メッキ製で高さ300mmとし、格納箱をステンレス製のネジ・ナットで、4箇所接合する構造とすること。
土台は、スライド可能なブロックとし、格納箱と設置用ホルダーを接合したものをボルト・ナットで接合する構造とすること。なお、ブロックは2本で土台一式とすること。
- (3) その他 格納箱正面に白反射テープで「消火器」、白ペイント又はステッカーで「消火器番号」及び「葉山町消防署」と記入すること。
詳細については別途協議するものとする。

7. 防災設備等の設置に関する基準

1 防災倉庫（規則第27条第9項カ）

(1) 防災倉庫の面積等

ア 集合住宅（戸数が20戸以上は整備する。）

戸数	倉庫の床面積	倉庫の高さ	倉庫の出入口の幅員
20戸以上50戸未満	3.3平方メートル以上	2.2メートル以上	0.9メートル以上
50戸以上100戸未満	6.6平方メートル以上	2.2メートル以上	1.8メートル以上
100戸以上300戸未満	13.2平方メートル以上	2.2メートル以上	1.8メートル以上
300戸以上	別途協議	別途協議	別途協議

* 300戸以上については、上記表に基づき算出するものとする。

イ 病院、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設その他これらに類する施設（入院、入所等が可能な施設を有す場合に限る。）

建築物延べ面積	倉庫の床面積	倉庫の高さ	倉庫の出入口の幅員
2,000㎡～5,000㎡未満	3.3平方メートル以上	2.2メートル以上	0.9メートル以上
5,000㎡～10,000㎡未満	6.6平方メートル以上	2.2メートル以上	1.8メートル以上
10,000㎡～40,000㎡未満	13.2平方メートル以上	2.2メートル以上	1.8メートル以上
40,000㎡以上	別途協議	別途協議	別途協議

* 40,000㎡以上については、上記表に基づき算出するものとする。

(2) 防災倉庫の表示

ア 表示名 「防災用資機材備蓄倉庫」とする。

イ 表示色 「黒色」とする。

ウ 表示の大きさ 「40mm×40mm角」以上とする。

エ 文字の種類 「丸ゴシック体」とする。

(3) 防災備蓄資機材一覧

区 分	品 名	集合住宅	病院等
食 糧 等	非常用食糧・非常用飲料水	○	○
情報収集伝達用具	メガホン、トランシーバー、トランジスターラジオ、これらに類するもの	○	○
救出・救助用具	ロープ、スコップ、のこぎり、つるはし、ハンマー、バール、折りたたみ式ハシゴ、テコ棒、ペンチ、ジャッキ、おの、これらに類するもの	○	○
救 護 用 具	担架、毛布、薬品類、これらに類するもの	○	
運 搬 用 具	リヤカー、一輪車、これらに類するもの	○	
照 明 器 具	懐中電灯、発動発電機、投光機、これらに類するもの	○	○
炊 飯 用 具	鍋、釜、やかん、食器、ポリタンク、これらに類するもの	○	
安 全 用 具	ヘルメット、防災ズキン、腕章、標識、これらに類するもの	○	○
生 活 用 品	簡易トイレ、子供大人用オムツ、下着、これらに類するもの	○	○
そ の 他	テント、防水シート、土のう袋等	○	○

2 防災行政無線（規則第 27 条第 9 項キ）

(1) 子局整備基準

別図 1 「防災行政無線子局有効範囲図」で敷地面積の全体を包囲できない開発事業区域にあっては、整備するものとする。ただし、スピーカー出力等の変更で包囲できる場合は除くものとする。

(2) 整備個数

基本的には、専門家による電波フィールド試験を実施し算出するものとする。

(3) 整備協議

基本的には、葉山町が実施している保守管理委託業者と詳細について協議し防災係に関係書類を提出するものとする。

(4) 工事等の費用負担

開発事業者が全額負担するものとする。

(5) 土地・設備の帰属及び寄附

基本的には、設置した土地・設備については帰属又は寄附するものとし、詳細については防災係と協議を行うものとする。

8. 協議事項概要

主な協議事項と主管

【 】の連絡先は後記

条例	規則	見出し	協議事項	主管	
全般	全般		協議における全般事項	都市計画課	
第7～9条		まちづくり推進地区基本計画の策定	まちづくり推進地区基本計画	都市計画課	
第10～15条		協働によるまちづくりの推進	地域まちづくり基本構想及び協定	都市計画課	
第16条		開発事業の事前協議	防犯設備等	【葉山警察】	
			建築行為、開発行為、宅地造成、風致地区及び近郊緑地保全区域等	都市計画課	
第32条	第26条(1)～(3)	既存樹木の保全等	既存樹木の保全等、緑地の確保、植樹の促進	環境課	
	第26条(4)	公園の整備	公園の整備	都市計画課	
	第26条(5)	擁壁等	擁壁の仕上げ	都市計画課	
	第26条(6)	宅地面積の確保等	宅地面積の確保、外壁後退距離、集合住宅の専有面積	都市計画課	
第33条	第27条(1)	道路の整備	町道の整備	道路河川課	
			区域内の道路の整備	都市計画課	
	第27条(2)	排水施設の整備	町道、河川、水路など	道路河川課	
			集中浄化槽の整備	環境課	
			農業水利	農業委員会	
	第27条(3)	公共下水道の整備	公共下水道の整備	下水道課	
	第27条(4)	適正な排水処理の確保	合併処理浄化槽	都市計画課	
			公共下水道への接続	下水道課	
	第27条(5)	適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進	資源ステーション、ごみ集積所、リサイクルの推進	クリーンセンター	
	第27条(6)	消防水利の整備等	消火栓、防火水槽、活動空地等	建築物の建築	予防課
				宅地の造成	消防署
	第27条(7)	福祉のための都市環境の整備	障害者等の配慮	福祉課	
	第27条(8)	文化財の保護	文化財、埋蔵文化財	生涯学習課	
第27条(9)	安全で快適な生活環境の確保		地区計画、建築協定	都市計画課	
			街路灯等	道路河川課	
			集会所	政策課	
			防災用資機材備蓄倉庫・防災行政無線	防災安全課	
			広報板	政策課	

条例	規則	見出し	協議事項	主管
第33条 (つづき)	第27条(10)	工事施行時の安全の確保等	騒音、振動、粉じんその他これらに類するもの土砂、建設機械、資材等の搬出入、車種、及び処分方法 通学路等	【葉山警察】
				防災安全課
				環境課
				道路河川課
	第27条(11)	都市計画との関連	都市施設	都市計画課
	第30条(2)	境界の確定	行政界	公共施設課
	第31条	供給施設	上水道	【県・水道局】
		電気	【東京電力】	
		電話	【NTT】	
		ガス	【東京ガス】	
第34～37条		開発事業に係る紛争の調整	あつせん、調停	都市計画課
第38条		葉山町まちづくり審議会	葉山町まちづくり審議会	都市計画課
その他			集中浄化槽(汚水処理施設)	環境課
			農地の転用	農業委員会
			商工農林水産業	産業振興課

葉山町以外の行政機関・供給機関等連絡先

平成19年11月29日改正

名 称	電 話 番 号
神奈川県横須賀土木事務所計画建築部 まちづくり・建築指導課	046-853-8800
神奈川県横須賀三浦地区行政センター 企画調整部 企画調整課 (土地利用調整条例担当)	046-823-0210
神奈川県葉山警察署生活安全課	046-876-0110
神奈川県鎌倉水道営業所	0467-22-6200
東京電力(株)カスタマーセンター	0120-99-5776
NTT東日本116センター	116 0120-858-116 (携帯から)
東京ガス(株)お客様センター	0570-002211

葉山町まちづくり条例技術基準

平成 15 年 4 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

平成 28 年 4 月 改定

平成 29 年 6 月 改定

令和 4 年 4 月 改定

葉山町都市経済部都市計画課